旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事

図面リスト、特記仕様書 等	
図面番号	図　面　名　称
AA－00	表紙・図面リスト
AA－01	特記仕様書（解体その１）
AA－02	特記仕様書（解体その２）
AA－03	案内図・配置図・仮設計画図
AA－04	平面図・仕上表
AA－05	立面図・仕上表
AA－06	外構図（改修前）
AA－07	外構図（改修後）
EE－01	電気設備工事特記仕様書（１）
EE－02	電気設備　１階平面図
EE－03	電気設備　２階平面図
EE－04	電気外構図（改修後）
MM－01	機械設備工事特記仕様書（１）
MM－02	機械設備工事特記仕様書（２）
MM－03	機械設備工事特記仕様書（３）
MM－04	解体工事特記事項・凡例
MM－05	機器表・器具表・桝リスト
MM－06	空調換気設備　１階平面図
MM－07	空調換気設備　２階平面図
MM－08	給排水衛生設備　１階平面図
MM－09	給排水衛生設備　２階平面図

解体工事（既存図面）	
図面番号	図　面　名　称
KA－01	面積計算表
KA－02	立面図（建築当初）
KA－03	矩計図①（建築当初）
KA－04	矩計図②（建築当初）
KA－05	天井伏図（建築当初）
KA－06	建具表①（建築当初）
KA－07	建具表②（建築当初）
KA－08	建具表③（建築当初）
KA－09	構造図①（建築当初）
KA－10	構造図②（建築当初）
KA－11	軸組図（建築当初）
KA－12	児童クラブ　平面図
KA－13	児童クラブ　平面図（部分改修後）
KA－14	児童クラブ　立面図
KA－15	児童クラブ　矩計図
KA－16	児童クラブ　天井伏図
KA－17	児童クラブ　鉄骨平面図
KA－18	児童クラブ　基礎伏図・断面図
KE－01	電灯・照明配線図　姿図（建築当初）
KE－02	児童クラブ　電灯配線配置図
KE－03	児童クラブ　電灯・コンセント配線図
KE－04	児童クラブ　盤結線図・照明姿図
KM－01	給排水設備図（建築当初）
KM－02	児童クラブ　給排水衛生設備配置図
KM－03	児童クラブ　給排水衛生設備平面図
KM－04	児童クラブ　空調換気設備平面図・器具リスト

図種	工事名	
AA	旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事	
00	図面名 表紙・図面リスト	NO SCALE
熊谷市建設部営繕課		

工事名	旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事

特記仕様書

Ⅰ　工事概要

1．工事場所　熊谷市箕輪７番地（吉見小学校敷地内）

2．敷地面積

3．工事種目

棟名称	構造	階数	建築面積	延べ面積
（建物概要）旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所	Ｓ造	地上２階	484.66 ㎡	633.08 ㎡

4．工事範囲
- 旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所の解体工事
- 上記解体工事に伴う機械設備工事及び電気設備工事一式
- 樹木の伐採、伐根
- 残置物の撤去
- 解体跡地の整備

5．工　　期

契約工期	契　約　日　から　令和９年３月31日まで
共通仮設費率の算定に用いる工期	令和８年10月16日　から　令和９年２月15日まで
主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間	現場施工に着手するまで
現場代理人の現場への常駐を要しない期間	現場施工に着手するまで

Ⅱ　解体工事仕様

（１）質問回答書、本特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて埼玉県建築工事特別共通仕様書、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書（令和４年版）」により、これら共通仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（令和７年版）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（令和７年版）」による。
なお、新たな版が出版され、当該基準によりがたい場合は、監督員と協議し、適用する基準等を決定する。

（２）本特記仕様書の表記
１）項目は、番号に○印のついたものを適用する。
２）特記事項は、⊙印のついたものを適用する。
⊙印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
⊙印と ※ 印の付いた場合は、共に適用する。
⊙印と ※ の場合は、⊙のみを適用する。
３）特記事項に記載の［　．　］内の表示記号は、「埼玉県建築工事特別共通仕様書」の当該項目を示す。
４）特記事項に記載の＜　．　＞内の表示記号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目を示す。
５）特記事項に記載の［　．　］内の表示記号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目を示す。
６）特記事項に記載の（　．　）内の表示記号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目を示す。
７）注は標準仕様書記載事項で、注意すべきものを示す。

章	項目	特記事項
1 一般共通事項	① 適用基準等	⊙建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）（令和元年9月2日適用） ⊙埼玉県建築工事に伴う災害、公害及び事故防止対策要領（令和2年4月1日改定） ⊙建設副産物の手引き（埼玉県建設副産物対策協議会）（令和5年1月改訂） ⊙建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日改正） ⊙建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（平成29年4月1日改正） ⊙埼玉県建築工事実務要覧（令和8年版） ⊙地盤変動影響調査算定要領（令和5年4月1日適用）
	② 官公署その他への届出手続き等	解体工事の通知書の提出等 <1.1.3> ※「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下、「建設リサイクル法」という。）第１１条の規定による通知書を作成し、監督員に提出すること。 ※上記通知書の各事項（変更がある場合は、変更後の内容）について、下請業者に周知徹底すること。 再資源化等完了の報告と記録 ※廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条第１項の規定により、監督員に書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関して記録を作成し、保存すること。 その他の届出手続等 ※その他、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。
	③ 条件明示事項	保険の種類 [1.1.3] ※法定外の労災保険（工事に従事する者(全ての下請負人を含む)の業務上の負傷等を対象とするもの） ※建設工事保険等（工事目的物及び工事材料等を対象とするもの） ※請負業者賠償責任保険等　・ 保険の期間　※工事完成期日後１４日を含む期間　・
	④ 工事実績情報の登録	行う [1.1.8]<1.1.4>
	⑤ 工事の記録等	埼玉県電子納品運用ガイドラインの適用 <1.2.3> ※対象（建築・設備工事電子納品写真作成要領による。CD-R又はDVD-Rを１部提出） ⊙対象外 注　工事写真は、着工前、各工程における作業状況、解体材の分別状況、完了時について、「埼玉県建築工事写真作成要領」を参考に監督員と協議し、監督員の指示により撮影する。 注　電子データを用いた検査に必要な機器は、検査員の意向を勘案し監督員と協議し準備する。
	⑥ 施工管理	※現場代理人は現場に常駐し、現場の運営、取締りを行う。 <1.3.1>
	⑦ 電気保安技術者	適用する [1.3.2]<1.3.3>
	⑧ 施工条件	施工時間 (1.3.5)<1.3.5> ・行政機関の休日に関する法律（S63第91号）に定める行政機関の休日以外とする。 ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。 下記以外は監督員と協議する。 ・建設発生木材仮置場　（※図示　・　） ・　（※図示　・　）
	⑨ 環境保全等	建設機械 <1.3.9> ※建設機械は、原則として、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用する。
	10 引き渡しを要するもの	引き渡しを要するもの <1.3.10> 名称 ｜ 仕様等 ｜ 備考
	⑪ 近隣に対する周知	・工事に先立ち、監督員と打ち合わせの上、住民及び関係自治会等に対して工事説明会を開催する。 <1.3.6> ⊙工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。 ・
	12 施工数量調査	調査範囲及び調査方法　※図示による（　　）　・ <1.5.1>
	13 技能士	適用する　（・とび作業　・　　） [1.3.3]<1.6.2>
	⑭ 完成図等	完成図（製本）　※二つ折り（Ａ３版）製本　２部 ・ファイル綴じ（Ａ３版）　部 [1.6.1、3] 完成図（電子化媒体）　※CD-R又はDVD-R, １部 （埼玉県建築工事図面情報電子化媒体作成要領による） CADデータの形式　※SXF(sfc)　・DXF　⊙JWW verについては監督員と協議する。 ※完成図の内容については、別途監督員より指示を行う。
	⑮ 完成写真	埼玉県電子納品運用ガイドラインの適用 [1.6.2] ※対象（建築・設備工事電子納品写真作成要領による。CD-R又はDVD-Rを１部提出） ・対象外 写真アルバムの提出　⊙行う（１部）　※行わない
	16 施設CADデータの更新	行う
	⑰ 現場管理	別途関連工事がある場合、その施工者と綿密な連絡をとり、全工事に支障のないよう施工すること。
	⑱ 施工計画書の提出	工事着手前に施工計画書を作成し、「分別解体等の計画等」を添付して監督員の承諾を受けること。 <1.2.2>
	⑲ 建築物除却届の提出	工事着手に先立ち、建築基準法第１５条第１項の規定による「建築物除却届」を作成し、監督員に提出すること。 <1.1.3>
	⑳ 再資源化等	「建設リサイクル法」、「彩の国建設リサイクル実施指針」、「建設副産物の手引き」等を遵守し、建設廃棄物の再資源化等を推進すること。 <1.3.9>
	㉑ 再資源化等完了の報告と記録	廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条第１項の規定により、監督員に書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関して記録を作成し保存すること。なお、塩ビライニング鋼管は継ぎ手リサイクル依頼伝票を、塩ビ管は購入証明書を提出すること。
	㉒ 廃棄物の処理	※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」を遵守し、マニフェストシステムにより適正に処理すること。 ※過積載等の違法運行の防止を図るとともに、道路交通法遵守を下請業者に徹底すること。
	㉓ 環境・安全対策	※工事着手前に付近の状況を調査し、環境保全ならびに安全対策に配慮し、工事を行うこと。 ※工事の施工にあたり、騒音、振動、ほこりの発生、土壌汚染、排水汚染などがないよう、万全の対策を講じること。 ※工事施工中、近隣（近隣住民・通行人・工作物・植栽・道路・建築物等）に損害を与えた場合には、受注者の責任において、損害の補償又は現状に復旧するものとする。
	㉔ 振動、騒音測定	※行う　・振動測定のみ行う 工事施工中、監督員の指定した場所に常設して行う。　１箇所 工事中の内容や状況に応じて測定を行う。　箇所 仕様については監督員と協議の上決定すること。 近隣住民への表示　※大型表示板で測定期間中表示　⊙行わない
	㉕ 隣接建物等調査	※専門業者による周辺家屋の事前、事後調査を行う。調査に当たっては当該関係者の立ち会いを求めると共に、調査した内容については当該関係者の承諾を受けること。 ※損傷箇所の測定、写真撮影、スケッチ、調査図等の作成を行い資料を２部提出すること。 ※受注者の過失により近隣等に損害が生じた場合は受注者の責任に置いて現状復旧すること。 ※調査対象　解体工事前　２　件 解体工事後　２　件 調査方法については、「８　周辺建築物等調査」による
	26 施工に注意を要する区域等	本工事場所は以下の区域等に指定等されているため、施工計画の作成及び施工に当たっては関係法令等の遵守に十分注意する。 <1.1.12、13> ・周知の埋蔵文化財包蔵地　・史跡名勝天然記念物　・
	㉗ 関係法令等の遵守	受注者は工事に伴う道路占用許可、環境(騒音、振動、ほこり等)対策に係る諸申請等関係法令に照らし、必要と思われる手続を行い、工事を遂滞なく完了させること。 <1.1.13>
	㉘ 標識の提示	建設業法第40条及び建設リサイクル法第33条に規定する標識を掲示すること。[1.1.12] 公共工事現場へのコスト表示実施要領（H16.9技管）により、請負金額等を表示する。
	29 既存樹木の保存	監督員の指示を受けた既存樹木等については、保護を行う。
	30 下請業者の選定	県内業者の活用 ※各種下請業者については、優先的に県内業者を選定すること。 ※下請け業者に解体工事業者を選定する場合は、所定の建設業許可又は埼玉県知事による解体工事業の登録している者を選定すること。
	㉛ 下請業者の指導	受注者は、建設廃棄物の再資源化等を適切に行うよう下請業者を指導すること。
	㉜ その他	他の同時期の工事と連携や協調を取ること。 工事に伴い必要な諸官庁署への手続き・届出・申請は本工事に含む。
2 仮設工事	① 騒音・粉じん等の対策	騒音・粉じん等の対策 <2.2.1> ※防音パネル　⊙防音シート　・ 設置範囲及び高さ ※図示　・ ※作業に先立ち、散水・養生等を十分に行うこと。
	② 足場その他	<2.2.2> 足場を設ける場合、「「手すり先行工法等に関するガイドライン」について」（厚生労働省 令和５年１２月）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。 なお、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の（1）手すり据置方式又は（2）手すり先行専用足場方式により行うこと。 墜落制止用器具の使用は、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」（厚生労働省 H30.6.22)による。 ・フルハーネス型墜落制止用器具を用いる。 幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する（労働安全衛生規則第561条の2）
	③ 仮囲い等	※図示　・ 図示の有無に関わらず、監督員と協議の上、必要に応じ適切に配置し的確に対応すること。 <2.2.2>
	④ 工事概要案内板	設置する <2.3.1>
	5 監督員事務所等	・設置する　※設置しない（下記備品のみ用意する） <2.3.1> 規模　・既存建物内の一部を使用　・構内に新設（　　㎡程度） 備品（　名分相当） ・机　・椅子　・書棚　・黒板　・掛時計　・寒暖計　・長靴　・雨合羽 ・保護帽　・懐中電灯　・墜落制止用器具　・軍手　・衣類ロッカー ・冷暖房機器　・消火器　・湯沸器　・茶器　・掃除用具　・電話機 ・ＦＡＸ　・電子メール通信機器　・スキャナー　・プリンター
	⑥ 仮設物	仮設物の位置・仕様・車両の進入方法等、施設内の車両の通行路について、施工前に必ず監督員、施設管理者と協議すること。 <2.3.1>
	7 山留めの撤去	山留めの存置　・あり（図示）　※なし <2.4.3> 鋼矢板等の抜き跡の処理　※図示　・
	⑧ 工事用水	構内既存の施設　※利用できない　⊙利用できる（※有償　・無償）
	⑨ 工事用電力	構内既存の施設　※利用できない　・利用できる（※有償　・無償）
	⑩ 火元責任者	火災防止に配慮し、火元責任者を配すること。
	⑪ 交通誘導員	⊙必要に応じ搬入路付近に交通誘導員を配置する。 ・図示による
	12 快適トイレ	仕様　※図示
	⑬ その他	⊙仮囲い等は現場の状況に合わせて適宜計画すること。 ⊙ゲート等の位置は監督員と協議のうえ、必要に応じて適切な位置に移動すること。 ⊙仮設材の位置・仕様・車両の通行路と進入方法等について、施工前に必ず監督員と協議すること。
3 解体施工	① 浄化槽・排水槽等	汚水、汚物等の回収、洗浄、消毒等の措置 <3.2.1> ⊙行う　・行わない
	2 杭の解体	杭の解体工法 <3.9.2> ・引抜き工法（引抜いた杭の処理　※現場破砕　・破砕施設搬入　・図示） ・破砕工法　（杭頭のみ。GL-1.0m程度まで） 杭撤去跡の充填 充填材料　・山砂　・流動化処理土　・セメントミルク　・再生砂 配合計画　※監督員との協議による　・ 杭位置の測量 ・行う（測量する杭　・全て　・図示　・監督員との協議による） ※行わない
	③ 屋外設備等	電柱の撤去　⊙行う（※図示　・　）　・行わない <3.10.1> 外灯の撤去　⊙行う（※図示　・　）　・行わない フェンス等工作物の撤去　・行う（※図示　・　）　・行わない
	④ 樹木等	樹木の伐採伐根及び移植 <3.11.1> ※図示　・敷地内全て
	⑤ 地下埋設物・埋設配管	※図示　・ <3.12.1> 埋設管の処置 ※地中埋設管(給水、排水、ガス等)については、監督員の指示による。 ※プラグ止等の措置をする　・全て撤去する ※官公庁への申請手続きは本工事の範囲とする。
	⑥ 設備機器等	解体事前処理（油類タンク） ⊙機械設備図による。 ・解体に先立ち、燃料配管、燃料槽、燃料小出槽等に残油がないことを確認する。必要に応じて残油を抜き取り、燃料を土壌に流失させないように注意する。 ・燃料槽、燃料小出槽は、洗浄のうえ中和処理を行う。 解体事前処理（冷媒） ・冷媒を屋外機にポンプダウンした撤去を行う機器は下記による。 図面番号 ｜ 記号 ・冷媒を回収した後撤去を行う機器は下記による。 図面番号 ｜ 記号
	⑦ 解体後の整地	解体後の埋戻し及び盛土 <3.13.1> ⊙行う 整地高さ ・現状ＧＬ　⊙図示（AA-07参照） 埋戻し及び盛土の材料 ⊙山砂の類　・現場の建設発生土の中の良質土　・再生コンクリート砂 埋戻し及び盛土に当たっては、各層30cm程度毎に締め固めること。 ・行わない 表層の砂利敷き (22.9.2) ※行わない ・行う（・砂利敷き　B種　・　　）
	⑧ 解体後の柵の設置	する（解体後、監督員の指示に従い、敷地内に進入できないよう柵、立入禁止の表示板等を設置する。）
	⑨ 解体工事全般	⊙工事の施工にあたり、騒音・振動については万全の対策を講じること。 ⊙コンクリートガラ運搬については、現地破砕を削減し、なるべく大ガラにて運搬し処理施設にて受入れる廃棄規模に応じ破砕等を行うこと。 ・ 建設発生土について ⊙場内敷均し ・他現場へ搬出（　　） ・場外搬出適切処理（搬出場所：　　）
4 建設廃棄物の処理	① 一般事項	[1.1.13] ※受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、次の対象工事について、工事着手前に本工事に係る「再生資源利用[促進]計画書」及び「工事登録証明書」を建設副産物情報交換システム（ＣＯＢＲＩＳ）により作成し、施工計画書に含め各１部提出する。 また、工事完成後速やかに計画の実施状況（実績）について、「再生資源利用[促進]実施書」及び「工事登録証明書」を同システムにより作成し、各１部提出するとともに、これらの記録を保存する。 (a) 再生資源利用計画書(実施書)の作成対象工事(下記のいずれかに該当する工事) (1)　500m³以上の土砂を搬入する工事 (2)　500ｔ以上の砕石を搬入する工事 (3)　200ｔ以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事 (4)　最終工事請負金額が100万円以上の工事 （計画書については、当初工事請負金額が100万円以上の工事） (b) 再生資源利用促進計画書(実施書)の作成対象工事(下記のいずれかに該当する工事) (1)　500m³以上の建設発生土を搬出する工事 (2)　アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で200ｔ以上搬出する工事 (3)　最終工事請負金額が100万円以上の工事 （計画書については、当初工事請負金額が100万円以上の工事）
	② 再資源化等（再資源化及び縮減）	<4.4.1> 建設廃棄物の種類 ｜ 備考 ⊙コンクリート ⊙コンクリート及び鉄から成る建設資材 ⊙木材 ⊙アスファルトコンクリート ⊙金属類 ⊙建設泥土 ・小形二次電池 ⊙蛍光ランプ及びＨＩＤランプ ・硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管及び継手 ⊙ガラス ・木材（縮減） 中間処理施設又は再資源化施設の別 ⊙監督員と協議　・
	3 再資源化し、現場で利用する建設廃棄物	<4.4.1> 廃棄物の種類 ｜ 数量 ｜ 備考
	4 産業廃棄物広域認定制度の活用	<4.4.2> 廃棄物の種類 ｜ 備考
	⑤ 最終処分	<4.4.3> 廃棄物の種類 ｜ 備考 ⊙石綿含有成形板（文化財整理所・和室会議室） ⊙石綿含有仕上塗材（文化財整理所・和室会議室） ⊙石綿含有スレートボード（文化財整理所・便所） ⊙石綿含有ルーフィング（文化財整理所・屋根） 最終処分場 ・監督員と協議　⊙管理型
	⑥ 処理に注意を要する建設廃棄物	<4.5.1> 廃棄物の種類 ｜ 備考 ⊙石綿含有せっこうボード ・ひ素・カドミウム含有せっこうボード ・上記以外のせっこうボード ・ＣＣＡ処理木材 ⊙石綿含有建材（ｹｲｶﾙ板・ｽﾚｰﾄﾎﾞｰﾄﾞ・ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ・ﾘﾝﾉｳ吹付ｽﾚｰﾄﾎﾞｰﾄﾞ） 廃棄物の処理 ⊙監督員と協議　・
	⑦ 舗装版切断時に発生する濁水の処理	（濁水の処理） 中間処理施設を選定する場合には事前に監督員の承諾を得るものとする。 種類　汚泥 （共通事項） 1　受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥として中間処理施設に運搬及び処理するものとする 2　受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。 3　受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。 4　受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「ﾏﾆｭﾌｪｽﾄ」という。）により管理するものとする。 （提出書類等） 1　受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。 2　受注者は、工事完成後速やかにﾏﾆｭﾌｪｽﾄの写しを監督員に提出しなければならないものとする。 （その他） 受注者は、バキューム式以外の工法（舗装版切断時に濁水を生じない等）を使用する場合においては、事前に発注者と協議するものとする。
5 特別管理産業廃棄物の処理	1 施工調査	※特別管理産業廃棄物の調査を次により行う。 <5.1.2> （１）特別管理産業廃棄物の使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。 （２）特別管理産業廃棄物に応じた、収集運搬業者、処分業者、回収業者、産業廃棄物処理施設、処分条件等を調査する。 （３）調査結果は調書にとりまとめ、監督員に提出する。
	② 分析調査	<5.1.2> 分析調査を行う特別管理産業廃棄物等の種類 ｜ 採取する部位・箇所数 ｜ 備考 ・PCB 含有シーリング分析調査（第一次判定）　部位　・図示　・　箇所数：　箇所 ・PCB 含有シーリング分析調査（第二次判定）　部位　・図示　・　箇所数：　箇所 ⊙PCBを含む機器類　部位　⊙電気設備図に図示　・　箇所数：　箇所 ・　部位　・図示　・　箇所数：　箇所 ・PCB含有シーリング分析調査 <5.4.1> ・監督員と協議　・ ・PCBを含む機器の微量PCBの分析調査 <5.4.1> ・ ・絶縁油のPCB含有量の分析調査 「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成4年7月3日厚生省告示第192号）」又は「絶縁油中の微量ＰＣＢに関する簡易測定法マニュアル（環境省）」により行う。 ・ダイオキシン類のサンプリング調査 <5.4.1> 「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類暴露防止対策要綱（平成13年4月26日付基発第401号）」により行う。

熊谷市建設部営繕課	日付 R08	工事名称 旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事	図面No. AA-01
	改訂 R8.4(Ver.R8-1)	図面名称 特記仕様書（解体その１）	

③特別管理産業廃棄物の処理 <5.4.1>

特別管理産業廃棄物の種類	備　考
・廃石綿等	
⊙PCBを含む機器類	⊙電気設備図による
・PCB含有シーリング材	
・廃油	
・廃酸/廃アルカリ	
・ダイオキシン類	

処理施設
・監督員と協議　・

4 PCBを含む機器類　引渡しを要する機器類 <5.4.1>
・

5 PCB含有ｼｰﾘﾝｸﾞ材　除去処理工事 <5.4.1>
除去範囲　※図示　・
撤去方法　・「標準施工要領書（日本シーリング工事業協同組合連合会／日本シーリング材工業会）」による。

6 ダイオキシン類　廃棄物の焼却施設の解体 <5.4.1>
解体方法
・
処分方法
・

6 石綿含有建材の除去及び処理

①石綿含有建材の事前調査
石綿含有建材の事前調査 [9.1.1、3～6]
工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等により石綿を含有している吹き付け材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査し、監督員に報告する。
調査範囲（⊙解体対象工作物　・図示　　）
貸与資料（　石綿分析調査結果報告書　）

2 石綿含有分析調査
分析による石綿含有建材の調査 <1.4.1>
分析対象
アモサイト、クリソタイル、クロシドライト、アクチノライト、
アンソフィライト、トレモライト

分析方法

材　料　名	定性分析方法		定量分析方法	
	JIS A 1481-1	JIS A 1481-2	JIS A 1481-3	JIS A 1481-4
・	※　箇所	・　箇所	・　箇所	・　箇所
・	※　箇所	・　箇所	・　箇所	・　箇所
・	※　箇所	・　箇所	・　箇所	・　箇所

サンプル数　1箇所あたり3サンプル
吹付け材及び保温材等は　※　10cm³　/箇所　・　/箇所　とする。
成形板は　※100cm²　/箇所　・　/箇所　とする。
採取箇所　・図示　・
分析結果については監督員に提出すること。

③石綿粉じん濃度測定　測定時期、場所及び測定点 <6.1.3>

適用 ﾚﾍﾞﾙ1	ﾚﾍﾞﾙ2	ﾚﾍﾞﾙ3	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（処理作業室ごと）
※	※	・	測定1	処理作業前	処理作業室内	・各2又は3点　・（ ）点
※	※	・	測定2		施工区画周辺又は敷地境界	・各2点　・（ ）点
・	・	・	測定3	処理作業中	処理作業室内	（ ）点
※		・	測定4		ｾｷｭﾘﾃｨｰｿﾞｰﾝ入口	・各1点　・（ ）点
※	・	・	測定5		集じん・排気装置の排出口（処理作業室外の場合）	・各1点　・（ ）点
※	・	・	測定6		施工区画周辺又は敷地境界	・4方向各1点　・（ ）点
※	※	※	測定7	処理作業後（隔離ｼｰﾄ撤去前）	処理作業室内	・各2点（ﾚﾍﾞﾙ3は各1点）・（ ）点
※	※	⊙	測定8		施工区画周辺又は敷地境界	⊙4方向各1点
・	・	・	測定9	処理作業後（ｼｰﾄ撤去後1週間以降）	処理作業室内	（ ）点
・	・	・	測定10		施工区画周辺又は敷地境界	（ ）点

※埼玉県の条例を遵守して実施すること。

測定方法
・自動測定器による測定
測定4,5　※ﾊﾟｰﾃｨｸﾙｶｳﾝﾀｰ、粉じん相対濃度計(ﾃﾞｼﾞﾀﾙ粉じん計)、繊維状粒子自動計測器(ﾘｱﾙﾀｲﾑﾌｧｲﾊﾞｰﾓﾆﾀｰ) 等、排気の粉じん濃度を迅速に計測できる機器にて測定

・JIS K 3850-1に基づいた測定

	測定4,5	測定	測定
ﾒﾝﾌﾞﾚﾝﾌｨﾙﾀの直径(mm)	25	47	47
試料の吸引流量(L/min)	5	10	10
試料の吸引時間(min)	30	120	240

4 石綿含有吹付け材の除去（石綿含有保温材等を切断又は破砕して除去する場合を含む）の除去（レベル1）
除去対象範囲　・図示　・ [9.1.3]
除去工法　※[9.1.3](2)(7)による
除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置
※密封処理　※湿潤化　・固形化
除去した石綿含有吹付け材等の処分
・埋立処分（管理型最終処分場）
・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）

5 石綿含有保温材等の除去（レベル2）
除去対象範囲　・図示　・ [9.1.4]
除去工法　※手ばらしによる
除去した石綿含有保温材等の飛散防止措置
※密封処理　※湿潤化　・固形化
除去した石綿含有保温材等の処分
・埋立処分（管理型最終処分場）
・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）

6 石綿含有けい酸カルシウム板第一種の切断、破砕等による除去（レベル3）
除去対象範囲　・図示　・ [9.1.5]
隔離養生（負圧不要）方法　・図示　・
足場　・図示　・
除去した石綿含有けい酸カルシウム板第一種の処分
・埋立処分（安定型最終処分場）
・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）

⑦石綿含有成形板の除去（石綿含有けい酸カルシウム板第一種の手ばらしによる除去を含む）（レベル3） [9.1.5]
除去対象範囲　⊙図示　・
石綿含有けい酸カルシウム板第一種の場合の隔離養生（負圧不要）方法
・ビニールシート等による養生を行う　・
除去した石綿含有成形板の処分
・石綿含有せっこうボード
※埋立処分（管理型最終処分場）
⊙石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板
⊙埋立処分（安定型最終処分場）
・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）
除去した石綿含有けい酸カルシウム板第一種の処分
・埋立処分（安定型最終処分場）
・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）

⑧石綿含有仕上塗材又は石綿含有成形板（下地調整材）の除去（レベル3）
除去対象範囲　⊙図示　・ [9.1.6]
着工前の試験施工　・行う　・行わない
除去工法（　　）
除去した石綿含有建築用仕上塗材等の飛散防止
※密封処理　※湿潤化　・固形化
除去した石綿含有建築用仕上塗材等の処分
・埋立処分（安定型最終処分場）
・埋立処分（管理型最終処分場）
・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）

9 リフラクトリーセラミックファイバーの処理
石綿含有建材除去後の仕上げ工事
図示による
除去処理対象物　・
除去対象範囲　・図示　・
除去方法　・図示　・
処分　・埋立処分（安定型最終処分場）　・

⑩その他　⊙近隣説明及び諸官庁への届出は受注者が行い、事前に監督員と協議をすること。

7 特殊な建設副産物の処理

1 施工調査 <7.1.3>

分析調査を行う特殊な建設副産物の種類	採取する部位・箇所数	備　考
	部　位　・図示　・ 箇所数：　箇所	
	部　位　・図示　・ 箇所数：　箇所	
	部　位　・図示　・ 箇所数：　箇所	
	部　位　・図示　・ 箇所数：　箇所	

2 回収及び処分 <7.3.1>

回収及び処分を行う特殊な建設副産物の種類	備　考
・ フロン（冷媒）	
・ 建材用断熱材フロン	
・ ハロン	
・ イオン化式感知器	
・ 六ふっ化硫黄（SF6）ガス	
・ ＰＦＯＳ（ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝｽﾙﾎﾝ酸）	
・ 特定化学物質（　　）	
・ その他の特殊な建設副産物（　　）	

回収又は処分
・機械設備図による
・

8 周辺建築物等調査

①周辺建築物等調査（地盤変動影響調査算定要領による）
（調査）
第１条　建物等の調査は、事前調査と事後調査に区分して行うものとする。
２　事前調査及び事後調査にあたっては、原則として建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者（以下「所有者等」という。）の立会いのうえ行い、地盤変動影響調査年仕様書で定める様式に署名・押印を求めるものとする。
３　前項の調査は、情報通信技術その他の先端的な技術を活用して行うことができるものとする。
（事前調査における一般的事項）
第２条　事前調査の実施に当たっては、調査区域内に存する建物等につき、建物等の所有者ごとに次の事項について調査を行うものとする。
一　建物の敷地ごとに建物等（工作物については主たるもの）の敷地内の位置関係
二　建物等ごとに実測による間取り平面及び立面
三　建物等の所在及び地番並びに建築年月日並びに所有者の氏名及び住所
四　その他第６条の調査書及び図面の作成に必要な事項
２　前項第三号の所有者の氏名及び住所が現地調査において確認できないときは、必要に応じて登記事項証明書を請求する等の方法により調査を行うものとする。
（事前調査における損傷調査）
第３条　前条の一般的事項の調査が完了したときは、当該建物等の既存の損傷箇所の調査を行うものとし、当該調査は、原則として、次の部位別に行うものとする。
一　基礎
二　軸部
三　開口部
四　床
五　天井
六　内壁
七　外壁
八　屋根
九　水回り
十　外構
２　基礎についての調査は、次により行うものとする。
一　建物の全体又は一部の傾斜若しくは沈下の状況を把握するため、原則として、当該建物基礎の四方向を水準測量で計測する。この場合において、事後調査の基準点とするため、沈下等のおそれのない堅固な物件を定め併せて計測を行う。
二　コンクリート布基礎等に亀裂等が生じているときは、建物の外周について、亀裂等の発生箇所及び状況（最大幅及び長さ）を計測する。
三　基礎のモルタル塗り部分に剥離又は浮き上がりが生じているときは、発生箇所及び状況（大きさ）を計測する。
四　計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。
３　軸部（柱及び敷居）についての調査は、次により行うものとする。
一　原則として、すべての傾斜の程度を傾斜計で計測する。
二　柱の傾斜の計測位置は、直交する二方向の床（敷居）から１メートルの高さの点とする。
三　敷居の傾斜の計測位置は、柱から１メートル離れた点とする。
四　計測の単位は、ミリメートルとする。
４　開口部（建具等）についての調査は、次により行うものとする。
一　原則として、当該建物で建付不良となっている数量調査を行った後、不良箇所すべてを計測する。
二　計測箇所は、柱又は窓枠と建具との隙間との最大値の点とする。
三　建具の開閉が滑らかに行えないもの若しくは不能なもの又は施錠不良が生じているものは、その程度と数量を調査する。
四　計測の単位はミリメートルとする。
５　床についての調査は、次により行うものとする。
一　えん甲板張り等の居室（畳敷の居室を除く。）について、気泡水準器で直交する二方向の傾斜を計測する。
二　床仕上げ材に亀裂、縁切れ、剥離又は破損が生じているときは、それらの箇所及び状況（最大幅、長さ又は大きさ）を計測する。
三　束、大引又は根太等床材に緩みが生じているときは、その程度を調査する。
四　計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さ及び大きさについてはセンチメートルとする。
６　天井に亀裂、縁切れ、雨漏り等のシミ等が発生しているときの調査は、内壁の調査に準じて行うものとする。
７　内壁にちり切れ（柱及び内法材と壁との分離）が発生しているときの調査は、次により行うものとする。
一　原則として、すべてのちり切れを計測する。
二　計測の単位は、幅についてはミリメートルとする。
８　内壁に亀裂が発生しているときの調査は、次により行うものとする。
一　原則として、全ての亀裂の計測（最大幅、長さ及び分岐点幅）をする。
二　計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。
三　亀裂が一壁面に多数発生している場合にはその状態をスケッチするとともに、壁面に雨漏り等のシミが生じているときは、その形状及び大きさの調査をする。
９　外壁に亀裂等が発生しているときの調査は、次により行うものとする。
一　四方向の立面に生じている亀裂等の数量、形状等をスケッチするとともに、一方向の最大の亀裂から２か所程度を計測する。
二　計測の単位は、幅についてはミリメートルとし、長さについてはセンチメートルとする。
１０　屋根（庇、雨樋を含む。）に亀裂又は破損等が発生しているときの調査は、当該建物の屋根伏図を作成し、次により行うものとする。
一　仕上げ材ごとに、その損傷の程度を計測する。
二　計測の単位は、原則として、センチメートルとする。ただし、亀裂等の幅についてはミリメートルとする。
１１　水回り（浴槽、台所、洗面所等）に亀裂、破損、漏水等が発生しているときの調査は、次により行うものとする。
一　浴槽、台所、洗面所等の床、腰、壁面のタイル張り等に亀裂、剥離、目地切れ等が生じているときの調査は、全ての損傷について第８項に準じて行う。
二　給水、排水等の配管に緩み、漏水等が生じているときは、その状況等を調査する。
１２　外構（テラス、コンクリート叩き、ベランダ、犬走り、池、浄化槽、門柱、塀、擁壁等の屋外工作物）に損傷が発生しているときの調査は、前１１項に準じて、その状況等の調査を行うものとする。
（写真撮影）
第４条　前２条に規定する事前調査に当たっては、改ざん（修正、書き込み、削除等）の防止措置を講じたうえで写真撮影するものとする。この場合において、写真撮影が困難な箇所又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、スケッチによることができるものとする。
２　第２条の一般的事項の調査においては、損傷の有無にかかわらず、原則として、次の箇所を撮影するものとする。
一　四方からの外部及び屋根
二　各室
３　前条の損傷調査において計測する箇所は、撮影対象箇所を指示棒等により指示し、次の事項を明示した黒板等と同時に撮影するものとする。
一　調査番号、建物番号及び建物等所有者の氏名
二　損傷名及び損傷の程度（計測）
三　撮影年月日、写真番号及び撮影対象箇所
（事後調査における損傷調査）
第５条　事前調査を行った損傷箇所の変化及び工事によって新たに発生した損傷については、その状態及び程度を前３条（第１０条第２項を除く。）の定めるところにより調査するものとする。
２　第３条の事前調査の調査区域外であって、事後調査の対象となったものについては、同条の事前調査における一般的事項に準じた調査を行った上で損傷箇所を調査するものとする。
（事前調査書等の作成）
第６条　事前調査を行ったときは、次の調査書及び図面を作成するものとする。
一　調査区域位置図
二　調査区域平面図
三　建物等調査一覧表
四　建物等調査図（平面図・立面図等）
五　建物等調査書
六　損傷調査書
七　写真台帳
（事前調査書及び図面）
第７条　前条の調査書及び図面は、次により作成するものとする。
一　調査区域位置図は、工事の工区単位ごとに作成するものとし、調査区域と工事箇所を併せて表示する。この場合の縮尺は、5,000分の1又は10,000分の1程度とする。
二　調査区域平面図は、調査区域内の建物等の配置を示す平面図で工事の工区単位又は調査単位ごとに次により作成する。
イ　調査を実施した建物等については、建物等調査一覧表で付した調査番号及び建物番号（同一所有者が２棟以上の建物を所有している場合）を記載し、建物の構造別に色分けし、建物の外枠（外壁）を着色する。この場合の構造別色分けは、木造を赤色、非木造を緑色とする。
ロ　縮尺は、500分の1又は、1,000分の1程度とする。
三　建物等調査一覧表は、工事の工区単位又は調査単位ごとに調査を実施した建物について調査番号、建物番号の順に建物の所在地、所有者及び建物の概要等必要な事項を記入する。また、工作物に損傷があった場合には、建物に準じて記入する。
四　建物の建物等調査図（平面図、立面図等）は、第２条及び第３条の事前調査の結果を基に建物ごとに次により作成するものとする。
イ　建物等平面図は、縮尺100分の1で作成し、写真撮影を行った位置を表示するとともに建物延べ面積及び各階別の面積並びにこれらの計算式を記入する。
ロ　建物等立面図は、縮尺100分の1により、原則として、四面（東西南北）作成し、外壁の亀裂等の損傷位置を記入する。
ハ　その他調査図（基礎伏図、屋根伏図及び展開図）は、発生している損傷を表示する必要がある場合に作成し、縮尺は100分の1又は10分の1程度とする。この場合において写真撮影が困難であり、又は詳細（スケッチ）図を作成することが適当であると認めたものについては、スケッチによる調査図を作成する。
五　工作物の建物等調査図（平面図、立面図等）は、損傷の状況及び程度により前号に準じて作成する。
六　損傷調査書は、第２条及び第３条の事前調査の結果に基づき、建物等ごとに建物等の所在地、所有者名、各室の名称、各部仕上材、写真番号及び損傷の状況等を記載して作成するものとする。なお、写真番号については、次号の写真番号と合わせるものとし、損傷の状況については、事前調査欄に損傷の状況（亀裂、沈下、傾斜等）及び程度（幅、長さ及び箇所数）を記載する。
七　写真台帳は、写真番号、撮影対象箇所及び損傷名を記載し、整理するものとする。
（事後調査書等の作成）
第８条　事後調査を行ったときは、第６条の調査書及び図面を基に損傷箇所の変化及び新たに発生した損傷について、事前調査までの成果を基に、第６条第一号及び第二号については異同を明示し、同条第三号から第七号までについては事前調査成果を転記し、前条に準じて第６条各号の調査書及び図面を作成するものとする。

②調査対象範囲　対象エリア及び建物リスト等　※図示による（　　）⊙ 監督員の指示による

※共同住宅の内部調査については、各戸調査を行う
※「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う。

③ 個人情報の保護　この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

11 土工事

①埋戻し及び盛土　埋戻し及び盛土の種別 (3.2.3)
⊙Ａ種　適用場所（ 基礎掘削部 ）
⊙Ｂ種　適用場所（ 基礎掘削部 ）
・Ｃ種　適用場所（　　）土質（　　）受渡場所（　　）
・Ｄ種　適用場所（　　）
品質　細粒分（75μm以下）の含有率（重量百分率）の上限を50%未満とする。

・六価クロム溶出試験　・行う　・行わない

②建設発生土の処理
・場外搬出適切処理（搬出場所：　　） (3.2.5)
・構内指示の場所にたい積　⊙構内指示の場所に敷き均し
・UCRの受け入れに必要な土質調査を実施する。また、この調査による資料は他工区の工事へも利用する。

3 山留めの撤去　鋼矢板等の抜き跡　※地盤の変形を防止する適切な措置を講ずる (3.3.3)

12 舗装工事

①路床　路床の材料 (22.2.2、3～5)(表22.2.1)

種別	材料	厚さ(mm)
⊙盛土	⊙Ａ種　⊙Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種 ・建設汚泥から再生した処理土 G	⊙図示 ・
・凍上抑制層	・再生クラッシャラン G　・クラッシャラン ・切込み砂利 ・砂（標準仕様書表21.2.2による） ・	・図示 ・
・フィルター層	・標準仕様書22.2.3(3)による ・	・図示 ・

（凍上抑制層に用いる材料に砂を用いる場合の粒度試験 ）・行う　・行わない

・路床安定処理
安定処理の方法　・安定処理工法　・置き換え工法
添加材料による安定処理
種類　・普通ポルトランドセメント　・高炉セメントＢ種 G
・フライアッシュセメントＢ種
・生石灰（・特号　・1号）　・消石灰（・特号　・1号）
添加量　・　kg/m³（目標CBR　・3以上　・　）

・不織布（ジオテキスタイル）
単位面積質量　・60g/m²以上　・
厚さ(mm)　・0.5～1.0　・
引張強さ　・98N/5cm (10kgf/5cm) 以上　・
透水係数　・1.5×10⁻¹cm/sec以上　・

試験
路床土の支持力比（ＣＢＲ）試験　・行う（　箇所）　・行わない
現場ＣＢＲ試験　・行う（　箇所）　・行わない
安定処理土のＣＢＲ試験　・行う　・行わない
路床締固め度の試験　⊙行う（　箇所）　・行わない
六価クロム溶出試験　・行う　・行わない

②路盤
路盤及び厚さ　⊙図示　・ (22.3.2、3)(表22.3.1)
路盤材料（標準仕様書 表22.3.1による種別）

種　別	
砕　石	・クラッシャラン
	・粒度調整砕石
再生材	⊙再生クラッシャラン G
	・再生粒度調整砕石 G

・クラッシャラン鉄鋼スラグ G
・粒度調整鉄鋼スラグ G
・水硬性粒度調整鉄鋼スラグ G

③アスファルト舗装
アスファルト舗装の構成及び厚さ　※図示　・ (22.4.2～4、6)(表22.4.1、4)
材料及び種類
アスファルト　⊙再生アスファルト G
（標準仕様書 表22.4.1による種類：・60～80　・80～100）
・ストレートアスファルト
骨材　・道路用砕石
⊙アスファルトコンクリート再生骨材 G
加熱アスファルト混合物等の種類
⊙密粒度アスファルト混合物（１３）
・細粒度アスファルト混合物（１３）
・密粒度アスファルト混合物（１３Ｆ）
試験
アスファルト混合物等の抽出試験　⊙行う　・行わない
舗装の平たん性
※通行の支障となる水たまりを生じない程度　・

10 砂利敷き　種別 (22.9.2)(表22.9.1)
・Ａ種（施工範囲：・図示　・通路　・　）
・Ｂ種（施工範囲：・図示　・建物周囲他　・　）

⑪路面標示用塗料　路面標示用塗料は JIS K 5665 による。

種類	施工	適用	色	幅(mm)	塗布厚さ(mm)
・１種 G	常温	液状	⊙白	⊙150	⊙1.0
・２種 G	加熱		・	・100	・
※３種１号	溶融	粉体状			

G 低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料

9 その他

①解体工事全般（解体、改修(建電設)共通）
・工事の施工にあたり、騒音・振動については万全の対策を講じること。
・工事施工中、近隣（近隣住民・通行人・工作物・植栽・建築物等）に損害を与えた場合には、受注者の責任において、損害の補償又は現状に復旧するものとする。
・工事中に破損した存置構造物、境界標等は必ず現状復旧すること。
・基礎解体にあたっては、次工事の支持地盤を荒らさないよう慎重に施工すること。
・大型レッカーを使用する場合は、必要な地耐力が得られるよう必要な養生を行うこと。
・工事に伴い必要な諸官庁署への手続き、届出、申請は本工事に含み、受注者の負担にて遅滞なく行うこと。
・作業員の新規入場教育は徹底し、名簿は常備すること。
・近隣に配慮して、走行速度、歩行者保護の安全走行、騒音防止、不正軽油の監視、排ガス適合低振動低騒音車両などに注意し場内でのアイドリングストップを守ること。また資材の搬入、搬出時の車両に関しても注意を徹底させること。
・コンクリートガラ運搬については、現地破砕をなるべく削減して運搬し、処理施設にて受入れる廃棄規模に応じ破砕等を行うこと。
・仮設計画は現場の状況に合わせて適宜計画すること。
・工事関係車両は事前に台数・位置について把握し、必ず指定場所に駐車すること。
・交通・安全誘導員（警備員）を重機・廃材・資材搬出入時等には適宜配置すること。また、重機や大型の工事車両の出入の際は近隣に対し交通安全に配慮すること。

・仮設材の位置・仕様・車両の進入方法等、敷地内に乗り入れることができる車両について、施工前に必ず施設管理者と協議すること。
・適宜仮囲いや足場周囲に問題が生じていないかの巡回確認を行うこと。
また、工事状況により安全・保安仮設材を必要に応じて設置すること。
・その他特記仕様書、図示記載事項、現場説明書を良く熟知し施工にあたること。
・軽微な変更は両者の協議により行い、請負代金額の変更は行わない。
・施工にあたり設計図書により施工するも、設計図書に明示していない事項で、工事の性質上当然必要と思われるものは、監督員の指示に従い請負代金額の範囲内で施工する。

・現場監督用として、製本図(設計図書)A3二つ折り冊5部提出する。
・各工事の工程検査は、その工事工程ごとに行い監督員の検査を受けた後、次の工程に経ること。
・本工事の設計図書における縮尺表記は、Ａ１用紙における縮尺とする。
・工事写真　カラーサービス版　1部提出する。
完成写真　カラーキャビネ版　1部提出する。

②週休２日制モデル工事
※本工事は、熊谷市営繕工事における「週休２日制モデル工事」試行要領 (R8.1.1)
・現場閉所型（完全週休２日Ⅰ型）
・現場閉所型（完全週休２日Ⅱ型）
・交替制（完全週休２日Ⅰ型）
⊙交替制（完全週休２日Ⅱ型）
の試行対象工事である。試行の実施は、熊谷市営繕工事における 「週休２日制モデル工事」試行要領によるものとする。 試行要領は、熊谷市総務部契約課ホームページで確認のこと。

熊谷市建設部営繕課

日付	工事名称	図面No.
R08	旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事	AA-02
改訂 R8.4(Ver.R8-1)	図面名称 特記仕様書（解体その２）	

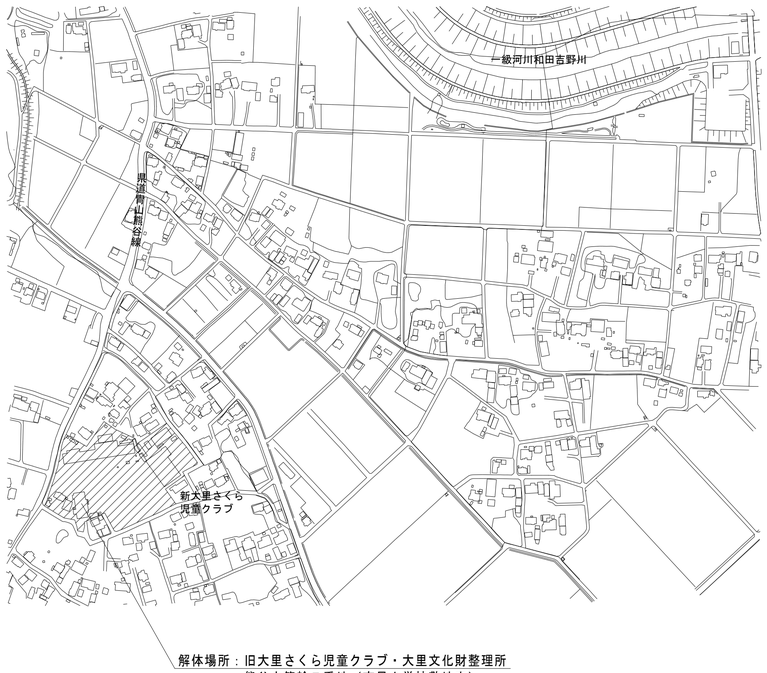

案　内　図　NO SCALE

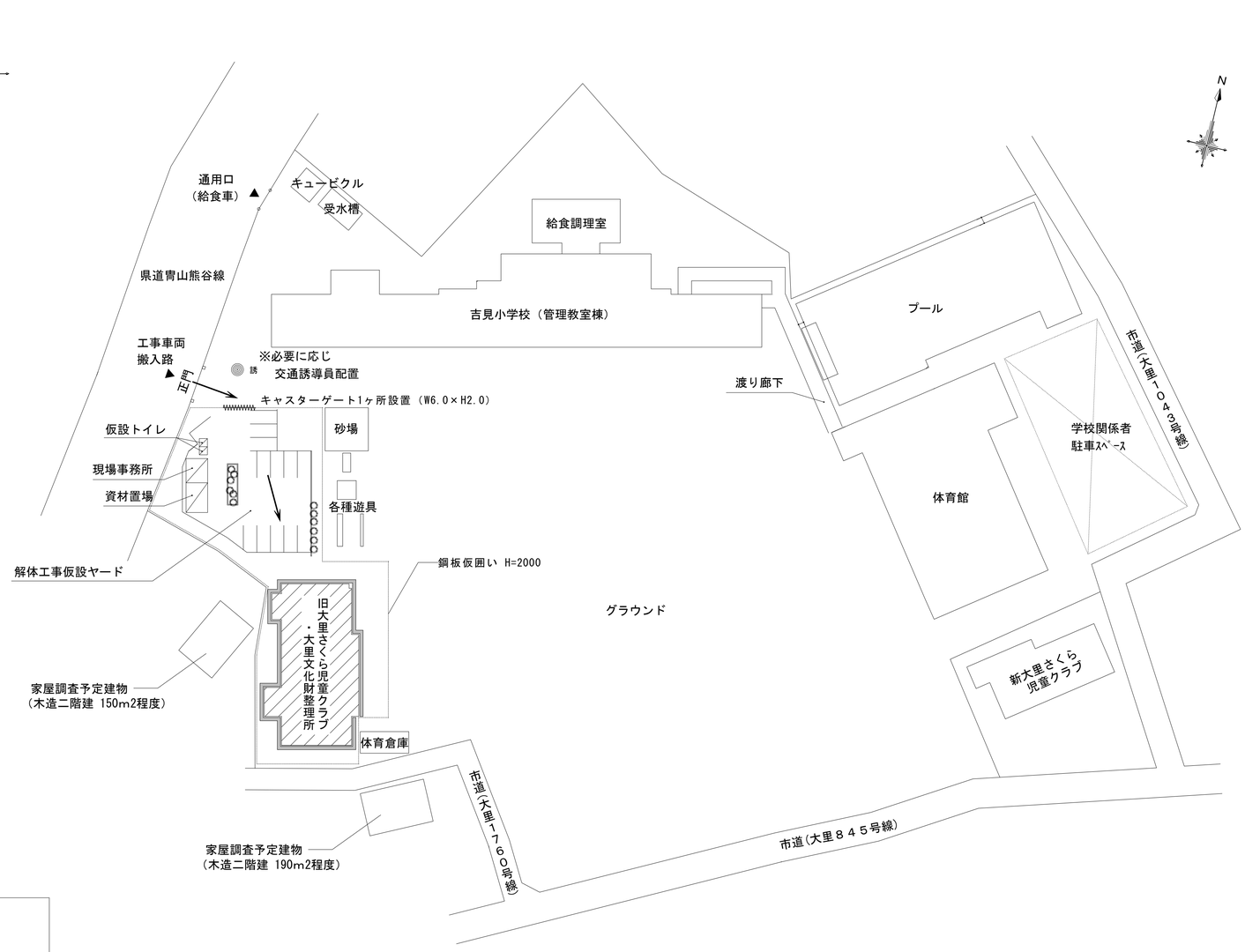

配　置　図　S=1/500

凡　例

- 解体対象建物
- 工事車両動線
- くさび緊結式足場600枠 高さ8.0m程度（従来型 手すり先行方式）
  くさび緊結式足場については、防音シート設置とする。
- キャスターゲート　W6.0xH2.0
- 仮囲い(鋼板製)　H=2.0
- 誘　※必要に応じて交通誘導員を配置すること

仮設工事に伴い既存建物、既存路盤等に損傷を与えた場合は、
工事完了後、現況に復旧する。この際必ず監督員の承認を得ること。

※仮設計画は参考とする

※隣接する住宅については解体工事前後に家屋調査を実施し監督員に報告を行う

図種	工事名	
AA	旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事	
03	図面名 案内図・配置図・仮設計画図	A1:S=1/500 A3:S=1/1000

熊谷市建設部営繕課

内部仕上表（建築当初）

室名 ＼ 区分	床	巾木	腰	壁	天井	備考
玄関ホール	人研（真中目地入） 暗色アスタイル貼（モルタル下地）	人研 木製　ＯＰ	三井ﾊｰﾄﾞﾎﾞｰﾄﾞ3.5mmつや消しＯＰ プラスター	左に同じ	ﾀｲｶﾞｰﾄｰﾝ貼 水性ペンキ塗	下駄箱
事務室	暗色アスタイル貼（モルタル下地）	木製　ＯＰ	三井ﾊｰﾄﾞﾎﾞｰﾄﾞ3.5mmつや消しＯＰ	左に同じ	同上	
小会議 談話室	同上	同上	同上	同上	同上	
実験実習室	同上	同上	一部人研 プラスター塗	プラスター	プラスター塗 ラスモルタル下地	流し台、黒板
階段室	同上	人研 木製　ＯＰ	プラスター塗	プラスター塗 三井ﾊｰﾄﾞﾎﾞｰﾄﾞ3.5mmつや消しＯＰ	ﾀｲｶﾞｰﾄｰﾝ貼 水性ペンキ塗	
２階ホール	同上	木製　ＯＰ	三井ﾊｰﾄﾞﾎﾞｰﾄﾞ3.5mmつや消しＯＰ	三井ﾊｰﾄﾞﾎﾞｰﾄﾞ3.5mmつや消しＯＰ	同上	
資料室	同上	同上	同上	同上	同上	
講義室	同上	同上	同上	同上	同上	
和風会議室	タタミ			ジュラク塗 ☆ケイ酸カルシウム板	杉ハリ柾目板貼 サクラ丸太入	床の間付
図書読書室	暗色アスタイル貼（モルタル下地）	木製　ＯＰ		三井ﾊｰﾄﾞﾎﾞｰﾄﾞ3.5mmつや消しＯＰ	ﾀｲｶﾞｰﾄｰﾝ貼 水性ペンキ塗	
講堂	ブナフローリング貼	木製　ＯＰ	三井ﾊｰﾄﾞﾎﾞｰﾄﾞつや消しＯＰ 3.5mm、5mm	左に同じ 一部耐火ﾀｲｶﾞｰﾄｰﾝ貼　ペンキ塗	耐火ボード 水性ペンキ塗	
ステージ	同上	同上	同上	同上	同上	
控室	同上	同上	同上	同上	同上	階段
物入	ブナフローリング	木製		ベニヤ3mm	ベニヤ3mm	
便所	ビニル床シート	木製　ＯＰ		☆スレートボード	☆スレートボード	（外壁）☆スレートボード

※☆についてはアスベスト含有建材（レベル3）を表す（養生等実施のうえ適切に処理を行うこと）

内部仕上表（保育施設改修部）

室名 ＼ 区分	床	巾木	壁	廻縁	天井	備考
玄関	磁器質タイル張り　100角	スプルスH75　ＯＰ仕上げ	大壁　PB厚12.5下地 ビニールクロス張り	塩ビ製　ホワイト	PB厚9.5+LGS下地 ビニールクロス張り	造付げた箱：集成材ＣＬ仕上げ （ﾒﾙｸｼﾝﾊﾟｲﾝ）
ホール	フローリング合板ｔ12	スプルスH75　ＯＰ仕上げ	大壁　PB厚12.5下地 ビニールクロス張り	塩ビ製　ホワイト	PB厚9.5+LGS下地 ビニールクロス張り	
プレイルーム	フローリング合板ｔ12 一部畳敷	集成材H75　ＣＬ仕上げ	大壁　PB厚12.5下地 ビニールクロス張り	塩ビ製　ホワイト	PB厚9.5+LGS下地 ビニールクロス張り	造付木製ﾛｯｶｰ：集成材ＣＬ仕上げ （ﾒﾙｸｼﾝﾊﾟｲﾝ）
事務所	フローリング合板ｔ12	スプルスH75　ＯＰ仕上げ	大壁　PB厚12.5下地 ビニールクロス張り	塩ビ製　ホワイト	LGS下地　ジプトーン	
湯沸し室	フローリング合板ｔ12	スプルスH75　ＯＰ仕上げ	大壁　PB厚12.5下地 ビニールクロス張り/半磁器ﾀｲﾙ36角	塩ビ製　ホワイト	LGS下地　ジプトーン	流し台 L:1200 ガス台 L：600　中級品
便所	モザイクタイル張り　50角	タイル	大壁　PB厚12.5下地 ビニールクロス張り/半磁器ﾀｲﾙ36角	塩ビ製　ホワイト	LGS下地　ジプトーン	
押入・物入	ラワン耐水合板ｔ9	雑巾摺	大壁 ラワン耐水合板ｔ4	木製	LGS下地　ラワン耐水合板ｔ4	

：保育施設改修部を示す（平成11年改修）

：保育施設改修部を示す（平成17年改修）

別表：倉庫内残置物一覧

種類 ＼ 内容	寸法	数量	備考
展示台	600×600×600程度 400×600×600程度	2台 2台	
展示ケース	1800×470×800程度 1800×540×800程度	5台 1台	
だるまストーブ	500×500×600程度	1台	
応接椅子	650×600×500程度	2脚	
長椅子	1400×600×500程度	1脚	
灯油タンク	1100×500×900程度	1台	灯油入り
折りたたみ椅子	650×500×700程度	4脚	1脚ひじ掛け付き
長机	1800×450×700程度	4台	折りたたみ式
ｽﾁｰﾙ製引出し	400×700×700程度	1台	
ｽﾁｰﾙ製引出し（保管庫）	900×600×900程度	1台	
ｽﾁｰﾙ製ｷｬﾋﾞﾈｯﾄ	400×700×600程度	2台	
扇風機	400×400×800程度	2台	
予定表黒板	900×600×30程度	1枚	
パソコン	500×500×400程度	1台	
ファックス	500×500×200程度	1台	
簡易ベット	2000×1200×100程度	1台	折りたたみ式
流し台	1700×550×900程度	1台	
ガス台	600×550×670程度	2台	
ｽﾁｰﾙ製ﾛｯｶｰの扉	800×2000×30程度	2枚	
エアコン	1750×550×450程度	1台	取外し済
断熱材	400×2800×50程度	4枚	

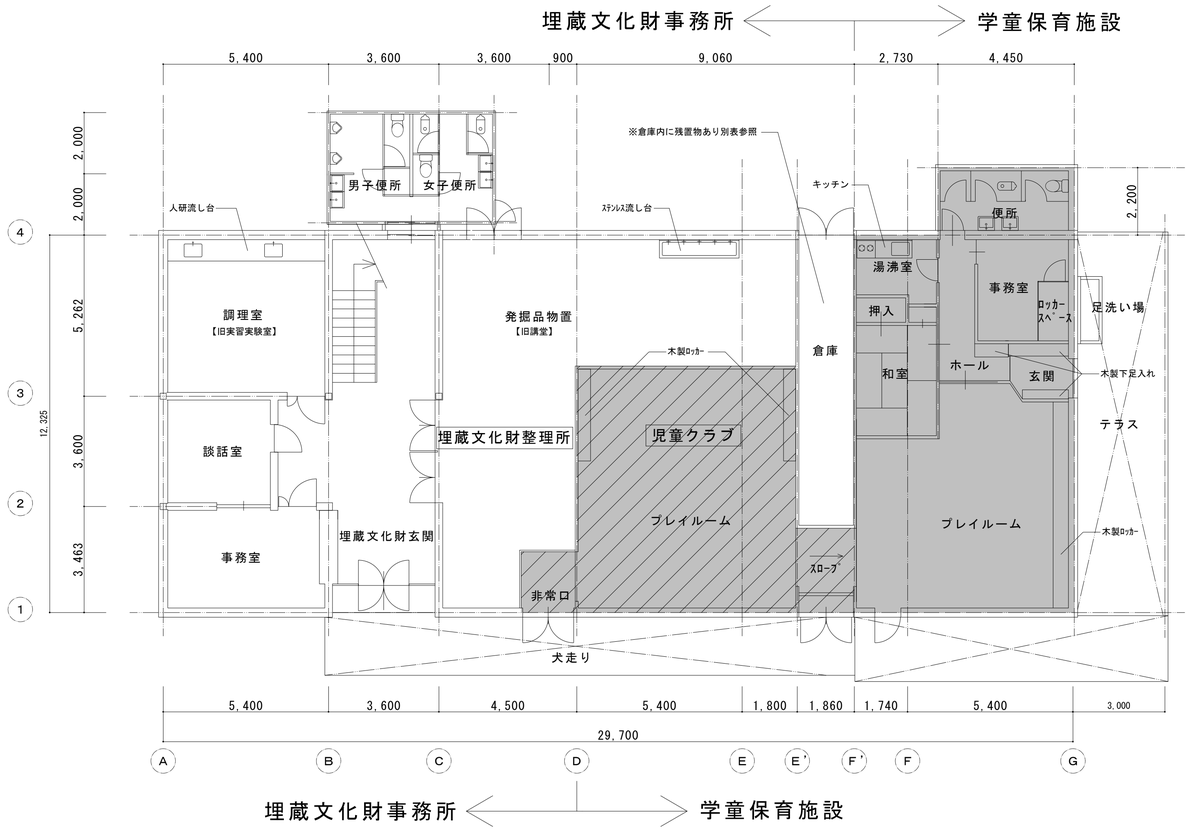

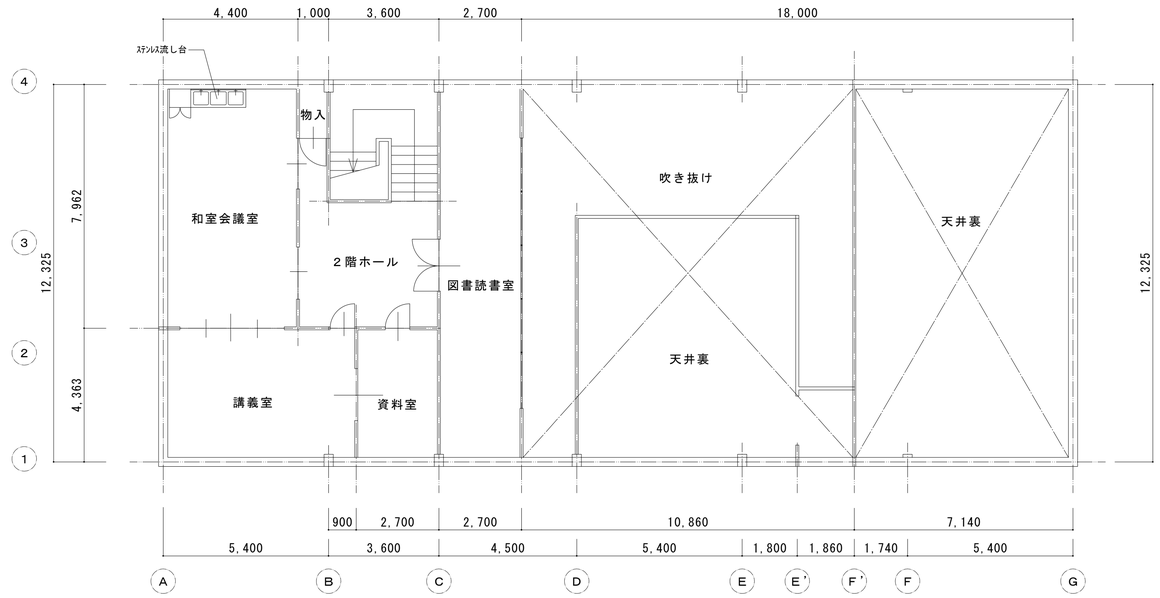

図種	工事名	
AA	旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事	
04	図面名 平面図・仕上表	A1:S=1/100 A3:S=1/200
熊谷市建設部営繕課		

※工事敷地内に存する建築物・工作物・埋設物等全て撤去・処分とし、建物内にある残置物についてもすべて撤去・処分とする。

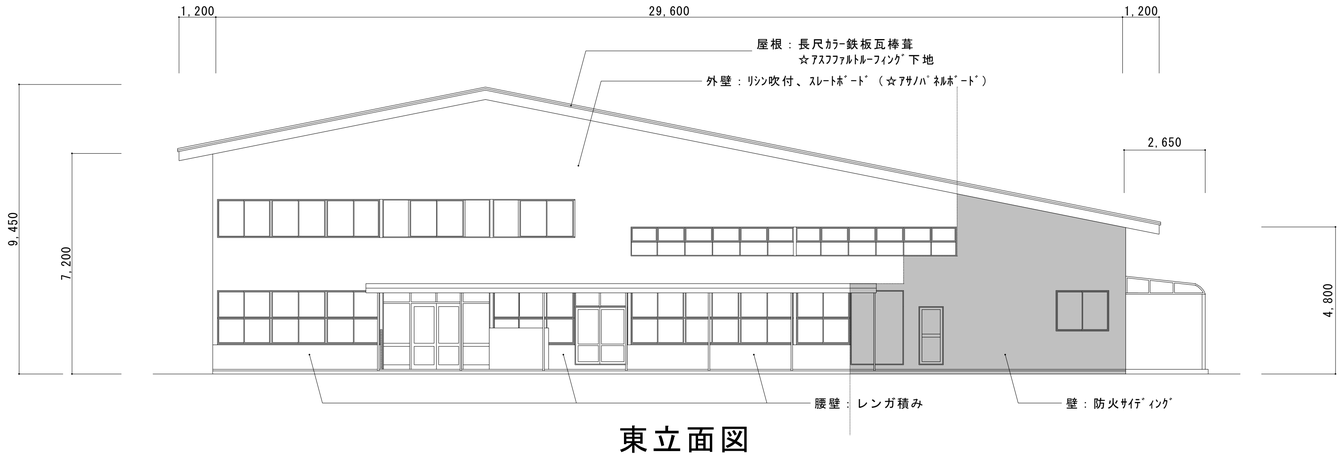

東立面図

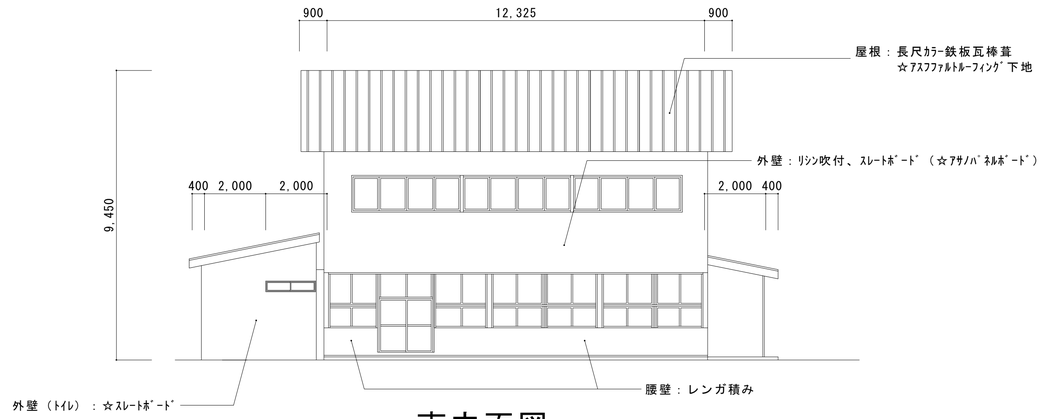

南立面図

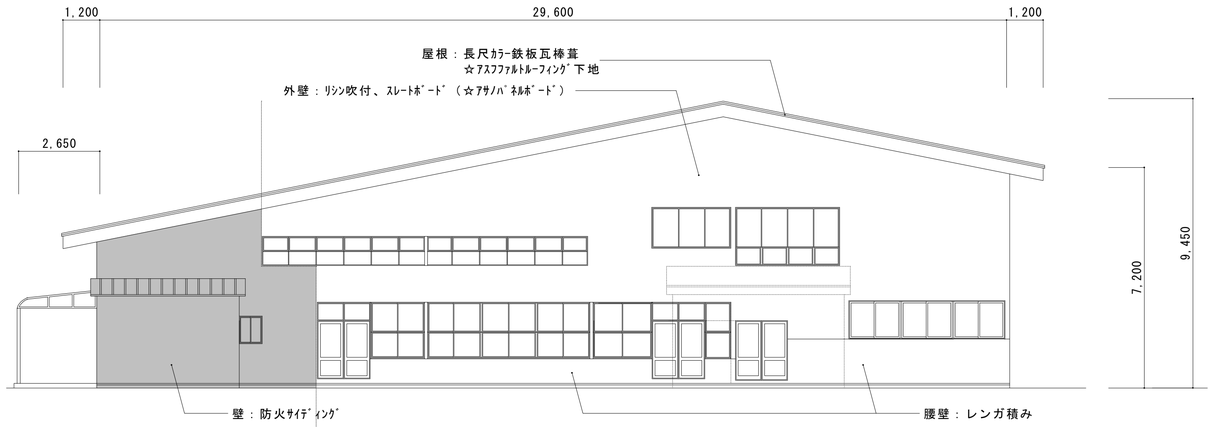

西立面図

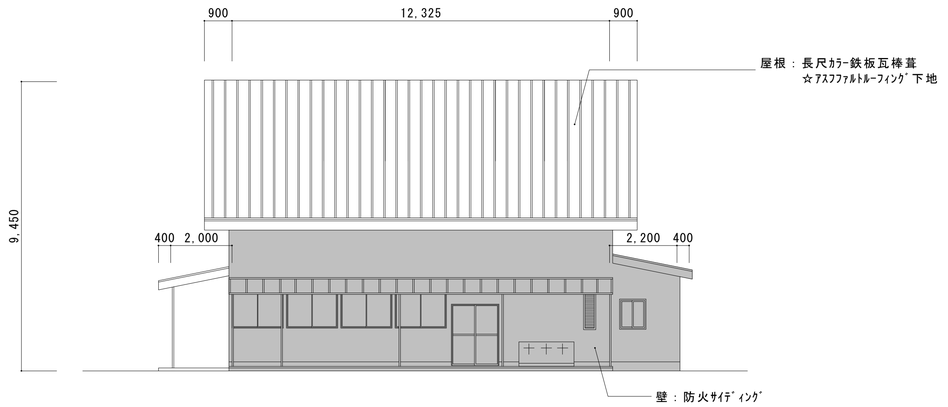

北立面図

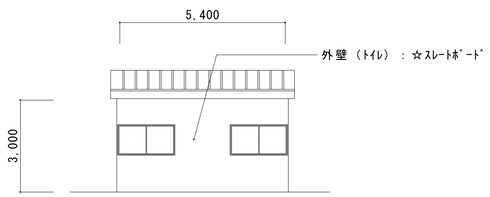

西立面図（ﾄｲﾚ）

外部仕上表（建築当初）

部位	材料・形状・寸法
テラス 犬走り	モルタル塗目地切
腰	レンガ半枚積（焼過） 10cm径ﾌﾞﾛｯｸ積ﾓﾙﾀﾙ塗（西面のみ）
壁	☆ｱｻﾉﾊﾟﾈﾙﾎﾞｰﾄﾞ6mm　ｽﾃﾝﾚｽｼﾞｮｲﾝﾄ付
	ｾﾒﾝﾄｽﾌﾟﾚｰ仕上　レンガ半枚積（焼過）
屋根	長尺カラー鉄板#30瓦棒葺
	下地：☆ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ
	ﾃﾗｰｽ屋根ﾊﾞﾝﾎﾞｰﾗｲﾄ長8R
	破風ペンキ塗3回
塗装	樋　オイルペンキ2回
	建具　オイルペンキ2回
	鉄骨　オイルペンキ錆止共3回
	三井ボード　オイルペンキ3回
壁（ﾄｲﾚ）	☆スレートボード

※☆についてはアスベスト含有建材（レベル3）を表す（養生等実施のうえ適切に処理を行うこと）

外部仕上表（保育施設改修部）

部位	材料・形状・寸法
基礎	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ布基礎 ﾓﾙﾀﾙ刷毛引仕上げ
外壁	防火サイディング横張り t 12 塗装品（鉄骨下地用）
屋根	カラー鉄板瓦棒葺
テラス	床：土間ｺﾝｸﾘｰﾄ打　ﾓﾙﾀﾙ刷毛引仕上げ 屋根：アルミ製テラス　R型（ｱｸﾘﾙ製屋根）
外部建具	アルミサッシ

：保育施設改修時の外壁改修範囲を示す（平成11年改修）

※工事敷地内に存する建築物・工作物・埋設物等全て撤去・処分とし、建物内にある残置物についてもすべて撤去・処分とする。

図種	工事名	
AA	旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事	
05	図面名 立面図・仕上表	A1:S=1/100 A3:S=1/200
熊谷市建設部営繕課		

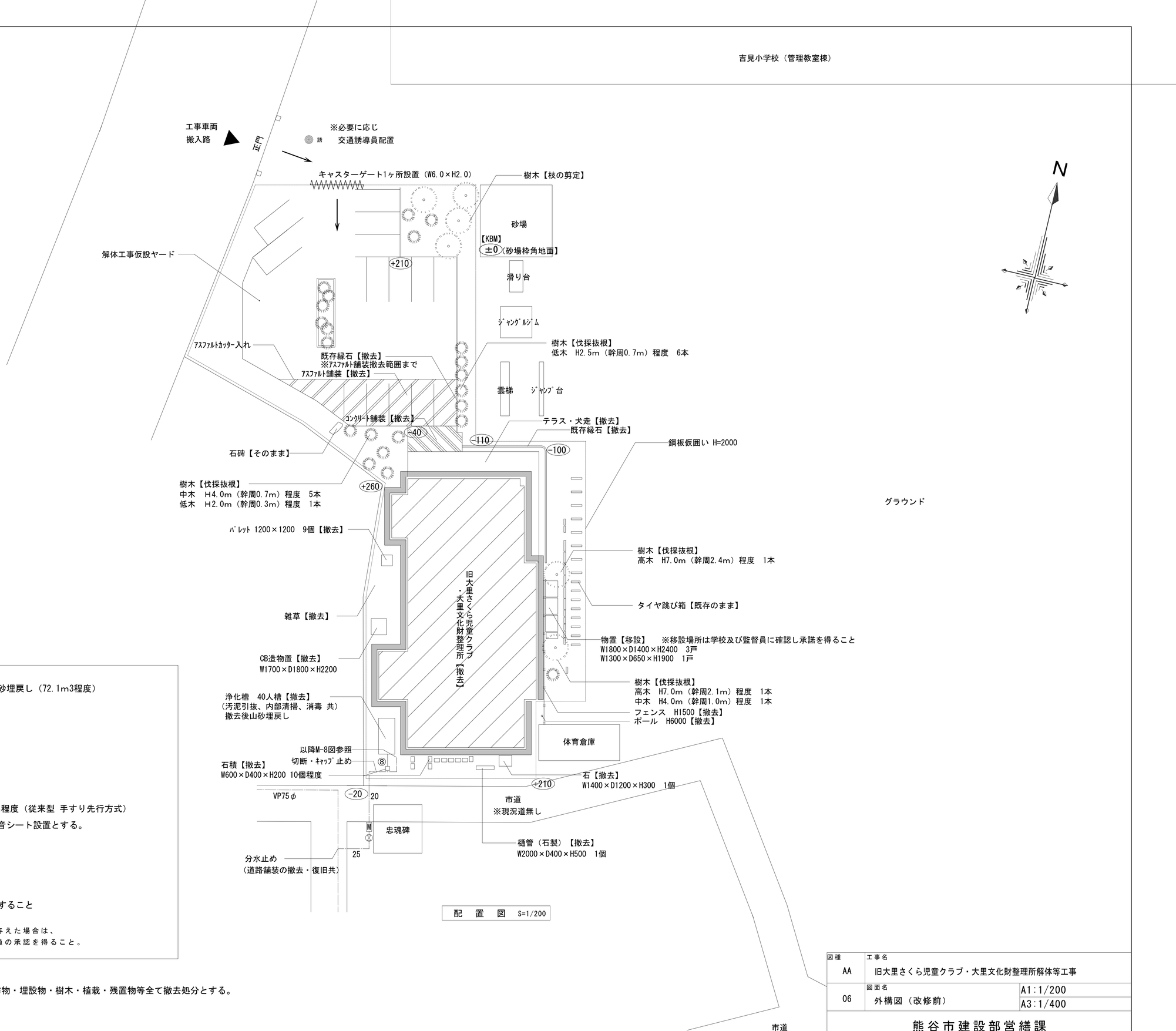

配　置　図　S=1/200

凡　例

	解体工事対象建物　　解体後山砂埋戻し（72.1m3程度）
	既存ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装【撤去】を示す
	既存ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装【撤去】を示す
	工事車両動線
	くさび緊結式足場600枠 高さ8.0m程度（従来型 手すり先行方式） くさび緊結式足場については、防音シート設置とする。
	キャスターゲート　W6.0xH2.0
	仮囲い(鋼板製)　H=2.0
誘	※必要に応じて交通誘導員を配置すること

仮設工事に伴い既存建物、既存路盤等に損傷を与えた場合は、
工事完了後、現況に復旧する。この際必ず監督員の承認を得ること。

※仮設計画は参考とする。

※表記のない解体対象物周囲に存する建築物・工作物・埋設物・樹木・植栽・残置物等全て撤去処分とする。

図種	工事名	
AA	旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事	
06	図面名 外構図（改修前）	A1:1/200 A3:1/400

熊谷市建設部営繕課

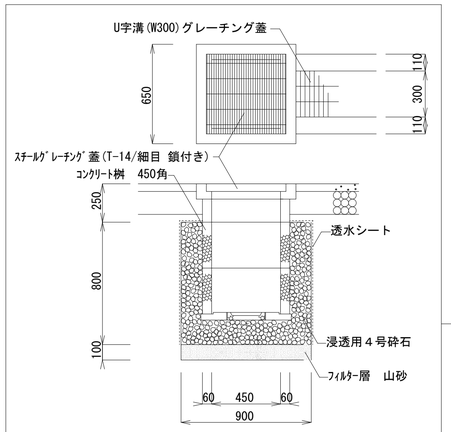

断面図

浸透桝構造図 S=1/20

縁石構造図 S=1/20

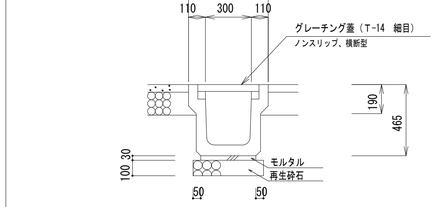

U型側溝（300×300）S=1/20

A-5-15

ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装構造図 S=1/20

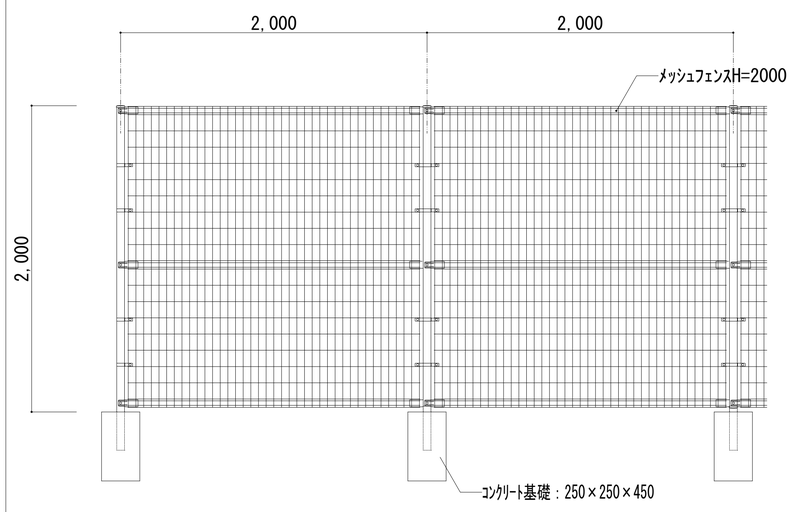

フェンス構造図 S=1/20

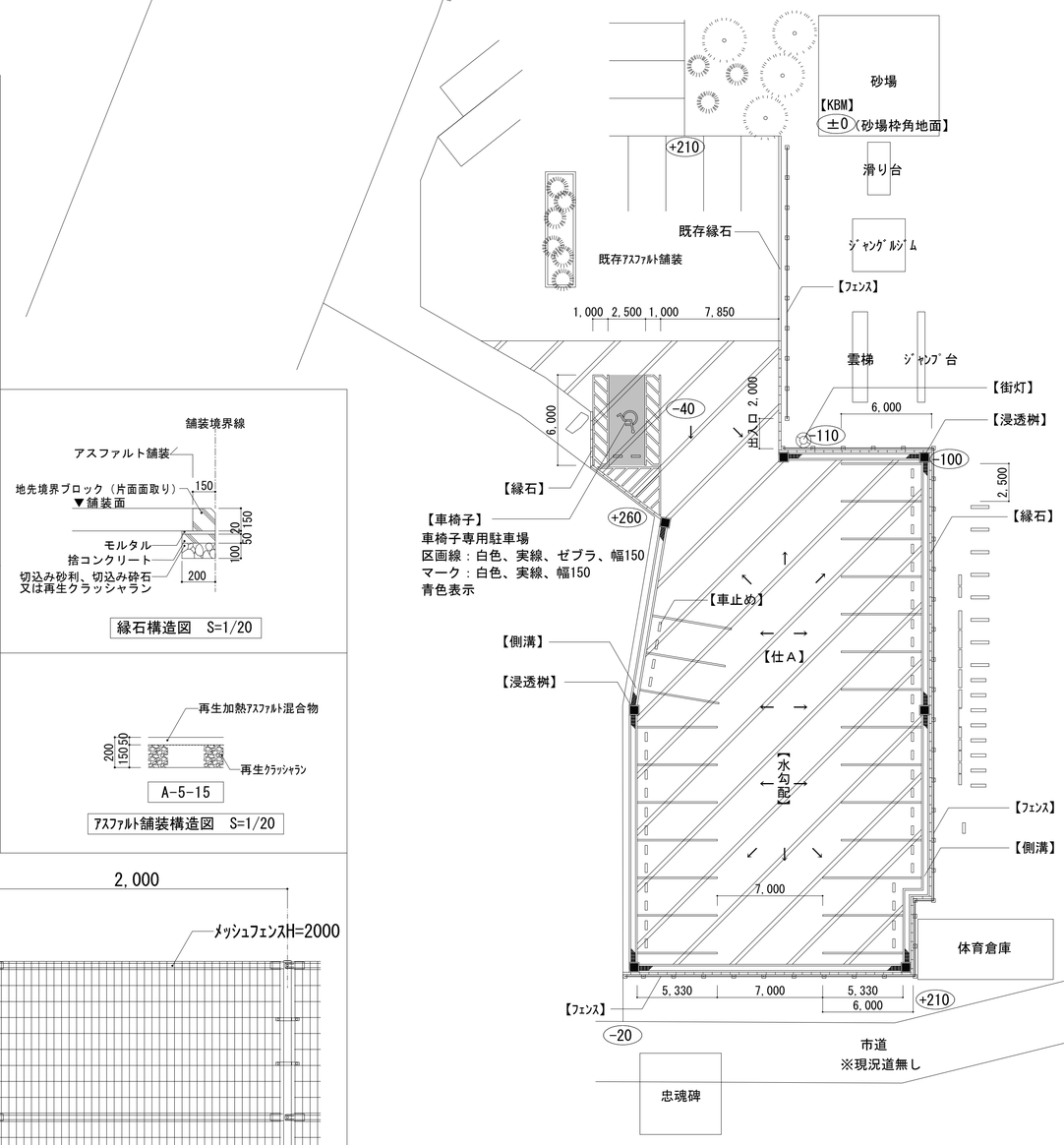

配 置 図 S=1/200

外構工事仕上げ表

記 号	名 称	設計数量
【仕Ａ】	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装(A-5-15) ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物・路盤材共 再生密粒,再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ ※切取り試験 3個	780 m2
【水勾配】	水勾配	
【側溝】	U字側溝（300×300）	96.0 m
【浸透桝】	雨水浸透桝 450角	7 ヶ
【縁石】	コンクリート縁石 (建築工事標準詳細図9-11-10 ﾀｲﾌﾟ1 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ)	82.3 m
【ﾌｪﾝｽ】	ﾒｯｼｭﾌｪﾝｽ H=2000,基礎250×250×450 朝日ｽﾁｰﾙ工業㈱ 朝日UNﾌｪﾝｽA型50ｼﾘｰｽﾞ又は同等品以上とする。	83.5 m
【車止め】	車止めブロック(W190×L600×H115 ｺﾝｸﾘｰﾄ製 ｱﾝｶｰ止め)	44 ヶ
【車椅子】	車椅子専用用駐車場	1箇所
【街灯】	※詳細は電気設備図参照	1箇所

備 考

・駐車場外に電気工事にて照明柱の設置を行う。配線や掘削等位置について調整を行うこと。
・勾配についてはおおよそ1.0～2.0%程度とし、詳細については現場測量の上、監督員と協議とする。
・構内舗装周囲は既存ｱｽﾌｧﾙﾄ、既存縁石のレベルに合わせすりつけとすること。

図種	工事名	
AA	旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事	
07	図面名 外構図（改修後）	A1:1/200 A3:1/400

熊谷市建設部営繕課

電気設備工事特記仕様書

1　工事概要

1．1　工 事 名　　旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事
1．2　工事場所　　熊谷市箕輪７番地（吉見小学校敷地内）
1．3　工　　期　　※AA-01に準ずる
　共通仮設費率の算定に用いる工期　※AA-01に準ずる
　現場施工期間　　※AA-01に準ずる
　現場施工期間は、施設管理者との調整により変更することがある。
1．4　工事科目（〇印の付いたものを適用する）

⊙　電灯設備	⊙　テレビ共同受信設備
⊙　動力設備	・　テレビ電波障害防除設備
・　電熱設備	・　監視カメラ設備
・　雷保護設備	・　駐車場管制設備
・　受変電設備	・　防犯、入退室管理設備
・　電力貯蔵設備	⊙　自動火災報知設備
・　発電設備	・　自動閉鎖設備
・　構内情報通信網設備	・　ガス漏れ火災警報設備
⊙　構内交換設備	・　電話配管設備
・　情報表示設備	・　中央監視制御設備
・　映像、音響設備	・　医療関係設備
⊙　拡声設備（非常放送設備）	・　昇降機設備
・　誘導支援、呼出し設備	

1．5　指定部分　　⊙ 無　　・有（　　　　　　　　工期：令和　　年　　月　　日）
1．6　主任技術者又は監理技術者の専任期間（建設業法により必要になった場合）
　1　専任期間の始期
　　請負契約締結の日から、（⊙現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまで）の期間　・令和　　年　　月　　日までの期間）については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
　2　専任期間の終期
　　工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。）、事務手続き、後片付けのみが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
　3　専任期間の中断
　　自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、工事を全面的に一時中止にしている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
1．7　建物概要
　旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所 S造 地上2階 建築面積170.96㎡ 延べ面積341.92㎡

1．8　工事概要
　旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所の解体工事に係る電気工事一式
　解体跡地の整備に係る電気工事一式

1．9　同時期発注の関連工事　　・　建築工事　　・　機械設備工事

2　工事仕様

2．1　共通仕様
（１）この工事は特記仕様書、図面によるほか、埼玉県電気設備工事特別共通仕様書（以下「特別共通仕様書」という。）、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（以下「標準仕様書等」という。）及び監督員の指示に従い施工する。
　なお、市営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。
（２）機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。
（３）法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。

2．2　特記仕様（特記事項の選択項目は、〇印のついたものがなければ※印を適用し、・印のものは適用しない。⊙ 印と ※ 印の付いた場合は、共に適用する。）

項　目	特　記　事　項
① 機材等	本工事に使用する機材等は、設計図書に規定するもの又はこれと同等のものとする。なお、資材名、製造所名および発注先を記載した報告書を監督員に提出し承諾を受けるものとする。 使用機材等については、アスベスト含有の有無を確認し、アスベストを含む機材等は使用しないこと。 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)にに基づく特定調達品目該当する機材を使用する場合は、原則として、その判断の基準、配慮事項を満たすこと。 調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めるものとする。
② 施工条件	施工時間 ※行政機関の休日に関する法律（S63第91号）に定める行政機関の休日以外。 ・上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。
③ 工事用電力・水	本工事に必要な電力及び水などの費用は、受注者の負担とする。
④ 工事用仮設物	すべて受注者の負担とし、構内につくることが　※できる。　・できない
⑤ 足場・さんばし類	※別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事とする。
6 監督員事務所	本工事で　・設ける（規模　　　　　　）　※設けない
⑦ 保　険	受注者は工事目的物及び工事材料について工事完成期日後１４日まで、これを火災が保障対象になっている組立保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。 受注者は請負業者賠償責任保険等及び法定外の労災保険に付し、証書の写し等を監督員に提出する。
8 再使用機材	取外し再使用機材は、清掃及び絶縁抵抗測定等を行い、機能が良好なことを確認した上で取付る。なお、その測定結果表を監督員に提出する。
⑨ 完成図書の電子納品	完成図書の電子納品ガイドライン　※　適用する　⊙適用しない 完成図の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。また、完成図の中に主要機器一覧表（名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等）を記載すること。 ~~完成図は、Ａ４金文字製本１部、Ａ１観音製本２部を提出すること。~~
⑩ 発生材処理	引渡を要するもの以外は構外に搬出し、適切に処理する。 （構外搬出処理費は、※本工事　・別途） （１）引渡しを要するもの　（　　　　　　） （２）買取処分をするもの　（銅屑　　　　　） （３）再生資源化を図るもの（蛍光管　　　　） 蛍光管等は再資源化施設等に搬入し、全てリサイクルするものとする。 （４）特別管理産業廃棄物　（　　　　　　） ※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調書を提出すること。
11 金属電線管の塗装	露出配管は原則として塗装を行う。ただし、機械室、倉庫等の露出配管は塗装を行わない。 また、溶融亜鉛メッキ電線管及びステンレス製プルボックスを使用する場合は、塗装を行わない。ただし、見えかかり部の塗装については図示による。
12 鍵	盤等の鍵は、既存盤及び別途工事の鍵との整合を極力図るものとする。
13 地中電線路	（１）管路等の敷設に伴う敷き均し土は、標準仕様書のほか下記及び図面特記による。 （敷き均し土：良質土　管種別：硬質ビニル電線管（VE）、耐衝撃性塩化ビニル管（HIVE）、波付硬質合成樹脂管（FEP）、ポリエチレン被覆鋼管（PLP）） （２）地中電線路には、ケーブル埋設標及び標識シートを設ける。 （３）地中電線路の敷設は管路式とし、埋設深さは地表面（舗装する部分では路盤材下面）から配管の上端まで原則、300mm（車両通行部は600mm）とする。ただし、公道への引込み管路等の埋設深さについては、供給事業者と協議のうえ決定する。
14 回路の種別行先の表示	ハンドホール、プルボックス及び主要なアウトレットボックス内の電線・ケーブルには、回路の種別、行先の表示を行う。
15 電線の接続	湿気の多い場所、水を使用する場所及び屋外は、圧着接続し自己融着テープを巻き付けたうえで絶縁テープ巻きとする。 上記以外の場所においては、屋内配線用電線コネクタによる接続をしてもよい。ただし、接続はボックス内とする。
16 電線管の接続	屋外におけるケーブルの保護管に用いる厚鋼電線管の接続は、防水処置を施したねじなし工法としてもよい。
17 接地工事	漏電遮断器で保護されている電路と保護されていない電路のＤ種接地極が共用していない場合の接地線は、混触防止のため、緑色、緑／黄又は緑／色帯で区別する。
18 建設発生土の処理	・場外搬出適切処分（参考）（株）ＨＫＣ　小川町大字木呂子６２７番地他 ・構内指示の場所にたい積 ⊙構内指示の場所に敷均し
19 再生砂・再生砕石再生アスコン使用	再生砂などは原則使用しない。ただし、監督員の了解を得た場合に限り、表層以外に ⊙使用できる。　※使用できない。 再生砂使用に先立ち、１購入あたり１検体の六価クロム溶出試験を行い土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。
20 耐震施工	設備機器の固定等は、「建築設備耐震設計・施工指針　2014年版」（独立行政法人建築研究所監修）を参考とする。 なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。 （１）設計用水平地震力 機器の重量［kgf］に、設計用水平震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用水平震度は、次による。

13 地中電線路 表

敷き均し土	管　種　別
良質土	硬質ビニル電線管（VE） 耐衝撃性塩化ビニル管（HIVE） 波付硬質合成樹脂管（FEP） ポリエチレン被覆鋼管（PLP）

設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	・特定の施設 重要機器	・特定の施設 一般機器	・一般の施設 重要機器	・一般の施設 一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機　器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水　槽　類(※1)	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機　器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水　槽　類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6
地下・1階	機　器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水　槽　類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6

【備　考】（※１）：水槽類には、オイルタンク等を含む。
　重要機器
　　・配電盤　・発電装置(防災用)　・直流電源装置　・交流無停電電源装置
　　・交換機　・火災報知器受信機　・中央監視装置　・太陽光発電装置
　上層階の定義は次による。
　　2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層２階、10～12階建の場合は上層３階、13階建以上の場合は上層４階とする。
（２）設計用鉛直地震力
　設計用水平地震力の１／２とし、水平地震力と同時に働くものとする。

項　目	特　記　事　項
21 あと施工アンカー	機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承諾を受けるものとする。 重量１００ｋｇを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーボルトを選定すること。 施工は、（一社）日本建築あと施工アンカー協会の資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。 金属拡張系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。 接着系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。 （原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。） あと施工アンカーの試験は、躯体種別毎かつアンカーの種類毎に１か所引張試験を実施すること。
22 はつり及びあと施工アンカー打設	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカー打設前に、走査式埋設部調査を実施すること。 必要に応じ、電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合に、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用すること。
㉓ 改修部分の足場	本工事で単独に必要となる足場は、下記により設ける。 （１）内部足場　※ 脚立足場 （２）外部足場　※ Ａ種(枠組足場)・Ｂ種・Ｃ種・Ｄ種・Ｅ種・Ｆ種 ※足場を設ける場合は、「「手すり先行工法等に関するガイドライン」について」（厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うものとする。
㉔ 墜落制止用器具（フルハーネス型）	※使用を要する　　墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成30年6月22日付け基発0622第2号）による ⊙使用を要しない
㉕ アスベスト事前調査結果の報告	全ての建築物、工作物において大気汚染防止法及び石綿障害予防規則の事前調査を建築物石綿含有建材調査者により実施し、アスベスト使用有無に関わらず、結果を知事又は市長あてに報告する。 調査範囲（※改修機器　・図示） 貸与資料（⊙設計図、完成図　・設計成果品　・） ・建築材料の調査については、建築工事の調査結果を参考とすること。
㉖ その他	（１）施工に先立って建築及び関連設備の業者と打合せのうえで施工図を作成し、監督員の承諾を受ける。 （２）本工事に使用する製作品は、事前に製作図を監督員に提出し、承諾後製作する。 （３）本工事に使用する機器は、事前に性能等を記した機器仕様書を監督員に提出し、承諾後施工する。 （４）本工事にかかる官公庁への諸手続はすべて受注者が代行し、その費用は受注者の負担とする。 （５）特記なき電線・ケーブルは、原則としてエコマテリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐紫外線性能を有するものとする。 （６）改修工事等を施工する場合、施工する前後に工事対象箇所の写真撮影を行う。また、既設ケーブル等は施工前後に絶縁抵抗、伝送品質等の測定を行い、試験記録を提出する。 （７）受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように綿密に打合せを行うこと。 （８）本工事における停電措置が必要な場合、事前に計画書を監督員に提出し、施設管理者に周知する。また、停電操作・安全処置及び試験に係る費用は受注者の負担とする。 （９）特に騒音振動など周辺に甚大な影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せして設定すること。 (10) 工事に先立ち、監督員と打合せの上、住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施すること又、工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。 以上のことを留意し、工程管理、安全管理に万全を期すること。

2．3　工事別一般事項（特記事項選択項目は、〇印のついたものを適用する）

項　目	特　記　事　項
① 電灯設備	（１）配線器具 スイッチ・壁付コンセント(2P15A)は連用形とする。なお、２口コンセントは複式を使用してもよい。 フラッシュプレートは原則としてステンレス又は新金属を使用する。 ただし、市営住宅における住戸内のフラッシュプレートついては、樹脂プレートを使用することができる。 コンセント器具に具備されている送り配線端子は使用してはならない。 （２）照明器具 防災用照明器具は、建築基準法による非常用照明器具及び消防法による誘導灯とし、関係法令に適合したものとする。 （３）照度測定 電灯設備工事に際し、新営工事の場合は新設後の、改修工事の場合は改修前と改修後の照度測定をJIS C 7612「照度測定方法」により、学校においては学校環境衛生基準により実施すること(測定高さは床上75cmとする)。 （４）分電盤 分電盤の塗装色は、監督員の指定した色とする。 （５）継枠 天井又は壁埋込みの場合のボックスは、塗りしろカバーと仕上り面とが１０ｍｍ程度以上離れる場合は継枠を使用する。ただし、ボード張りで、ボード裏面と塗りしろカバーの間が離れないように施工した場合は、継枠を必要としない。 （６）位置ボックスの省略 ケーブルころがし配線で、位置ボックスの図面特記がなく、かつ、照明器具に送り配線端子が具備されている場合は、位置ボックスを省略しても良い。
② 動力設備	（１）動力制御盤及び開閉器箱の塗装色は、監督員の指定した色とする。負荷用送り端子台は１負荷につきＵ・Ｖ・Ｗ・Ｅの４Ｐを原則とする。 （２）電動機等各負荷までの接続は、本工事とする。ただし、制御盤以降が別途工事の場合は、当該制御盤の電源側接続までとする。
3 雷保護設備	受雷部突針はＬＲ１とする。
4 受変電設備	高　圧　引　込　　引込み口は、設計図に示された位置を電力会社に再確認する。また、ケーブル等の埋設及び、その端末処理は監督員の立会いのうえで施工する。高圧ケーブル端末部はシースずれ防止対策を施す。（端末処理　・耐塩用　　・一般用　） 受　電　電　圧　　交流　相　線式　　kV　５０Hz 柱上用高圧気中負荷開閉器(PAS)　　定格電圧　　kV　定格電流　　A 主 遮 断 装 置　　定格電圧　　kV　定格遮断電流　　kA 変圧器設備容量　　動力用　　kVA×　　台 電灯用　　kVA×　　台 高圧進相コンデンサ　　kVar×　　台 直列リアクトル　・６％　・１３％　kVar×　　台
5 構内情報通信網設備	ネットワーク機器を盤内等に収納する場合は、放熱、耐塵等を考慮する。
6 電力貯蔵設備	・直流電源装置　　・交流無停電電源装置 ・（概要）
7 発電設備	・　ディーゼル発電装置　・　ガスエンジン発電装置 ・　ガスタービン発電装置　・　マイクロガスタービン発電装置 ・　燃料電池発電装置　・　熱併給(ｺｰｼﾞｪﾈﾚｰｼｮﾝ)発電装置 ・　太陽光発電装置　・　風力発電装置 ・　（概要）
⑧ 構内交換設備	局線電話の引込位置は、第一種電気通信事業者と打合せのうえで施工する。
⑨ 自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、拡声設備（非常放送設備）	（１）所轄する消防署と打合せのうえ、各関係条例等に従い施工する。 （２）総合盤内の接続は端子を使用し、回路名を記入しておくものとする。 （３）ガス漏れ警報設備の動作試験は、原則としてガス納入業者立会いのうえで行うものとする。
10 昇降機設備	特記なき場合の施工は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）による。 なお、市営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書による。

2．4　取付高さ
　壁付、壁掛型の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として次のとおりとする。

名　称	測　点	取付高さ（mm） 一　般	取付高さ（mm） 市営住宅
スイッチ（一般）	床上～中心	１，３００	１，２００
〃　（身体障害者用）	〃	１，１００	１，０００
〃　（人感センサー切換用）	〃	１，８００	１，８００
ｺﾝｾﾝﾄ、電話用ｱｳﾄﾚｯﾄ、直列ﾕﾆｯﾄ（一般）	〃	３００	４００
〃（和室）	〃	１５０	２００
〃（台上）	台上～中心	１５０	５００
防水型コンセント	床上～中心	５００	５００
分電盤、制御盤、開閉器箱	〃	(上端1,900以下)1,500	(上端1,900以下)1,500
呼出ボタン（身体障害者用）	〃	５００～９００	５００～９００
復帰ボタン（　〃　）	〃	１，８００	１，８００
廊下表示灯（　〃　）	〃	２，０００	２，０００
端子盤	〃	(上端1,900以下)1,500	２，０００

3　その他

3．1　他工事との取合区分
　発注図又は工事区分表による。
3．2　図面上の縮尺
　図面上の縮尺は、ＪＩＳ　Ａ１版とした縮尺とする。
3．3　疑義
　本特記仕様書、特別共通仕様書及び標準仕様書等において疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

4　特記事項

※　軽微な変更は両者の協議により、請負代金額の変更は行わないものとする。
※　施工にあたり設計図により施工するも設計図書に明示されていない事項で、工事の性能上必要と思われるものは、監督員の指示に従い請負代金額の範囲で施工する。
~~※　設計図Ａ３縮尺印刷観音製本２部を提出すること。~~

舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書

第１条　この特記仕様書は、埼玉県電気設備工事特別共通仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する濁水（以下「濁水」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものである。
第２条　受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。
　・種類及び処理量　　汚泥（油分を含む汚泥）　　．　m3
　・中間処理施設　　　　市　　地内、（株）
　・処理方法　　　・中間処理後、最終処分場に搬入（処理に焼却又は溶融含まず）
　・中間処理後、最終処分場又は再資源化（処理に焼却又は溶融を含む）
２　受注者は、別の中間処理施設を選定する場合には、事前に監督員と協議するものとする。
第３条　受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。
２　受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。
３　受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。
４　受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により管理するものとする。
第４条　受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と第3条第3項及び第4項に基づき締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。
２　受注者は、工事検査時にマニフェスト原本を提示する。
第５条　濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。
２　受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合においては、事前に監督員と協議するものとする。
３　この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。

※ 週休２日制モデル工事　※本工事は、熊谷市営繕工事における「週休２日制モデル工事」試行要領（R8.1.1）
　・現場閉所型（完全週休２日Ⅰ型）
　・現場閉所型（完全週休２日Ⅱ型）
　・交替制（完全週休２日Ⅰ型）
　⊙交替制（完全週休２日Ⅱ型）
　の試行対象工事である。試行の実施は、熊谷市営繕工事における 「週休２日制モデル工事」試行要領によるものとする。 試行要領は、熊谷市総務部契約課ホームページで確認のこと。

官公庁等打ち合わせ機関

建築：	
昇降機：	
施設管理者　：こども健康部保育課	TEL:048-524-1111
電力会社　：	TEL:
電話会社　：	TEL:
消　　防　：	TEL:
電気管理事務所：	TEL:

2026.04

設計年月日		縮　尺	工　事　名　称	図　名	図面番号
令和８年	熊谷市 建設部 営繕課	ＮＳ	旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事	電気設備工事特記仕様書（１）	ＥＥ－０１

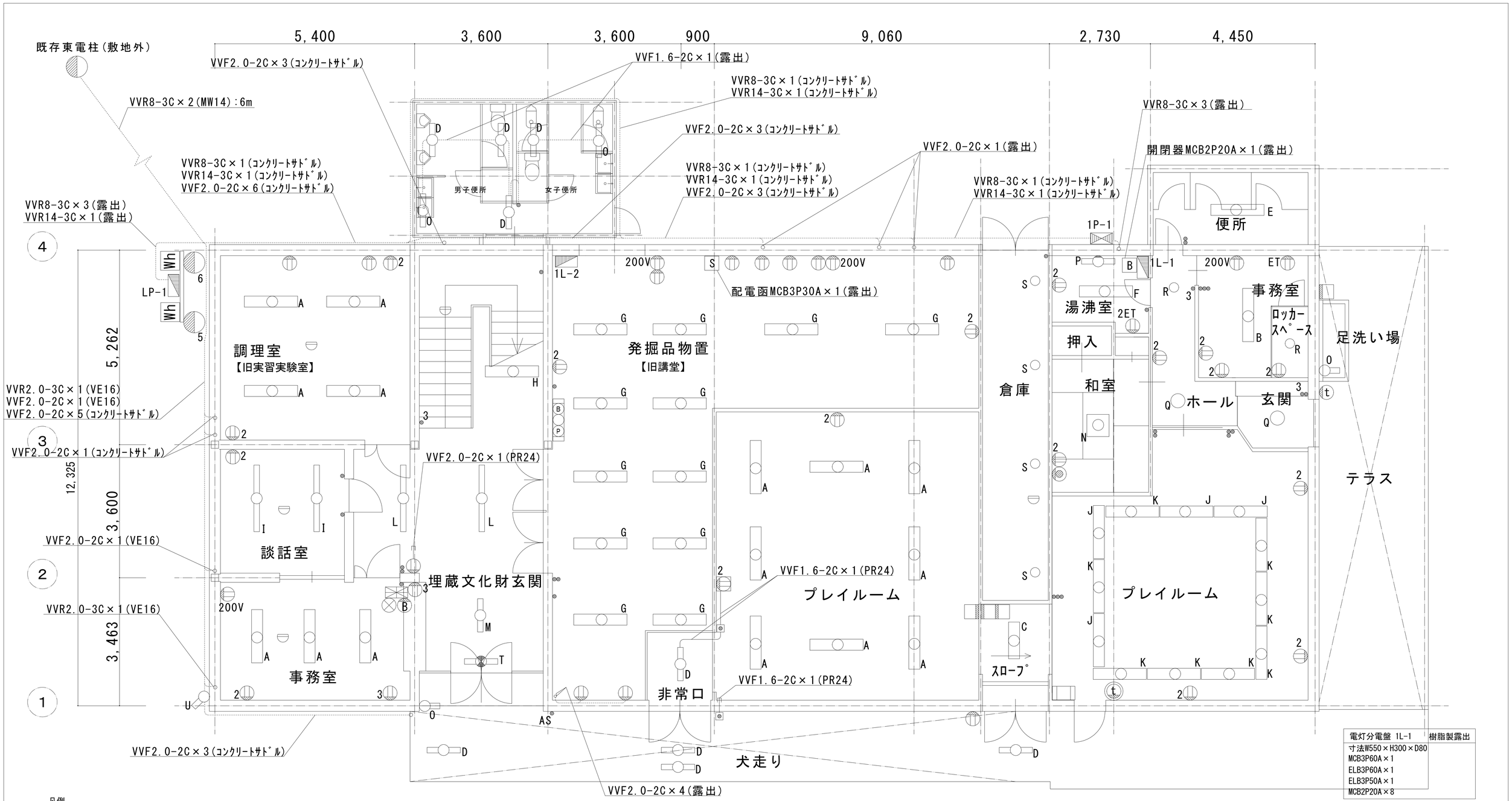

電灯分電盤 1L-1	樹脂製露出
寸法W550×H300×D80	
MCB3P60A×1	
ELB3P60A×1	
ELB3P50A×1	
MCB2P20A×8	

電灯分電盤 1L-2	樹脂製露出
寸法W600×H350×D80	
ELB3P60A×1	
MCB2P20A×13(ｽﾍﾟｰｽ×1)	

動力分電盤 1P-1	鋼板製露出
寸法W500×H800×D120	
MCB3P40A×2	

引込盤 LP-1	樹脂製露出
寸法W350×H320×D170	
MCB3P50A×1	
MCB3P20A×1	

凡例

	ﾀﾝﾌﾟﾗｽｲｯﾁ 1P15A×1	Wh	電力量計（露出） 別途工事
3	ﾀﾝﾌﾟﾗｽｲｯﾁ 3W15A×1	5	引込柱5m 鋼管 基礎300φ H=900
	ﾀﾝﾌﾟﾗｽｲｯﾁ 1P15A×2	6	引込柱6m 鋼管 基礎300φ H=900
3	ﾀﾝﾌﾟﾗｽｲｯﾁ 1P15A×1+3W15A×1		ｲﾝﾀｰﾎﾝ子機
	ﾀﾝﾌﾟﾗｽｲｯﾁ 1P15A×3		ｲﾝﾀｰﾎﾝ親機
	ﾀﾝﾌﾟﾗｽｲｯﾁ 1P15A×1+1P15A×2 2個用		非常警報装置
AS	自動点滅器 3A		P型2級受信機 5窓
	ﾀﾝﾌﾟﾗｽｲｯﾁ 1P15A×1 1個用ｽｲｯﾁﾎﾞｯｸｽ		漏電火災警報機
	ｺﾝｾﾝﾄ 2P15A×1		ﾍﾞﾙ
2	ｺﾝｾﾝﾄ 2P15A×2		機器収納箱 発信機・ﾍﾞﾙ・表示灯
3	ｺﾝｾﾝﾄ 2P15A×3		差動式ｽﾎﾟｯﾄ型感知器
ET	ｺﾝｾﾝﾄ 2P15A×1 ET付		直列ﾕﾆｯﾄ
2ET	ｺﾝｾﾝﾄ 2P15A×2 ET付		壁付ｽﾋﾟｰｶ
200V	ｺﾝｾﾝﾄ 2P20A×1		
2	ｺﾝｾﾝﾄ 2P15A×2 1個用ｽｲｯﾁﾎﾞｯｸｽ		
	電灯分電盤		
	動力分電盤		
	ﾌﾞﾗﾝｸﾌﾟﾚｰﾄ 角型		

露出配線
管内配線

特記
※記載の機器は全て撤去する。
※隠ぺい配管・配線の撤去については建屋の解体と一体で行う。
※蛍光灯器具については処分前に安定器のＰＣＢ含有有無を調査し、その結果を監督員に報告すること。ＰＣＢを含有する安定器は別途指示する場所に保管する。

撤去照明器具

A	FL40W×2 逆富士露出型	K	FL40W×2 埋込下面開放型LEDﾗﾝﾌﾟ
B	FL40W×2 逆富士露出型LEDﾗﾝﾌﾟ	L	FL40W×1 埋込下面開放型ﾊﾟﾈﾙ付
C	FL20W×2 逆富士露出型	M	FL20W×1 埋込下面開放型ﾊﾟﾈﾙ付
D	FL20W×1 逆富士露出型	N	FL20W×4 ｽｸｴｱ露出型□670
E	LED照明器具 逆富士40W型 W:230	O	FL20W×1 防水ﾌﾞﾗｹｯﾄ
F	LED照明器具 逆富士40W型 W:140	P	FL20W×1 片笠付ﾌﾞﾗｹｯﾄ
G	FL40W×2 吊下ﾄﾗﾌ露出型両笠付	Q	FPL32W×1 ｼｰﾘﾝｸﾞ
H	FL40W×2 ﾄﾗﾌ露出型両笠付	R	FDL13W×1 ﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ
I	FL40W×1 ﾄﾗﾌ露出型	S	FDL27W×1 ﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ
J	FL40W×2 埋込下面開放型 ﾙｰﾊﾞ付	T	FL20W×1 非常口誘導灯
		U	FL20W×1 防犯灯

図種	工事名	
EE	旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事	
02	図面名 電気設備 1階平面図	A1:S=1/50 A3:S=1/100

熊谷市建設部営繕課

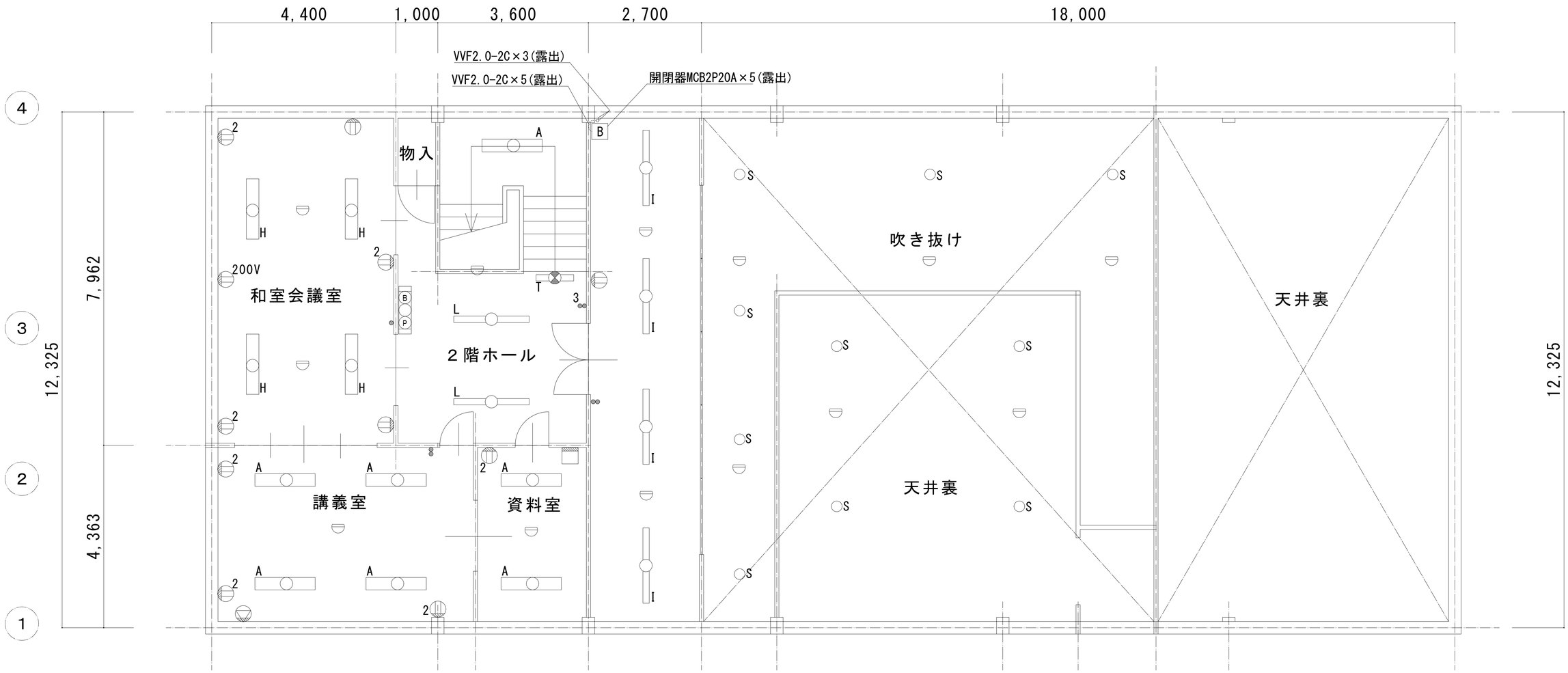

凡例

●	ﾀﾝﾌﾞﾗｽｲｯﾁ 1P15A×1	Wh	電力量計（露出）
●3	ﾀﾝﾌﾞﾗｽｲｯﾁ 3W15A×1	5	引込柱5m　鋼管 基礎300φ H=900
●●	ﾀﾝﾌﾞﾗｽｲｯﾁ 1P15A×2	6	引込柱6m　鋼管 基礎300φ H=900
●●3	ﾀﾝﾌﾞﾗｽｲｯﾁ 1P15A×1+3W15A×1	L	ｲﾝﾀｰﾎﾝ子機
●●●	ﾀﾝﾌﾞﾗｽｲｯﾁ 1P15A×3	L	ｲﾝﾀｰﾎﾝ親機
●●	ﾀﾝﾌﾞﾗｽｲｯﾁ 1P15A×1+1P15A×2 2個用		非常警報装置
● AS	自動点滅器 3A		P型2級受信機 5窓
	ﾀﾝﾌﾞﾗｽｲｯﾁ 1P15A×1 1個用ｽｲｯﾁﾎﾞｯｸｽ		漏電火災警報機
	ｺﾝｾﾝﾄ 2P15A×1	B	ﾍﾞﾙ
2	ｺﾝｾﾝﾄ 2P15A×2		機器収納箱　発信機・ﾍﾞﾙ・表示灯
3	ｺﾝｾﾝﾄ 2P15A×3		差動式ｽﾎﾟｯﾄ型感知器
ET	ｺﾝｾﾝﾄ 2P15A×1 ET付		直列ﾕﾆｯﾄ
2ET	ｺﾝｾﾝﾄ 2P15A×2 ET付		壁付ｽﾋﾟｰｶ
200V	ｺﾝｾﾝﾄ 2P20A×1		
2	ｺﾝｾﾝﾄ 2P15A×2 1個用ｽｲｯﾁﾎﾞｯｸｽ		
	電灯分電盤		
	動力分電盤		
	ﾌﾞﾗﾝｸﾌﾟﾚｰﾄ 角型		

露出配線
管内配線

特記

※記載の機器は全て撤去する。
※隠ぺい配管・配線の撤去については建屋の解体と一体で行う。
※蛍光灯器具については処分前に安定器のＰＣＢ含有有無を調査し、
　その結果を監督員に報告すること。ＰＣＢを含有する安定器は
　別途指示する場所に保管する。

撤去照明器具

A	FL40W×2 逆富士露出型	K	FL40W×2 埋込下面開放型LEDﾗﾝﾌﾟ
B	FL40W×2 逆富士露出型LEDﾗﾝﾌﾟ	L	FL40W×1 埋込下面開放型ﾊﾟﾈﾙ付
C	FL20W×2 逆富士露出型	M	FL20W×1 埋込下面開放型ﾊﾟﾈﾙ付
D	FL20W×1 逆富士露出型	N	FL20W×4 ｽｸｴｱ露出型口670
E	LED照明器具 逆富士40W型 W:230	O	FL20W×1 防水ﾌﾞﾗｹｯﾄ
F	LED照明器具 逆富士40W型 W:140	P	FL20W×1 片笠付ﾌﾞﾗｹｯﾄ
G	FL40W×2 吊下ﾄﾗﾌ露出型両笠付	Q	FPL32W×1 ｼｰﾘﾝｸﾞ
H	FL40W×2 ﾄﾗﾌ露出型両笠付	R	FDL13W×1 ﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ
I	FL40W×1 ﾄﾗﾌ露出型	S	FDL27W×1 ﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ
J	FL40W×2 埋込下面開放型 ﾙｰﾊﾞ付	T	FL20W×1 非常口誘導灯

図種	工事名	
EE	旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事	
03	図面名 電気設備　２階平面図	A1:S=1/50 A3:S=1/100
熊谷市建設部営繕課		

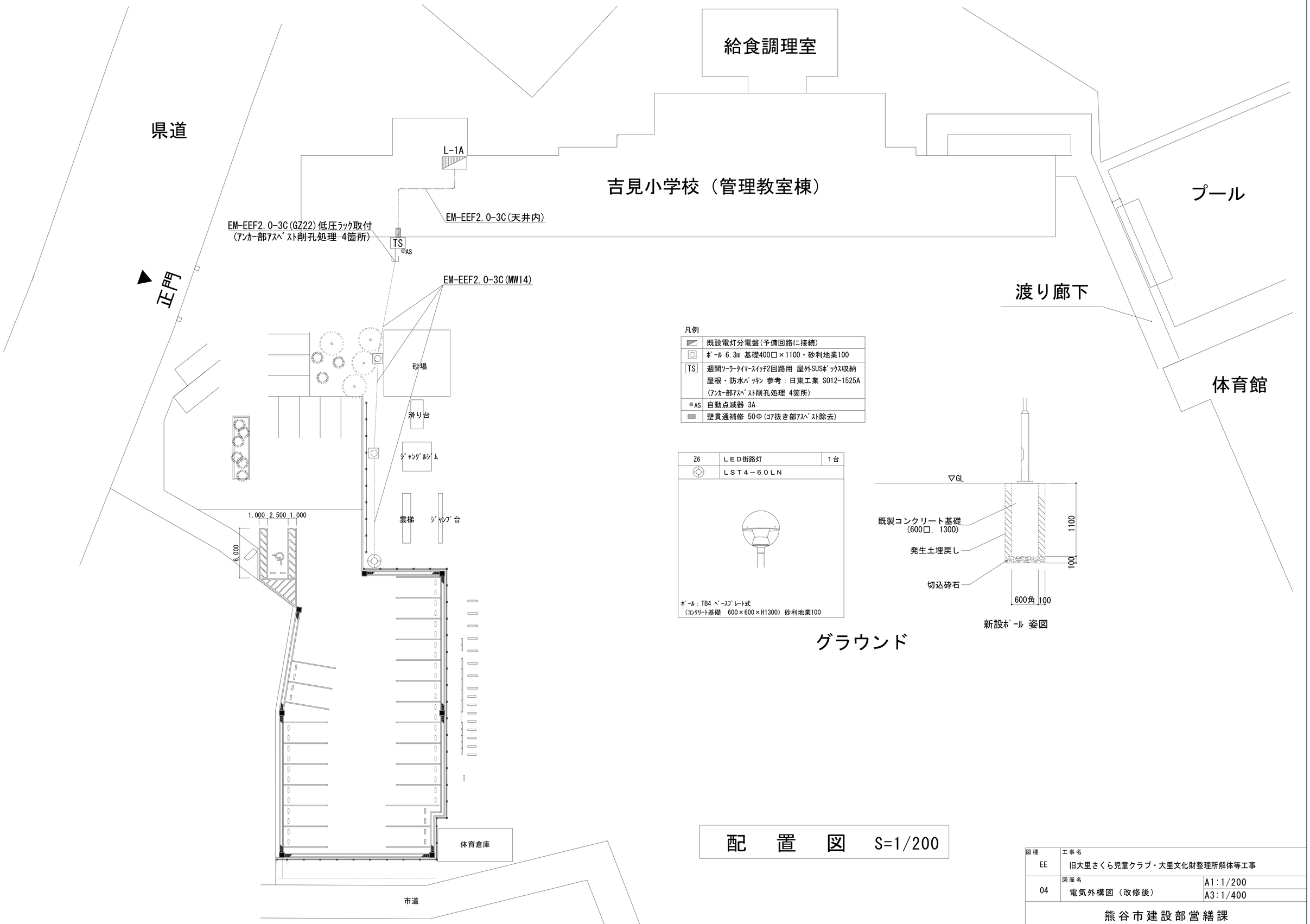

配　置　図　S=1/200

図種	工事名	
EE	旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事	
04	図面名 電気外構図（改修後）	A1:1/200 A3:1/400

熊谷市建設部営繕課

機械設備工事特記仕様書

Ⅰ　工事概要

1　工事名称　旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事
2　工事場所　熊谷市箕輪７番地（吉見小学校敷地内）
3　工　期　※AA-01に準ずる
現場施工期間　※AA-01に準ずる
※現場施工期間は、施設管理者との調整により変更することがある。
共通仮設費率の算定に用いる工期　※AA-01に準ずる

4　建物概要

	建物名称	構造	階数	延面積（㎡）	消防法施行令別表第一	備考
①	旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所	S造	地上2階	341.92		
②						
③						
④						

5　工事種目（●印を付いたものを適用する。）

建物別及び屋外 ＼ 工事種目	工事種別 ①	②	③	④	⑤	屋外
○ 空気調和設備						
○ 換気設備						
○ 排煙設備						
○ 自動制御設備						
○ 衛生器具設備						
○ 給水設備						
○ 排水設備						
○ 給湯設備						
○ 消火設備						
○ 厨房機器設備						
○ ガス設備						
● 撤去設備	一式					一式

6　指定部分　※無　・有
対象部分：　工期：令和　年　月　日

7　主任技術者又は監理技術者の専任期間（建設業法により必要になった場合）
1　専任期間の始期
請負契約締結の日から、⊙現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまで）の期間　・令和　年　月　日までの期間）については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
2　専任期間の終期
工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。）、事務手続き、後片付けのみが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
3　専任期間の中断
自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、工事を全面的に一時中止にしている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

8　工事範囲　図示のとおり

9　機械設備工事概要
当施設の解体工事に付随する下記の工事一式
1．空調設備とそれに伴う配管の撤去
2．換気機器およびそれに伴うダクトの撤去
3．給排水衛生設備の撤去
4．給水・排水・給湯・ガス配管の撤去

給水：直結給水方式　換気：第３種換気方式
排水：建物内：分流　＋　浄化槽方式　空調：個別空調パッケージユニット方式
消防用設備：設置なし　給湯設備熱源：ガス式

⑩ 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用し、下記の工事仕様は適用しない。なお、それぞれの工事仕様について特記されていない事項は、電気設備工事は埼玉県電気設備工事特別共通仕様書により、建築工事は埼玉県建築工事特別共通仕様書による。

11　同時期発注の関連工事
・建築工事　・電気設備工事

Ⅱ　工事仕様

1　共通仕様
（１）この工事は特記仕様書、図面によるほか、埼玉県機械設備工事特別共通仕様書（以下「特別共通仕様書」という。）、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（以下「標準仕様書等」という。）及び監督員の指示に従い施工する。
なお、市営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。
（２）電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。
（３）法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。

2　特記仕様
（１）章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。
（２）特記事項のうち選択する事項は、⊙印の付いたものがなければ、※印を適用し、・印のものは適用しない。
⊙印と※印の付いた場合は、共に適用する。

章	項目	特記事項
●一般共通事項特記事項	① 機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。なお、資材名、製造所名及び発注先を記載した報告書を監督員に提出すること。 使用機材等については、ｱｽﾍﾞｽﾄ含有の有無を確認し、ｱｽﾍﾞｽﾄを含む機材は、使用しないこと。 「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（グリーン購入法）に規定される特定調達品目に該当する機材は、その判断基準、配慮事項を満たすこと。 調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めるものとする。
	2 電気保安技術者	・置く　※置かない
	3 施工条件	施工時間 ※行政機関の休日に関する法律（S63第91号）に定める行政機関の休日以外。 ・上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。
	4 技能士の適用	・配管施工（配管工事）　・建築板金施工（風道制作及び取付け） ・熱絶縁施工（保温工事）・冷凍空気調和機器施工（冷凍空調機器の据付）
	5 機材の検査及び試験、施工の検査及び試験	検査及び試験を行うべき機材等は、標準仕様書及び特別仕様書によるほか下記による。 ※飲用に供する設備機器の据付け及び取付け完了後、水質試験を行う。水質試験は、水道法による「水質基準に関する省令」に基づく化学的、物理的及び生物化学的試験とし、公立の保健所、試験所又は認定の試験所（事前に監督員の承諾を得る）に依頼して行うものとし、その結果は、監督員に提出するものとする。 ただし、検査項目は①一般細菌、②大腸菌、③亜硝酸態窒素、④硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、⑤塩化物イオン、⑥有機物、⑦pH値、⑧味、⑨臭気、⑩色度、⑪濁度および⑫残留塩素の12項目とする。 ※雨水利用システム及び排水再利用システムを設置したときは、工事完成後定常の使用状態に入った後速やかに（概ね３ヶ月以内）流入水・処理水の水質試験を行う。 試験は上記の飲用に供する場合の方法に従うものとする。 ただし、検査項目は残留塩素、pH値、臭気、外観、大腸菌、濁度、BOD、CODとする。
	⑥ 監督員事務所	本工事で　・設ける（規模　　）　※設けない
	⑦ 官公署その他への届出手続等	工事の着手、施工、完成に当り、関係官公署などへの必要な届出手続等は受注者が代行し遅滞なく行う。
	⑧ 工事用電力・水等	本工事に必要な工事用電力及び水などの費用は、すべて受注者の負担とする。
	⑨ 工事用仮設物	すべて受注者の負担とし、構内につくることが　※できる　・できない
	⑩ 足場・さんばし類	※別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。　・本工事とする。
	⑪ 建設発生土の処理	埋め戻し後の建設残土は、・監督員が指示する構内の場所に敷きならす。 ※構外搬出適切処理する。（含有試験９項目実施） 処分先：（株）ＨＫＣ　小川町木呂子627番地
	⑫ 埋め戻し土・盛土	※根切土の中の良質土（但しコンクリート管以外の管の周囲は山砂の類）　・山砂の類
	⑬ 再生砂、再生砕石、再生アスコン使用	再生砂などは原則使用しない。ただし、監督員の了解を得た場合に限り、表層以外に※使用できる。　・使用できない。 再生砂の使用に先立ち、１購入あたり１検体の六価クロム溶出試験を行い土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。
	⑭ 発生材の処理等	※引渡しを要するもの以外は構外に搬出し、適切処理する。 （構外搬出処理費は　※本工事　・別途） （１）引渡しを要するもの（　　） （２）買取処分をするもの（　　） （３）再生資源化を図るもの（・硬質塩化ビニル管　・　　） （４）特別管理産業廃棄物（　　） ※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調書を提出すること。
	15 容量等の表示	（１）機器等の能力、容量等は表示された数値以上とする。 （２）電動機出力、燃料消費量及び圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。
	16 配管	（１）地中埋設配管（排水管を除く） １）地中埋設標（コンクリート製）　※要（図示の箇所）　・不要 ２）地中埋設鋲（キャッツアイ）　※要（舗装部の分岐、曲部）・不要 ３）埋設表示テープ（２倍折込み）　※要　・不要
	17 耐震施工	設備機器の固定等は、「建築設備耐震設計・施工指針　2014年版」（独立行政法人建築研究所監修）を参考とする。 ただし、設計用地震力（水平及び鉛直）は次の設計用水平震度K_H及び設計用鉛直震度K_V（K_H／２）を用いて計算する。 設計用水平地震力と設計用鉛直地震力は同時に作用するものとする。

設計用水平震度

設置場所	耐震安全性の分類 ・特定の施設 重要機器	・特定の施設 一般機器	・一般の施設 重要機器	・一般の施設 一般機器
上層階 屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0
	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.5)
	〈2.0〉	〈1.5〉	〈1.5〉	1.0
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6
	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.0)
	〈1.5〉	〈1.0〉	〈1.0〉	〈0.6〉
１階及び地下階	1.0	0.6	0.6	0.4
	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)
	〈1.5〉	〈1.0〉	〈1.0〉	〈0.6〉

（注）（　）内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。
〈　〉内の数値は水槽類に適用する。
※上層階とは２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、10～12階建の場合は上層３階、13階建以上の場合は上層４階）
中間階とは地下階、１階を除く各階で上層階に該当しないもの　（平屋建の場合は無し）
重要機器は次のものを示す。
給水装置　排水装置　換気機器　空調機器　熱源機器
防災設備　監視制御設備　危険物貯蔵装置
火を使用する設備　避難経路上に設置する機器

章	項目	特記事項
	17-1 あと施工アンカー	機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承諾を受けるものとする。 重量１００ｋｇを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーボルトを選定すること。 施工は、（一社）日本建築あと施工アンカー協会の資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。 金属拡張系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。 接着系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。 （原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。） あと施工アンカーの試験は、躯体種別毎かつアンカーの種類毎に１か所引張試験を実施する。
●一般共通事項特記事項（続き）	18 防露保温工事	標準仕様書第２編によるほか下記による。 空気調和設備工事の保温の種別 ド レ ン 管　屋内露出（一般居室、廊下）　a1・（ウ）・Ⅶ 機械室、書庫、倉庫　b ・（ウ）・Ⅶ 天井内、ＰＳ内及び空隙壁中　c2・（イ）・Ⅶ 浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）　e2・（ウ）・Ⅶ 蒸 気 管　屋内露出（一般居室、廊下）　A1・（ア）・Ⅱ 機械室、書庫、倉庫　B ・（ア）・Ⅱ 天井内、ＰＳ内及び空隙壁中　C2・（ア）・Ⅱ 床下、暗渠内（ピット内、共同溝を含む。）　D ・（ア）・Ⅱ 屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）　E2・（ア）・Ⅱ 冷水・冷温水管（膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。）　屋内露出（一般居室、廊下）　A1・（ウ）・Ⅲ 機械室、書庫、倉庫　B ・（ウ）・Ⅲ 天井内、ＰＳ内及び空隙壁中　C1・（イ）・Ⅲ 床下、暗渠内（ピット内、共同溝を含む。）　D ・（ウ）・Ⅲ 屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）　E2・（ウ）・Ⅲ 温 水 管（膨張管を含む。）　屋内露出（一般居室、廊下）　A1・（イ）・Ⅰ 機械室、書庫、倉庫　B ・（イ）・Ⅰ 天井内、ＰＳ内及び空隙壁中　C2・（イ）・Ⅰ 床下、暗渠内（ピット内、共同溝を含む。）　D ・（イ）・Ⅰ 屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）　E2・（イ）・Ⅰ （注）１．冷媒管は、断熱材被覆銅管を使用し、外装は下記による。 屋内露出部　※保温化粧カバー（※樹脂製　・亜鉛メッキ鋼板製　・ＳＵＳ製） 屋外露出部　・溶融アルミニウム亜鉛鉄板ラッキング　※ＳＵＳラッキング ・保温化粧カバー（※樹脂製　・亜鉛メッキ鋼鈑製　・ＳＵＳ製） ２．施工種別Ｂの材料及び施工順序４、５に替え、アルミガラス化粧原紙を使用する。 ３．機器類の保温材の種別は、（※グラスウール　・ロックウール保温材）とする。 ダクトの保温の種別 長方形ダクト　屋内露出（一般居室、廊下）　J1・（イ）・ＸⅠ 屋内露出（機械室、書庫、倉庫）　Ⅰ ・（イ）・ＸⅠ 屋内隠ぺい、ＤＳ内　Ⅰ ・（イ）・ＸⅠ 屋外露出（バルコニー、解放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）　K2・（ア）・ＸⅠ 円形ダクト　屋内露出（一般居室、廊下）　O1・（イ）・ＸⅠ 屋内露出（機械室、書庫、倉庫）　N ・（イ）・ＸⅠ 屋内隠ぺい、ＤＳ内　N ・（イ）・ＸⅠ 屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）　P2・（ア）・ＸⅠ 消音内貼り　サプライチャンバー　M ・（イ）・Ⅸ 消音チャンバー・消音エルボ　L ・（イ）・Ⅶ （注）１．厨房ダクトの保温材は、管轄消防の規則を確認の上、選定すること。 給排水衛生設備工事の保温の種別 給 水 管　屋内露出（一般居室、廊下）　a1・（ウ）・Ⅶ 機械室、書庫、倉庫　b ・（ウ）・Ⅶ 天井内　c2・（イ）・Ⅶ ＰＳ内及び空隙壁中　c2・（イ）・Ⅶ 県営住宅ＰＳ内　c2・（ウ）・Ⅶ 床下、暗渠内（ピット内、共同溝を含む。）　d ・（ウ）・Ⅶ 屋外露出（バルコニー、解放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）　e2・（ウ）・Ⅶ 排水及び通気管　屋内露出（一般居室、廊下）　a1・（イ）・Ⅶ 機械室、書庫、倉庫　b ・（イ）・Ⅶ 天井内　c2・（イ）・Ⅶ ＰＳ及び空隙壁中　c2・（イ）・Ⅶ 屋外露出（バルコニー、解放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）　e2・（ウ）・Ⅶ 給 湯 管（膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。）　屋内露出（一般居室、廊下）　a1・（イ）・Ⅰ 機械室、書庫、倉庫　b ・（イ）・Ⅰ 天井内　c2・（イ）・Ⅰ ＰＳ内及び空隙壁中　d ・（イ）・Ⅰ 屋外露出（バルコニー、解放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）　e2・（ア）・Ⅰ
	19 防凍保温	※屋外露出給水管（呼び径20以下のみ）は、保温厚40mmの防凍保温を行うこと。 ・図示の屋外露出部（給水管、消火管、給湯管、膨張管、弁類を含む。）は下記仕様により防凍保温を行う。 ※保温仕様は保温厚さを40mmとする。 ・保温材をグラスウールとし、凍結防止ヒーターを設置。
	20 塗装	露出配管は原則として塗装を行う。ただし、機械室、倉庫等の露出配管は塗装を行わない。 また、屋外で溶融亜鉛メッキ電線管を使用する場合は、塗装を行わない。
	21 電線	特記なき電線・ケーブルは、原則としてエコマテリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐紫外線性能を有するものとする。 ただし、自動制御設備に関わる配線は標準仕様書の自動制御設備の項による。
●改修一般事項（付加事項）	22 はつり及びあと施工アンカー打設	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカー打設前に、図面に明示する箇所について走査式埋設部調査を実施すること。 電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合に、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用する。
	23 管の埋設深さ	（１）公道上は、道路管理者の指定する深さとする。 （２）構内車両通路では、路盤材下面から管の上端まで６００mmとする。 （３）その他の場所では、地表面（舗装する部分では路盤材下面）から管の上端まで300mmとする。
	24 既設管分岐・接続	既設管に接続・分岐する場合は、原則として新設時の接合方法として標準仕様書に規定された工法による。 やむを得ずそれ以外の工法を採用する場合は監督員の承諾を受ける。
	25 絶縁継手の設置・種別	※コンクリートの建築物に出入りする箇所の付近の露出部配管 ※鋼管と銅管及びこれに類する部分　※鋼管とステンレス管及びこれに類する部分 ※５０Ａ以下は絶縁ユニオンとし、それ以上は絶縁フランジ　・全て絶縁フランジ
	26 天井仕上げ区分	（　）書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。
	27 他工事との取合区分	スリーブ、箱入れその他工事との取合いは、工事区分表によるものとし、施工に支障を来さない時期までに、必要な位置、大きさなどを明示し、監督員と打合わせる。
	㉘ 施工図等の取扱い	施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に帰属するものとする。
	㉙ 保険	※法定外の労災保険　（工事に従事する者（全ての下請負人を含む）の業務上の負傷等を対象とするもの） ※建設工事保険等（工事目的物及び工事材料等を対象とするもの） ※請負業者賠償責任保険等 保険の期間　※工事完成期日後１４日を含む期間　・
	㉚ 配管識別	配管等の識別は、その方法等について監督員と協議のうえ行うこと。
	㉛ 墜落制止用器具（フルハーネス型）	※使用を要する　墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成30年6月22日付け基発0622第2号）による ・使用を要しない
	32 誘導電動機	三相誘導電動機はＪＩＳ Ｃ ４２１３（ＩＥ３）トップランナーモーターとする。
	㉝ 完成図書の電子納品	完成図書の電子納品運用ガイドライン　※適用する　⊙適用しない 完成図の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。 また、完成図の中に主要機器一覧表（名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等）を記載すること。 市営住宅の完成図の提出部数は、Ａ３二つ折り製本４部とする。
	㉞ その他	工事に先立ち、監督員と打合せの上、住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施すること又、工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。
●改修一般事項（付加事項）	① 共通事項	改修工事で特別に付加すべき事項について指定するものとし、それ以外は本特記仕様書の一般共通事項による。
	② 改修部分の足場	本工事で単独に必要となる足場は、下記により設ける。 （１）内部足場　※　脚立足場　・枠組足場　・ （２）外部足場　※Ａ種（枠組足場）　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種　・Ｆ種 ※足場を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うものとする。
	③ 既存部分養生・既存家具等養生	（１）関係受注業者と共用部分 ※別契約の関係受注業者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事で負担とする。（種別は（２）による。） （２）本工事で単独で必要となる養生は、下記による。 ※ビニールシート　・合板　・
	④ 備品等の移動	・別途工事　⊙本工事　※接続配管等の取外し、接続は本工事
	5 仮設間仕切り	（１）関係請負業者と共用部分 ※別契約の関係受注者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事で負担とする。（種別は（２）による。） （２）本工事で単独で必要となる仮設間仕切りは、下記による。 ・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種
	⑥ 撤去後機材の扱い	（１）改修部分の機材は原則として撤去後新品に取替えるものとし、再使用する場合は図示区分による。 （２）撤去後再使用の指定がない機材のうち、撤去後使用価値を有するものは、現場発生品として監督員に報告する。 それ以外の機材は種類別に産業廃棄物として分別処分し、マニフェストを監督員に提出する。
	7 支持金物の再使用	（１）インサート金物　・インサートの径每に引張試験を行った場合は、再使用できる ※新品 （２）形鋼支持金物等　・再使用できる　※新品 ただし屋外、ピット内で使用する支持金物はSUS製とする。
	8 あと施工アンカーの種別	金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとし、その使用については、監督員の承諾を受けるものとする。
	⑨ フロン回収	冷媒管の撤去に当たっては、すべてのフロンガスを回収し下記の方法で処理する。 ※破壊プラント搬入　・フロン再生後引き渡し　・未再生引き渡し 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき処理すること。
	⑩ 総合調整	・全体再調整　※改修部及び影響部のみ調整
	⑪ 既設基礎類の解体はつり	建設機械は、原則として、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用すること。 現場内で使用する重機等は、解体建築物の位置及び規模に応じた機種及び規格のものを選定すること。 粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適宜散水や粉じん発生源を覆うなど環境対策に配慮すること。
	⑫ アスベスト事前調査結果の報告	全ての建築物、工作物において大気汚染防止法及び石綿障害予防規則の事前調査を建築物石綿含有建材調査者により実施し、アスベスト使用有無に関わらず、結果を知事又は市長あてに報告すること。
	⑬ その他	（１）図面上の縮尺は、ＪＩＳ　Ａ1版とした縮尺とする。 （２）受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように綿密に打合せを行うこと。

2026.3

設計年月日		熊谷市 建設部 営繕課	工事名称	図面名	図面番号
			旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事	機械設備工事特記仕様書（１）	MM－０１

（３）特に騒音振動など周辺に甚大な影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せして設定すること。

（４）ＦＦ式温風暖房機の撤去・再取付、新規設置について
　ＦＦ式温風暖房機の一時取外し、再取付、新規設置及び動作確認は、製造者又は製造者認定の代理店等に所属する「石油機器技術管理士」の登録を受けたもの（（一財）日本石油燃焼機器保守協会）が行い、記録を整備すること。なお、動作確認は、一時取外し前、再取付け後の双方で行うこと。新規設置の場合は設置後に行うこと。

○空気調和設備

1　設計温湿度

	外気		屋内 一般系統		屋内			
	温度（DB）	湿度（RH）	温度（DB）	湿度（RH）	温度（DB）	湿度（RH）	温度（DB）	湿度（RH）
夏期	37.1℃	47.1%	28　℃	%	℃	%	℃	%
冬期	0.5℃	49.4%	20　℃	%	℃	%	℃	%

※外気処理用エアコンの屋内設定値は、夏期湿度50%とする。

2　総合試運転調整
※本工事　・別途
　風量調整　※する　・しない
　水量調整　・する　※しない
　騒音の測定　・する　※しない
　室内気流及びじんあいの測定　・する　※しない
　初期運転状態の記録　※する　・しない
　工事対象範囲の既設機器運転状態の記録　※する　・しない

3　煙　道
（１）鉄板厚　（※３．２mm　・４．５mm　）
（２）ばい煙濃度計　※設ける　・設けない
（３）ばいじん量測定口　※設ける（測定口は８０Φとする）・設けない

4　煙　突
※別途　・本工事

5　長方形ダクト
※低圧ダクト（亜鉛鉄板製）
　長辺の長さ１５００mm以下　※共板工法　・スライドオンフランジ工法
　・アングルフランジ工法
　それ以外の部分　※アングルフランジ工法
・高圧１ダクト（亜鉛鉄板製）　・高圧２ダクト（亜鉛鉄板製）
・ステンレス製ダクト（・Ａ区分　※Ｂ区分）・塩ビ製ダクト（・Ａ区分　※Ｂ区分）

6　円形ダクト
※スパイラルダクト（※亜鉛鉄板製　・ステンレス製）　・硬質塩化ビニル管（ＶＵ）
・換気用耐火二層管（大臣認定品）　※フレキシブルダクト（・保温付　・保温無）
(注)１　使用区分は図示による。

7　風量測定口
　取付け箇所は、図示した箇所及び下記の箇所とする。
　送風機吐出ダクト又は吸込ダクト、外気取入ダクト、空調機出口チャンバーの分岐ダクト

8　チャンバー
（１）内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。
（２）ダクト接続形の空気調和機等に取り付けるサプライチャンバー、レタンチャンバ及びダクト系で消音内貼りしたチャンバーには、点検口を設けるものとし点検口の大きさは下記のとおりとする。
　・３００×３００　・３００×５００　※４００×６００　・５５０×７５０
（３）外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンバー及びホッパーは雨水が滞留しないようにする。

9　吹出口及び吸込口ボックス
※亜鉛鉄板製　・グラスウール製

10　ダンパー
（１）防煙ダンパー　復帰方式（※遠隔　・　）定格入力ＤＣ24Ｖ，0.7Ａ以下
（２）ピストンダンパー　復帰方式（※遠隔　・　）

11　配管材料
（１）冷温水管　※配管用炭素鋼鋼管（白）・
（２）冷却水管　※配管用炭素鋼鋼管（白）・
（３）ブライン管　※配管用炭素鋼鋼管（黒）　・
（４）冷媒管　※断熱材被覆銅管
　（保温厚mm　ガス管　※20以上　・10以上　液管　・20以上　※10以上）
（５）ドレン管（屋外）　※硬質塩化ビニル管ＶＰ(カラー)　・配管用炭素鋼鋼管（白）
　ドレン管（屋内）　※保温機能付空調用ドレン管（ｴｽﾛﾝACﾄﾞﾚﾝﾊﾟｲﾌﾟ相当品）
　・耐火二層管ＶＰ（ＦＤＰＳ－１）
　・配管用炭素鋼鋼管（白）　・硬質塩化ビニル管ＶＰ
　（消防協議事項：　）
　ただし、保温機能付空調用ドレン管は、水圧１ｍを超える配管には使用しない。
（６）油管　※配管用炭素鋼鋼管（黒）　・
（７）蒸気管　給気管　※配管用炭素鋼鋼管（黒）　・
　還　管　※圧力配管用炭素鋼鋼管（黒）Sch40　・ステンレス鋼管
（８）膨張管、空気抜き管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管
　※配管用炭素鋼鋼管（白）　・
（注）樹脂管には熱伸縮による破損を防止する措置を講ずること。

12　弁　類
　規格はＪＩＳ又はＪＶとし、指定なきものは１０Ｋ、それ以外は図示及び共通仕様書による。また、鋼管用伸縮管継手の種類は図示による。

13　温度計
　取付部は下記による。
※熱源機器の冷温水管(出入口共)、冷却水管(出入口共)　※空気調和機の冷温水管(出入口共)
※ダクト接続形空気調和機のサプライチャンバー、レタンダクト、
　外気取入ダクト及びレタンチャンバー
※冷温水ヘッダー（往）及び各還り管　※熱交換器の温水管（出入口）　・

14　圧力計
　取付部は下記による。
※熱源機器の冷温水管（出入口共）、冷却水管（出入口共）
※空気調和機の冷温水管（出入口共）
※冷温水ヘッダー（往）及び各還り管　※熱交換器の温水管（出入口）　・

15　瞬間流量計
　瞬間流量計はピトー管方式によるもので止水コック付とし、型式及び取付部は下記による。なお、着脱部の指示部は（※１個　・　個）付属とする。
・熱源機器の冷温水管、冷却水管の出入口どちらかに（※固定形　・着脱形）を設ける。
・空気調和機の冷温水管の出入口どちらかに（※固定形　・着脱形）を設ける。

16　油面制御装置
※往又は還どちらかの冷温水ヘッダーの各接続管へ（※固定形　・着脱形）を設ける。
　制御盤には（※給油ポンプ制御　※満減油警報　・遠隔警報　・電磁弁制御
　・返油ポンプ制御　）の端子を設ける。
なお、フロートスイッチ部と制御装置の配管・配線は製造者標準仕様とする。

17　冷却塔
※直交流式　・向流型
※レジオネラ属菌殺菌剤等の自動薬剤注入装置　※自動ブロー装置　・
補給水は、水道水とし、補給水接続管部分に清掃用の水栓を分岐して設ける。

18　空気熱源ヒートポンプ空調機
　標準仕様書によるほか下記による。
（１）圧縮機原動機の制御方式　※回転数制御　・オンオフ制御
（２）冷媒　ＨＦＣ（ Ｒ４１０Ａ、Ｒ３２又はＲ４０７Ｃ ）
　（注１）Ｒ４１０Ａを採用した場合、冷媒配管は機器の設計圧力を満足するものを使用すること。
　（注２）Ｒ３２を採用した場合、冷媒配管の断熱材被覆銅管は難燃性のものを使用すること。
（３）埼玉県グリーン調達推進方針で掲げる成績係数を満たす機器とする。

○換気設備

1　長方形ダクト
※低圧ダクト（亜鉛鉄板製）
　長辺の長さ１５００mm以下　※共板工法　・スライドオンフランジ工法
　・アングルフランジ工法
　それ以外の部分　※アングルフランジ工法
・高圧１ダクト（亜鉛鉄板製）　・高圧２ダクト（亜鉛鉄板製）
・ステンレス製ダクト（・Ａ区分　※Ｂ区分）・塩ビ製ダクト（・Ａ区分　※Ｂ区分）

2　円形ダクト
※スパイラルダクト（※亜鉛鉄板製　・ステンレス製）　・硬質塩化ビニル管（ＶＵ）
・耐火二層換気管　※フレキシブルダクト（・保温付　・保温無）
(注)１　使用区分は図示による。

3　風量測定口
　取付け箇所は、図示した箇所及び下記の箇所とする。
　送風機吐出ダクト又は吸込ダクト，外気取入ダクト

4　チャンバー
（１）内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。
（２）消音内貼りしたチャンバーには、点検口を設けるものとし、点検口の大きさは下記のとおりとする。
　・３００×３００　・３００×５００　※４００×６００　・５５０×７５０
（３）外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンバー及びホッパーは雨水が滞留しないようにする。

5　ダンパー
（１）防煙ダンパー　復帰方式（※遠隔　・　）定格入力ＤＣ24Ｖ，0.7Ａ以下
（２）ピストンダンパー　復帰方式（※遠隔　・　）

6　多湿箇所の排気ダクト
（１）排気ダクトのうち下記箇所は硬質塩化ビニル管（ＶＵ）（防火区画貫通箇所は換気用耐火二層管）を使用できる。
　※浴室（シャワー室、脱衣室を含む）　・
（２）水抜き管は（※厨房、浴室　※結露水が滞留する部分　・　）の排気ダクトには設ける

7　保　温
　下記のダクトの保温を行う。
※全熱交換器用の隠ぺい部ダクト
　仕様はＮ・（イ）・ＸＩとする。
　保温施工範囲は、給気用ＯＡダクトは全て、また、排気用ＥＡダクトは外壁より１ｍの部分とする。
※（※厨房　・湯沸室　・　）用の隠蔽ぺい部ダクト（仕様はｈ・（イ）・Ⅸとし範囲は図示による）

8　試運転調整
　風量調整　※する　・しない
　風量測定　※する　・しない
　騒音の測定　・する　※しない

○排煙設備

1　ダクト
※亜鉛鉄板　・

2　排煙口の形式
※天井取付（・スリット形　※スイング形）
・壁取付　（・スリット形　・スイング形）

3　排煙口手動開放装置
開放及び復帰方式　※ワイヤー式　・電気式（遠隔操作　・不要　・要）

4　排煙風量測定
建築設備定期検査業務基準書（（一財）日本建築設備・昇降機センター)の排煙風量の検査方法に準ずる。

○自動制御

1　中央監視制御装置
・有り　※無し

2　構成・機能
　図示による

3　電気計装用機材
　使用する電線及びケーブルは、原則としてＥＭ電線またはＥＭケーブルとする。
　屋外・屋内露出の電線は、図面に特記のない限り金属管配線とする。
　天井内隠ぺい電線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。

○衛生器具設備

1　小便器用節水装置
JIS B 2026（自動水栓）による電気開閉式とし、小便器（※一体形・分離形）とする。

2　バリアフリー対応
・小便器　※全部ストール形　・一部ストール形
　手すり（※本工事　・別途工事）
・洗面器　※自動水栓（・全部　※一部）　・レバー式水栓（一部）
・シャワー　※サーモスタット式　・ミキシング式
　※スライドバー　・フック　※止水機能付節水形シャワーヘッド
・鏡　※６００×１０００（耐食鏡）　・傾斜鏡（・照明無　・照明付）

3　衛生器具付属水栓
（１）器具付属止水栓は　※ドライバー式　・ハンドル式
（２）水抜き栓を使用する場合は、水栓は固定コマ式とする。

4　自動水栓類の電源
※ＡＣ１００Ｖ　・乾電池等　・自己発電

5　暖房便座
（１）JIS A 4422（温水洗浄便座）とする。
（２）機能種別　※温水洗浄　※脱臭　・温風乾燥　・トイレ室内暖房
（３）温水洗浄加熱方式　・瞬間式　※貯湯式
（４）使用流体は、飲料用水道水とする。
（５）リモコン　・ＡＣ１００Ｖ　・乾電池等　※自己発電

6　大便器洗浄弁・洗浄用タンク
　器具表又は下記の場合を除き、※節水Ｉ型・節水Ⅱ型とする。
・洗浄弁操作方式は、※手動式・電気開閉式（※センサー式・タッチスイッチ式）
・上層階で使用する大便器洗浄弁は、現地給水管の流動圧を確認し、必要に応じ低圧形とする。

7　大便器耐火カバー
・設ける（ピット内は除く）　※設けない

8　掃除流し
※共栓なしとする。　・共栓付とする。

9　排水器具用ｺﾞﾑ継手
※使用できる　・使用できない

10　標記板
　大便器、小便器の洗浄水用に雨水等の利用をしている場合は、その旨をわかりやすく各トイレ毎に表示する。

11　水せっけん入れ
　せっけん供給栓等がない場合は、監督員と協議のうえ洗面器、手洗い器に設ける。

12　擬音装置
・女子用トイレブースに設置する。（※本工事　・別途工事）
・男子用トイレブースに設置する。（※本工事　・別途工事）
・バリアフリートイレブースに設置する。（※本工事　・別途工事）

13　その他
　衛生設備器具の適用等の必要なことは別途衛生設備器具表による。

○給水設備

1　配管材料
　配管材料は　※下記　・図面指示（図面指示が不足する箇所は下記）　による。

	施工箇所	管種別
上水配管	床下、暗渠内（ピット内、共同溝を含む。）	※ＳＵＳ　~~・ＳＧＰ－ＰＤ~~ ・ポリブテン管　・ＨＩＶＰ
	ウエット厨房、浴室等の湿潤シンダー内配管）	※ＳＵＳ　~~・ＳＧＰ－ＰＤ~~　・ＨＩＶＰ ・ポリブテン管
	保温をしない屋外露出部	※ＳＵＳ　~~・ＳＧＰ－ＰＤ~~
	地中埋設部（水道直結部分）	・ＨＩＶＰ　・水道用ステンレス鋼管 ~~・水道用ポリエチレン管~~ ・水道配水用ポリエチレン管（ＰＥ）
	地中埋設部（一般部分）	※ＨＩＶＰ　・水道用ポリエチレン管 ・水道配水用ポリエチレン管（ＰＥ）
	市営住宅　住戸内	・ＨＩＶＰ ※ポリブテン管（さや管ヘッダー工法） ※架橋ポリエチレン管
	便所天井内、ＰＳ内（注５）	※高密度ポリエチレン管（３２Ａ以上）
	便所天井内	※ポリブテン管（１０mm保温付）
	便所空隙壁内又は衛生器具等接続管	※ポリブテン管
	その他の部分	※ＳＵＳ　~~・ＳＧＰ－ＰＤ~~　・ＨＩＶＰ ・ポリブテン管
中水配管	床下、暗渠内（ピット内、共同溝を含む。）	※ＳＵＳ　~~・ＳＧＰ－ＰＤ~~　・ＨＩＶＰ ・ポリブテン管
	湿潤シンダー内配管	※ＳＵＳ　~~・ＳＧＰ－ＰＤ~~　・ＨＩＶＰ ・ポリブテン管
	保温をしない屋外露出部	※ＳＵＳ　~~・ＳＧＰ－ＰＤ~~
	地中埋設部（一般部分）	※ＨＩＶＰ　・水道用ポリエチレン管 ・水道配水用ポリエチレン管（ＰＥ） ・
	便所天井内、ＰＳ内（注５）	※高密度ポリエチレン管（３２Ａ以上）
	便所天井内	※ポリブテン管（１０mm保温付）
	便所空隙壁内又は衛生器具等接続管	※ポリブテン管
	その他の部分	※ＳＵＳ　~~・ＳＧＰ－ＰＤ~~　・ＨＩＶＰ ・ポリブテン管

(注)１．ＳＵＳとは、JIS G 3448 またはJWWA G 115 に規定するステンレス鋼管とし、継手は一般部（・圧縮 ※ﾀﾞﾌﾞﾙﾌﾟﾚｽ ・拡管）便所・廊下流し廻り露出配管（※ﾀﾞﾌﾞﾙﾌﾟﾚｽ）とする。
　２．ステンレス管に取付ける弁は、JV8-1による。
　３．飲料水以外の給水管は、系統別に管外部に配管識別テープを巻く。また、誤接続がないことを確認するため衛生器具の取付完了後、系統毎に着色水を用いた通水試験を行う。
　４．建物導入部において、ポリエチレン管と異種管を接合する場合は、接合部が容易に点検できるように点検用桝を設ける。
　５．口径２５Ａにて大便器等に接続する場合は、施工状況に応じて高密度ポリエチレン管の使用も可とする。
　６．高密度ポリエチレン管とは、主材料に高密度ポリエチレン樹脂（ＰＥ１００）を採用し、管と継手を電気融着にて接合するものをいう。
　７．地中埋設部（水道直結部分）は水道事業者の指示による。
　８．樹脂管には熱伸縮による破損を防止する措置を講ずること。
　９．住戸内は、さや管ヘッダー配管システムとする。

2　一体形タンク
　一体形タンクについての標準図は一般的な形状及び数値を示すものであって、図面及び特記仕様書に記載された耐震強度、容量、寸法を満たすものであればよい。

3　水　栓
※給湯用水栓を除き大きさの呼び１３の水栓は、節水コマとする。
・水抜き栓を使用する場合は、屋外に設ける水栓は耐寒水栓とする。ただし屋内は固定コマ式とする。

4　量水器
※親メーター（※貸与品　・　）　・子メーター（※買い取り・　）

5　量水器桝
※水道事業者指定品　・標準図ＭＣ形

6　弁　類
　規格はＪＩＳ又はＪＶとし、水道直結部分は１０Ｋとし、指定なきものは１０Ｋ、それ以外は図示及び標準仕様書による。

7　水栓柱
・防寒コンクリート水栓柱（１２００L）　※不凍給水栓

8　建物導入部配管
図示部分について下記のとおり施工する。
※埋設用フレキシブルジョイント２本をＬ字状に設ける。
・標準図施工４（　・（ａ）　・（ｂ）　・（ｃ））

9　検針方法
　水道事業者の集合住宅に関する戸別検針規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。

１０　水道利用加入金
　水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事に含む。

１１　本管取出し
　水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。

○排水設備

1　配管材料
　配管材料は　※下記　・図面指示（図面指示が不足する箇所は下記）　による。

	施工箇所	管種別
雑排水配管	床下、暗渠内(ピット内、共同溝を含む。)	※ＲＦ－ＶＰ又はリサイクルＶＰ　・ＶＰ
	厨房等の温排水	※ＳＧＰ（白）・
	耐火性能を要求される箇所	・耐火二層管ＶＰ(FDPS-1)　※耐火ＶＰ ・ＳＧＰ（白）
	その他の部分	※ＲＦ－ＶＰ又はリサイクルＶＰ　・ＶＰ ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管
汚水配管	床下、暗渠内(ピット内、共同溝を含む。)	※ＲＦ－ＶＰ又はリサイクルＶＰ　・ＶＰ
	耐火性能を要求される場所	・耐火二層管ＶＰ(FDPS-1)　※耐火ＶＰ ・排水用ﾉﾝﾀｰﾙｴﾎﾟｷｼ塗装鋼管
	その他の部分	※ＲＦ－ＶＰ又はリサイクルＶＰ　・ＶＰ ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管
共通	地中埋設部	※ＲＳ－ＶＵ又はリサイクルＶＵ　・ＶＵ ※ＲＥＰ－ＶＵ(軽荷重の場合) ・ＲＦ－ＶＰ又はリサイクルＶＰ　・ＶＰ
通気配管	耐火性能を要求される箇所	・耐火二層管ＶＰ(FDPS-1)　※耐火ＶＰ ・ＳＧＰ（白）
	その他の部分	※リサイクルＶＰ又はＲＦ－ＶＰ　・ＶＰ ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管

(注) １．リサイクルＶＰ、リサイクルＶＵはJIS K6741の規格をもつ塩ビリサイクル管、RF-VP、RS-VU又は、REP-VUは標準仕様書第２編２．１．２．６による。
　２．雨水排水を含む場合は、雨水排水管は雑排水配管の材料種別による。
　３．原則として雑排水配管、汚水配管の管接合部はＹ４５度で行う。
　４．樹脂管には熱伸縮による破損を防止する措置を講ずること。

2　洗面器等の排水管
　洗面器等に直結する排水管は、器具トラップより１サイズアップする。

3　満水試験継手
　３階以上にわたる排水立て管には、各階毎に次の継手を設ける。
　・掃除口付きソケット　※満水試験用掃除口ソケット

4　桝の適用
　別紙桝表による。

○給湯設備

1　配管材料
・露出部　Ｍ銅管　その他　保温付被覆銅管（Ｍ銅管）
・一般配管用ステンレス鋼管
・ポリブテン管（さや管ヘッダー工法）

2　絶縁フランジ
　取付部は下記による。
※鋼管と銅管及びこれに類する部分
※鋼管とステンレス管及びこれに類する部分

3　弁　類
（１）規格はＪＩＳ又はＪＶとし、指定なきものは５Ｋ、それ以外は図示による。
（２）ステンレス管に取付ける弁は、JV8-1による。

4　ガス瞬間湯沸器
※屋外設置の潜熱回収型　・PS扉内設置の潜熱回収型

5　電気給湯器
飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。

○消火設備

1　配管材料
屋内消火栓用　一般配管※ＳＧＰ（白）　・ＳＴＰＧ370（白）Sch40
　地中埋設・ＳＧＰ－ＶＳ　・ＨＩＶＰ
　※高密度ポリエチレン管（消火用）
消火用　一般配管※ＳＧＰ（白）　・ＳＴＰＧ370（白）Sch40
　地中埋設・ＳＧＰ－ＶＳ　・ＨＩＶＰ
　※高密度ポリエチレン管（消火用）
不活性ガス消火用　※ＳＴＰＧ370（白）Sch40　・ＳＴＰＧ370（白）Sch80

2　建物導入部配管
　図示部分について下記のとおり施工する。
※埋設用フレキシブルジョイント２本をＬ字状に設ける。
・標準図施工４（　・（ａ）　・（ｂ）　・（ｃ））

○ガス設備

1　配管材料
・都市ガス　ガス事業者の供給規定による。埋設配管はＰＥ管を原則とする。
・液化石油ガス　一般配管　※ 合成樹脂被覆鋼管　・ ＳＧＰ（白）
　地中埋設　※ ガス用ＰＥ管　・

2　漏洩検知装置遮断装置
　漏洩検知装置は、流量検知式圧力監視型とする。

3　液化石油ガスの供給権
　ガス設備工事の施工者にガスの供給権は付帯しない。

○厨房設備

1　厨房機器の固定
　原則として、移動を前提とする厨房機器を除き地震時に転倒及び位置ずれを起こさないよう、床又は壁に堅固に取り付ける。

2　シンク用水栓
※レバー式泡沫水栓　・自動水栓

3　安全装置の機能の適用
標準仕様書第5編１･６･１の表5.1.7安全装置の表中の△の項目はすべて適用とする。

舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書

第１条　この特記仕様書は、埼玉県機械設備工事特別共通仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する濁水（以下「濁水」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものである。

第２条　受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。

２　受注者は、別の中間処理施設を選定する場合には、事前に監督員と協議するものとする。

第３条　受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。
２　受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。
３　受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。
４　受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により管理するものとする。

第４条　受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と第3条第3項及び第4項に基づき締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。
２　受注者は、工事検査時にマニフェスト原本を提示する。

第５条　濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。
２　受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合においては、事前に監督員と協議するものとする。
３　この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。

特記事項他

※本工事に必要な官公署､その他の手続きは受注者の負担にて遅滞なく行う。

※軽微な変更は両者の協議により行い、請負代金額の変更は行わない。

※施工に当たり設計図書に基づき施工するも､設計図書で明示していない事項で工事完成に必要な事項は係員の指示に従い､請負代金額の範囲内で施工する。

※設計図の製本：現場用A-3版縮小印刷観音製本各1部提出

※完成図の製本：A-1版２つ折製本2部提出

~~市営住宅の完成図の提出部数は、Ａ１二つ折り１部及びＡ３二つ折り２部とする。~~

※完成写真：カ~~ラーキャビネ版1部（データー共）提出~~
　Ｌ２判相当のサイズで印刷し、完成図書にとじ込み。

(・) 週休2日制モデル工事　本工事は、熊谷市営繕工事における「週休２日制モデル工事」試行要領（R8.1.1）
　・現場閉所型（完全週休２日Ｉ型）　・現場閉所型（完全週休２日Ⅱ型）
　・交替制（完全週休２日Ｉ型）　(・)交替制（完全週休２日Ⅱ型）
の試行対象工事である。試行の実施は、熊谷市営繕工事における 「週休２日制モデル工事」試行要領によるものとする。 試行要領は、熊谷市総務部契約課ホームページで確認のこと。

2026.3

設計年月日	熊谷市 建設部 営繕課	縮尺	工事名称	図面名	図面番号
			旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事	機械設備工事特記仕様書（２）	MM－０２

環境配慮（グリーン）改修工事

① アスベスト処理工事 一般共通事項

留意事項

1　本工事は、アスベスト含有のおそれのある吹付け材、保温材又はダクトパッキン等を撤去する工事が含まれる場合に適用する。設備改修に伴う、アスベスト含有材への開口などの小規模改修工事は本仕様書に準じて行うものとする。
2　アスベスト処理を所管する行政庁の指導がある場合は、それによるものとし、監督員に報告し協議する。
3　この工事においては、図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和４年版）（以下「改修標仕」という）及び「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（令和３年３月　厚生労働省・環境省）による。

2　アスベスト含有分析調査

分析によるアスベスト含有建材の調査　[9.1.1]

・ 行う（下表による）

材　料　名	調査方法（１材料あたりの試料数：3サンプル）
	※ 定性分析　・定量分析
	※ 定性分析　・定量分析
	※ 定性分析　・定量分析
	※ 定性分析　・定量分析

採取箇所　※　図示

分析対象

※ アスベスト ６ 種類（アモサイト、クリソタイル、クロシドライト、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライト）

調査方法・分析方法

※ JIS A 1481　規格群（1481-1,2,3,4）「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」に準拠する。

分析結果については、監督員に提出すること。

調査範囲（※改修機器　・図示）
貸与資料（・設計図、完成図 ・設計成果品 ・）

3　アスベスト粉じん濃度測定

アスベスト粉じん濃度測定　[9.1.1]

・ 行う（測定名称及び測定点は下表による）

測定箇所　※ 図示

適用 レﾍﾞﾙ1	適用 レﾍﾞﾙ2	適用 レﾍﾞﾙ3	測定名称	測定時期	測定場所	測定点数（各処理作業室ごと）	備考
⊙	⊙	・	測定１	処理作業前	処理作業室内	※各２点 ・各３点	
⊙	⊙	・	測定２		施工区画周辺又は敷地境界	４方向各１点	
・	・	・	測定３	処理作業中	処理作業室内	各２点	
⊙	・	・	測定４		セキュリティーゾーン入口	各１点	空気の流れを確認
⊙	・	・	測定５		負圧・除じん装置の排出口（処理作業室外の場合）	各１点	除じん装置の性能確認
⊙	⊙	・	測定６		施工区画周辺又は敷地境界	４方向各１点	
⊙	⊙	・	測定７	処理作業後（隔離シート撤去前）	処理作業室内	各２点（ﾚﾍﾞﾙ3は１点）	
⊙	⊙	・	測定８		施工区画周辺又は敷地境界	４方向各１点	
・	・	・	測定９	処理作業後（シート撤去後１週間以降）	処理作業室内	各２点（ﾚﾍﾞﾙ3は１点）	
・	・	・	測定１０		施工区画周辺又は敷地境界	４方向各１点	

アスベスト粉じん濃度測定方法

アスベスト粉じん濃度測定は「JIS K 3850-1:2006　空気中の繊維状粒子測定方法－第１部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」の「6.2 位相差・分散顕微鏡法」による。
測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。

	測定 3	測定 1,2,4,6,7,8,9,10	測定 5
計数機器	位相差・分散顕微鏡		
ﾒﾝﾌﾞﾚﾝﾌｨﾙﾀの直径	25 mm		47 mm
試料の吸引流量	1 l/min	5 l/min	10 l/min
試料の吸引時間	5 min	120 min	240 min
試料の透明化	アセトンートリアセチレン法又は、シュウ酸ジエチル法		
計数条件	総アスベスト繊維数 200 本又は視野数 50 視野		
計数アスベスト	直径（幅） 3μm 未満、長さ 5μm 以上、長さと直径比 3:1 以上の繊維状物質		
定量限界	50 f/l	0.5 f/l	0.3 f/l

報告書の作成（記録する項目）
ア　測定結果
イ　測定時間
ウ　測定位置（測定高さとともに図面上に記載）
エ　サンプリング条件（メンブレンフィルタ直径、吸引時間、吸引空気量）
オ　マウンティング方法
カ　顕微鏡視野面積、計数視野数
キ　測定時（各測定場所ごと）の天候、温度、湿度、外気の風速及び風向
ク　周辺地形や捕集時の状況を撮影した写真

4　ｱｽﾍﾞｽﾄ含有吹き付材の撤去（レベル１）

アスベスト含有吹付け材の除去　[9.1.3]

・行う　除去方法は9.1.3による他、除去の部位・内容に応じた除去は専門工事業者の仕様とする。

除去物及び汚染物質等
処理方法
※密封処理（二重袋梱包）
隔離養生に用いたシート、使用した使い捨て保護衣、高性能真空掃除機フィルタ、粉じん機フィルタについても密封処理を行う。
・セメント固化

処理を行う吹付けアスベストの仕様

材　料　名	厚さ（mm）	処　理　を　行　う　範　囲
		※　図示　・

5　ｱｽﾍﾞｽﾄ含有保温材等の撤去（レベル２）

アスベスト含有保温材の除去　[9.1.4]

・行う

作業上の隔離
・行う
・行わない

処理を行う保温材等アスベストの仕様

材　料　名	厚さ（mm）	処　理　を　行　う　範　囲
		※　図示　・

6　ｱｽﾍﾞｽﾄ含有成形板類の撤去（レベル３）

1　アスベスト含有成形板の除去　[9.1.5]

・行う

処理を行うアスベスト成形板の仕様等

材　料　名（製品名）	含有するアスベストの種類	処　理　を　行　う　範　囲
・外壁石綿含有仕上塗材・下地調整材除去		※　図示　・
		※　図示　・
		※　図示　・
		※　図示　・

＜参考＞ケイ酸カルシウム板第１種の除去作業（大気汚染防止法施行規則別表第７第４の項）（要約）
次に掲げる事項を遵守して特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
イ　切断・破砕することなくそのまま建築物等から取り外すこと。
ハ　イの方法で除去することが技術上著しく困難なとき、又は作業の性質上適さない時は次に掲げる措置を講ずること。
（１）除去部分の周辺を事前に養生すること。
（２）除去する建材を薬液等により湿潤化すること。
ニ　除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。養生を行ったときは、養生を解くに当たって作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。

＜参考＞その他石綿含有成形板等の除去作業（大気汚染防止法施行規則別表第７第４の項）（要約）
次に掲げる事項を遵守して特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
イ　切断・破砕することなくそのまま建築物等から取り外すこと。
ロ　イの方法で除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質状適さない時は除去する建材を薬液等により湿潤化すること。
ニ　除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。

※同等以上の効果を有する措置：負圧隔離養生（隔離、前室の設置及び集じん・排気装置の使用）
※薬液等による湿潤化は、水を含みます。湿潤化が著しく困難な場合は、十分な集じん機能を有する局所集じん装置を使用して除去を行ってください。

2　非石綿部での切断による除去

・行う

処理を行うアスベスト含有物の仕様等

材　料　名	含有するアスベストの種類	処　理　を　行　う　範　囲
・設備機器ダクト接合部（石綿含有パッキン組込）		※　図示　⊙撤去範囲すべて
・石綿含有保温材付配管		※　図示　⊙撤去範囲すべて
・石綿含有配管フランジパッキン		※　図示　⊙撤去範囲すべて
		※　図示　・撤去範囲すべて

※なお、石綿含有保温材付配管については、飛散のおそれを考慮し、一部レベル2の対応を図るものとする。

＜参考＞石綿使用有無の事前調査フロー

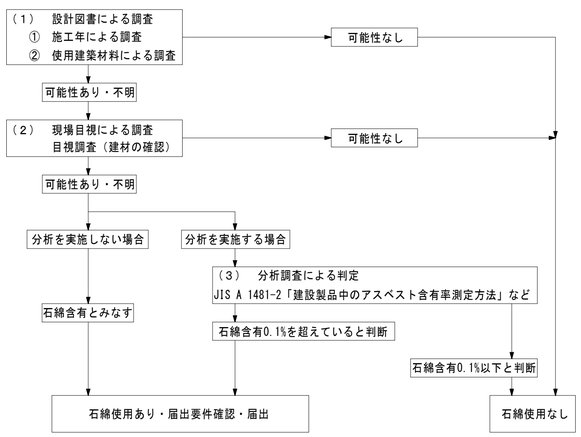

＜参考＞非飛散性石綿含有建材を除去する時の作業フロー

1　成形された配管保温材等を原形のまま取り外しによる除去（レベル２）

成形された配管保温材等を原形のまま取り外す場合には、石綿飛散の程度が比較的低いことから、隔離養生（負圧不要）、散水等による湿潤化による石綿の飛散防止措置を行い、次の手順で除去する。なお、劣化し石綿飛散のおそれがある場合には、石綿含有吹付け材等の切断等による除去と同等の措置を講じる。また、作業中に事前調査により把握していない飛散性石綿含有建材が確認された場合には、直ちに作業を中止し、飛散防止措置を講ずるとともに、関係機関に通報する。

＜作業フローチャート＞

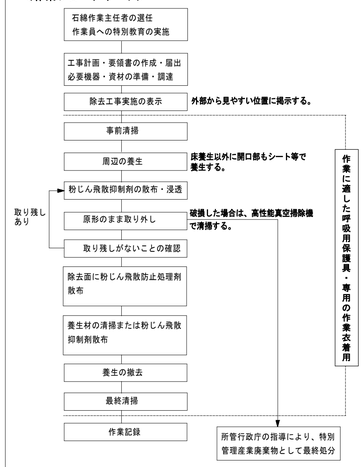

2　非石綿部での切断による除去【ダクトパッキン・配管パッキン】（レベル３）

建築物のダクトには、接合部に石綿含有物が使用されていることが多い。この場合、直接石綿含有物に触れるわけではないので、石綿繊維の飛散のおそれがない場合には、大気汚染防止法の届出は不要とされている。ただし、石綿障害予防規則では、石綿取り扱い作業にも該当しないものの、計画の届出は必要とされている。

＜作業フローチャート＞

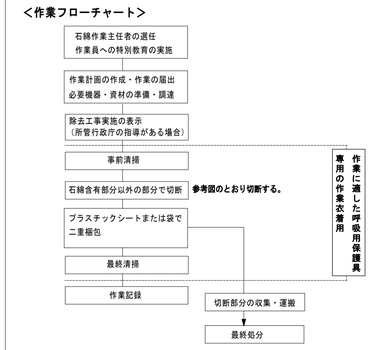

参考図１　設備機器ダクト接合部の除去方法

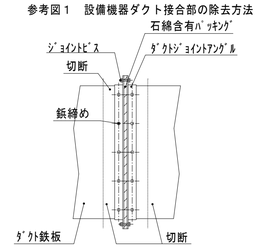

参考図２　配管フランジパッキンの除去方法

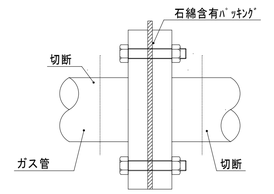

3　非石綿部での切断による除去【配管保温材】（レベル２）

直接石綿含有保温材に触れるわけではないので、石綿繊維の飛散のおそれがない場合には、大気汚染防止法の届出は不要とされている。ただし、石綿障害予防規則では、石綿取り扱い作業にも該当しないものの、計画の届出は必要とされている。

＜作業フローチャート＞

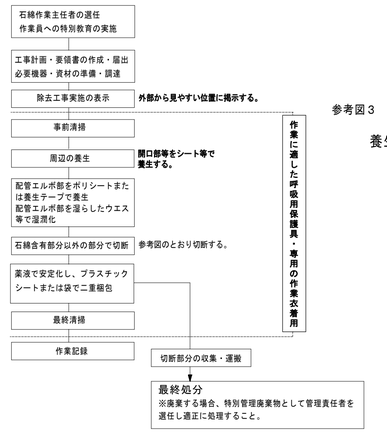

参考図３　石綿含有保温材付配管の除去方法

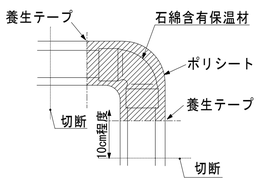

2026.3

設計年月日	熊谷市 建設部 営繕課	工事名称	図面名	図面番号
		旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事	機械設備工事特記仕様書（３）	MM－０３

凡例（配管・器具記号）		撤去	
記号	種別	施工箇所	管種・仕様
——-———	給水管	一般配管	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（VB）
	〃	地中配管	水道用硬質塩化ビニル内外面ライニング鋼管（VD）
			※埋設深さ40cm以上
——-·-———	揚水管	一般配管	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（VB）
————	汚水管	屋内一般	硬質塩化ビニル管（ＶＰ）
		PS立管	塩ビライニング鋼管
	〃	屋外・地中埋設	硬質塩化ビニル管（ＶＰ・ＶＵ）
——HP——	〃	屋外・地中埋設	ヒューム管（遠心力鉄筋コンクリート管）
————	雑排水	屋内一般	硬質塩化ビニル管（ＶＰ）
		屋外・地中埋設	硬質塩化ビニル管（ＶＰ・ＶＵ）
——V——	通気管	ﾋﾟｯﾄ内･地中埋設	硬質塩化ビニル管（ＶＰ）
	〃	上記以外	硬質塩化ビニル管（ＶＰ）
——X——	消火管		
		屋内一般	配管用炭素鋼鋼管（白）
		地中埋設	塩化ビニル外面被覆鋼管(VS)
——G——	ｶﾞｽ管	一般配管	配管用炭素鋼鋼管（白）相当
——I——	給湯管	一般配管	銅管（Mタイプ）
————	雨水管	地中埋設	硬質塩化ビニル管（ＶＰ・ＶＵ）
	仕切弁		
M	量水器		
	水栓金具		
	ガスカラン		
	床上掃除口		
	排水金物		

：本工事改修対象外
※ただし、上記との相違がある場合は図示を正とする。

特記事項　特記事項は各項目において○印のついたものを適用する。

○　特記事項（解体工事　給排水）
⊙浄化槽は、撤去前に洗浄を行うこと。また、付属配管もすべて撤去すること。
⊙量水器撤去時、上下水道部に連絡をすること。また、撤去した量水器は返却すること。
⊙配管切断部はキャップ止め処理を行うこと。
・市道を除く埋設配管撤去部分の舗装復旧については監督員と協議すること。
・配管ﾌﾗﾝｼﾞﾊﾟｯｷﾝについてはｱｽﾍﾞｽﾄ分析調査を実施すること。
　ｱｽﾍﾞｽﾄ分析調査によって含有されていることが判明した場合は、監督員に報告と協議を行い、適切に処分すること。
⊙特記無き機器および配管類も含め全て撤去する。

○　特記事項（その他共通事項）
・長期間の断水が発生しないように配管の切り替えを行うこと。また、断水の際には施設や関連工事と調整を行うこと。
・特記なき限り、給水切替工事は、原則PS内のBV・BAVにて行うこと。
・ピット内に溜まり水がある場合は排水ポンプ等で排水する。
・既存排水桝および、排水取付管に、破損等使用支障がある場合には、補修等を行うこと。
【小学校】
・断水を伴う作業は、学校および学童（保育課）と日程調整を行い、日曜・祝日に実施すること。
【中学校】
・断水を伴う作業は、学校と日程調整を行い、土曜・日曜・祝日に実施すること。
【給水１次側】
⊙給水設備工事については、熊谷市指定給水装置工事事業者が施工すること。
【下水道区域】
・下水道工事は熊谷市下水道排水設備指定工事店による施工とすること。

凡例（配管・器具記号）		撤去		
記号	種別	種別	施工箇所	管種・仕様　／外装
——R——	冷媒管	冷媒管	屋外架空	冷媒用断熱材被覆銅管　／樹脂カバーまたはｷｬﾝﾊﾞｽ巻き
			天井内・屋内隠ぺい	冷媒用断熱材被覆銅管　／外装なし
			屋内露出	冷媒用断熱材被覆銅管　／樹脂カバーまたはｷｬﾝﾊﾞｽ巻き
————	ﾄﾞﾚﾝ管	ﾄﾞﾚﾝ管	屋外架空	硬質塩化ビニル管(VP)／冷媒外装共
			天井内・屋内隠ぺい	硬質塩化ビニル管(VP)／c2・(イ)・Ⅶ
			屋内露出	硬質塩化ビニル管(VP)／a1・(ｳ)・Ⅶ
——D——	ﾄﾞﾚﾝｱｯﾌﾟ管	ﾄﾞﾚﾝｱｯﾌﾟ管	屋内露出	
			天井内・屋内隠ぺい	
——/——	制御線	制御線	室内機－ﾘﾓｺﾝ接続	CEE1.25sq-2C
			室内機－室内機接続	CEE1.25sq-2C
			室内機－室外機接続	図示参照(連絡配線)
R	リモコン			
	長方形ﾀﾞｸﾄ		亜鉛鉄板	
φ	ｽﾊﾟｲﾗﾙﾀﾞｸﾄ		亜鉛鉄板	
	ﾍﾞﾝﾄﾞｷｬｯﾌﾟ			

：本工事改修対象外
※ただし、上記との相違がある場合は図示を正とする。

○　特記事項（解体工事　空調・換気）
⊙特記無き機器および配管類も含め全て撤去する。

【機器】
⊙既設型番については参考とする。現地調査は各自行うこと。

【空調】
⊙冷媒フロンガスは適切に処分すること。
　なお、冷媒フロンガスを処分する際には、ガスボンベ重量を計測し、処分した量を写真等によって記録すること。
⊙機器は有価として処分できるものとする。
・空調再取付の場合、回収したフロンガスを使用すること。必要に応じてフロンガスを追加充填すること。
・再利用（取外し・再取付）とする機器については、機器取外し前に試運転（風量・温度など取外し前に
　再取付時に測定する項目が望ましい）を実施すること。
　取外し前に不具合等が確認できた場合には速やかに監督員と協議すること。
・ポンプダウンしきれない場合はガスボンベ等を用いて回収すること。
・空調再取付の場合、回収したフロンガスを使用すること。必要に応じてフロンガスを追加充填すること。
⊙ルームエアコンは家電リサイクル法に基づき処分すること。

【換気】
・ﾀﾞｸﾄﾌﾗﾝｼﾞﾊﾟｯｷﾝについてはｱｽﾍﾞｽﾄ分析調査を実施すること。
　ｱｽﾍﾞｽﾄ分析調査によって含有されていることが判明した場合は、監督員に報告と協議を行い、適切に処分すること。

図種	工事名	
MM	旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事	
04	図面名 解体工事特記事項・凡例	A1：NON A3：NON
熊谷市建設部営繕課		

機器表（撤去）

記　号	名　称	機 器 性 能	電圧（φ－V）	台数	設 置 場 所	既 存 型 番
AC-1	空冷ヒートポンプエアコン	床置型　冷房能力6.3kw相当　R22	3-200	1	１階講義室	室外機：不明
		室外機寸法：820×295×890　80kg				室内機：SVY71BH（ダイキン製）
		室内機寸法：500×245×1920　48kg				
AC-2	空冷ヒートポンプエアコン	壁掛け型　冷房能力6.3kw相当　R22	1-200	1	１階調理室	室外機：RAV-S711
		室外機寸法：890×310×770　50kg				室内機：RAV-712K（東芝キヤリア製）
		室内機寸法：1340×200×370　25kg				
AC-3	空冷ヒートポンプエアコン	壁掛形　冷房能力3.5kw相当　R22	1-200	1	１階事務室	室外機：なし
		室外機寸法：なし				室内機：SRK3522KD（三菱重工製）
		室内機寸法：不明　17kg				
AC-4	空冷ヒートポンプエアコン	天カセ型　冷房能力14.0kw相当　R410A	1-200	1	１階プレイルーム	室外機：MPUZ-P140HA
		室外機寸法：950×330×1340　113kg　基礎ﾌﾞﾛｯｸ共				室内機：不明（三菱電機製）
		室内機寸法：840×840×300　40kg				
AC-5	空冷ヒートポンプエアコン	天カセ型　冷房能力14.0kw相当　R410A	1-200	1	１階プレイルーム	室外機：PUZ-ERP140KA5
		室外機寸法：1040×335×1330　119kg　基礎ﾌﾞﾛｯｸ共				室内機：不明（三菱電機製）
		室内機寸法：840×840×210　40kg				
RAC-1	ルームエアコン	壁掛形　冷房能力2.8kw相当　R32	1-100	1	１階事務室	室外機：MUCZ-G2817
		室外機寸法：695×250×500　22kg　基礎ﾌﾞﾛｯｸ共				室内機：MSZ-GV2817-W（三菱電機製）
		室内機寸法：780×230×290　9kg				
EF-1	排気ファン	壁換気扇　25cm	1-100	1	２階和室会議室	UL-25A5（日立製）
EF-2	排気ファン	レンジフード　20cm	1-100	1	１階湯沸室	V-603K-BC（三菱電機製）
EF-3	排気ファン	天井換気扇　100φ	1-100	1	１階便所	不明
EF-4	排気ファン	天井換気扇　100φ	1-100	1	１階事務室	不明
EF-5	排気ファン	天井換気扇　150φ	1-100	1	１階和室	不明
EF-6	排気ファン	天井換気扇　150φ	1-100	3	１階プレイルーム	不明
OA-1	給　気　口	200φ		1	１階プレイルーム	不明
FF-1	石油ファンヒーター	機器寸法：780×225×600	1-100	1	１階事務室	CFF-L406T（三洋電機製）
GH-1	給　湯　器	5号相当	1-100	1	１階湯沸室	RUS-51FT（リンナイ製）

器具表（撤去）

名　称	型　番	１階女子便所	１階男子便所	１階便所	１階湯沸室	１階発掘品物置	１階調理室	２階和室会議室	足洗い場	屋外			合計	備　考
洋風大便器	タンク式,紙巻器	1	1	2									4	
	標準付属品一式													
和風大便器	タンク式,紙巻器	2		1									3	
	標準付属品一式													
小 便 器	壁掛形		2	2									4	
	標準付属品一式													
洗 面 器	自動水栓			2									2	
	標準付属品一式													
SUS２連シンク	自在水栓×2	1	1										2	
鏡		1	1	1									3	
水　　栓	単水栓				1	5	2	3	3				14	
散 水 栓	ﾎﾞｯｸｽ共									1			1	
外 流 し	水栓柱とも									1			1	

桝リスト

番　号	名　称	寸 法（mm）	管底深さ(GL-mm)	蓋 仕 様	備　　考
A	ため桝	300φ	300	ｺﾝｸﾘｰﾄ蓋	
B	ため桝	300φ	380	ｺﾝｸﾘｰﾄ蓋	
C	ため桝	300φ	400	ｺﾝｸﾘｰﾄ蓋	
D	三槽式 雑排水槽	860×510×535	流入310 流出270		Z-100A (前澤化成製)
E	ため桝	300φ	500	ｺﾝｸﾘｰﾄ蓋	
F	ため桝	300φ	550	ｺﾝｸﾘｰﾄ蓋	
①	ｲﾝﾊﾞｰﾄ桝	300φ	300	防臭蓋	
②	ｲﾝﾊﾞｰﾄ桝	300φ	405	防臭蓋	
③	ｲﾝﾊﾞｰﾄ桝	300φ	435	防臭蓋	
④	ｲﾝﾊﾞｰﾄ桝	300φ	470	防臭蓋	
⑤	ｲﾝﾊﾞｰﾄ桝	300φ	500	防臭蓋	
⑥	ｲﾝﾊﾞｰﾄ桝	300φ	535	防臭蓋	
⑦	ｲﾝﾊﾞｰﾄ桝	300φ	540	防臭蓋	
	単独浄化槽 (40人槽)	7460 ×2640 ×H3150	流入550 流出400	防臭ﾏﾝﾎｰﾙ	
⑧	ため桝	450×450	600	ｺﾝｸﾘｰﾄ蓋	

・桝リストは参考とし、現地調査を行い、不要な桝（弁桝共）及び埋設配管は全て撤去のこと。

図種	工事名	
MM	旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事	
05	図面名 機器表・器具表・桝リスト	A1：S=NON A3：S=NON
熊谷市建設部営繕課		

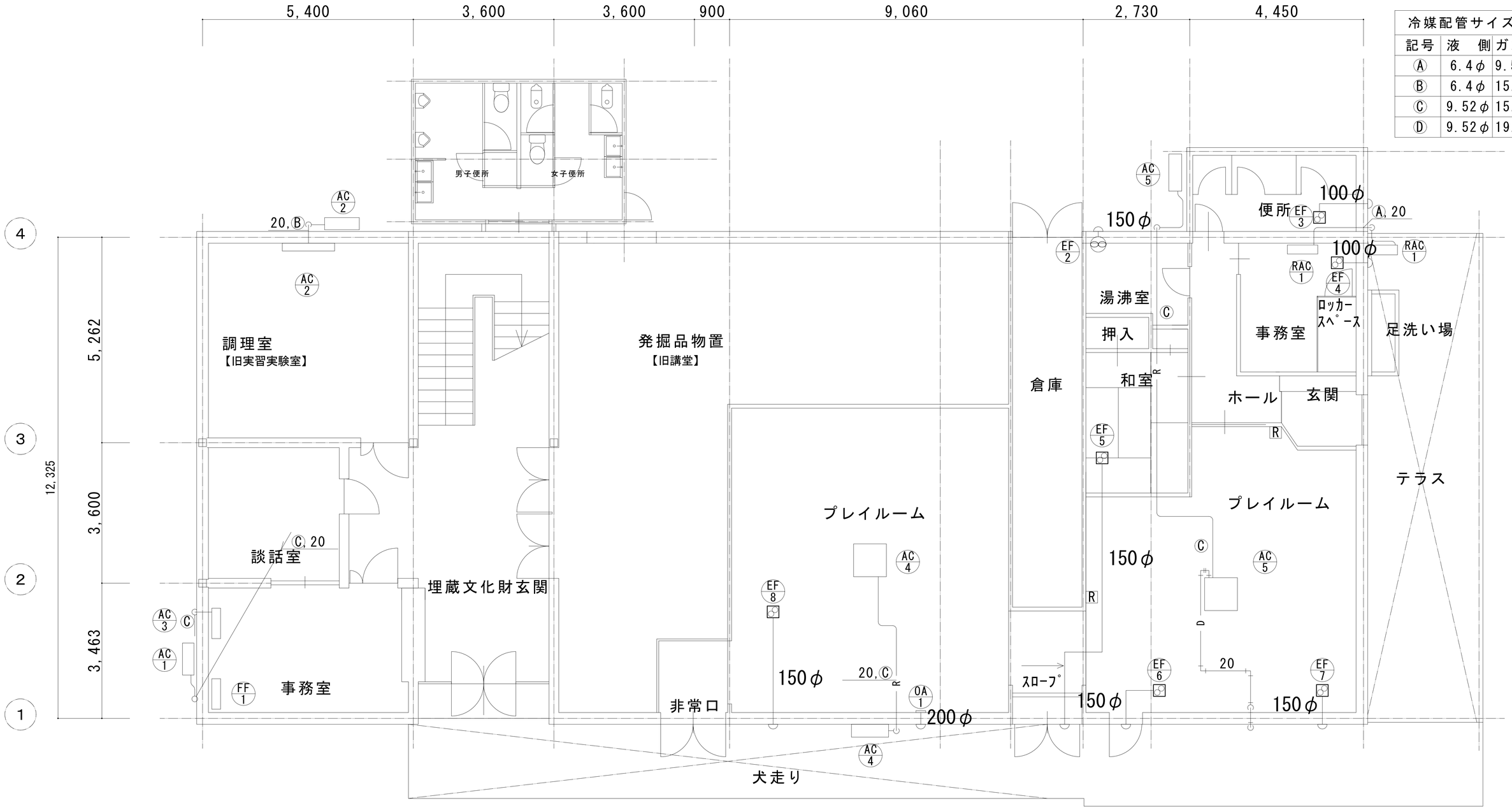

冷媒配管サイズ表		
記号	液　側	ガス側
Ⓐ	6.4φ	9.52φ
Ⓑ	6.4φ	15.9φ
Ⓒ	9.52φ	15.9φ
Ⓓ	9.52φ	19.1φ

図種	工事名	
MM	旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事	
06	図面名 空調換気設備　1階平面図	A1:S=1/50 A3:S=1/100

熊谷市建設部営繕課

冷媒配管サイズ表		
記号	液　側	ガス側
Ⓐ	6.4φ	9.52φ
Ⓑ	6.4φ	15.9φ
Ⓒ	9.52φ	15.9φ
Ⓓ	9.52φ	19.1φ

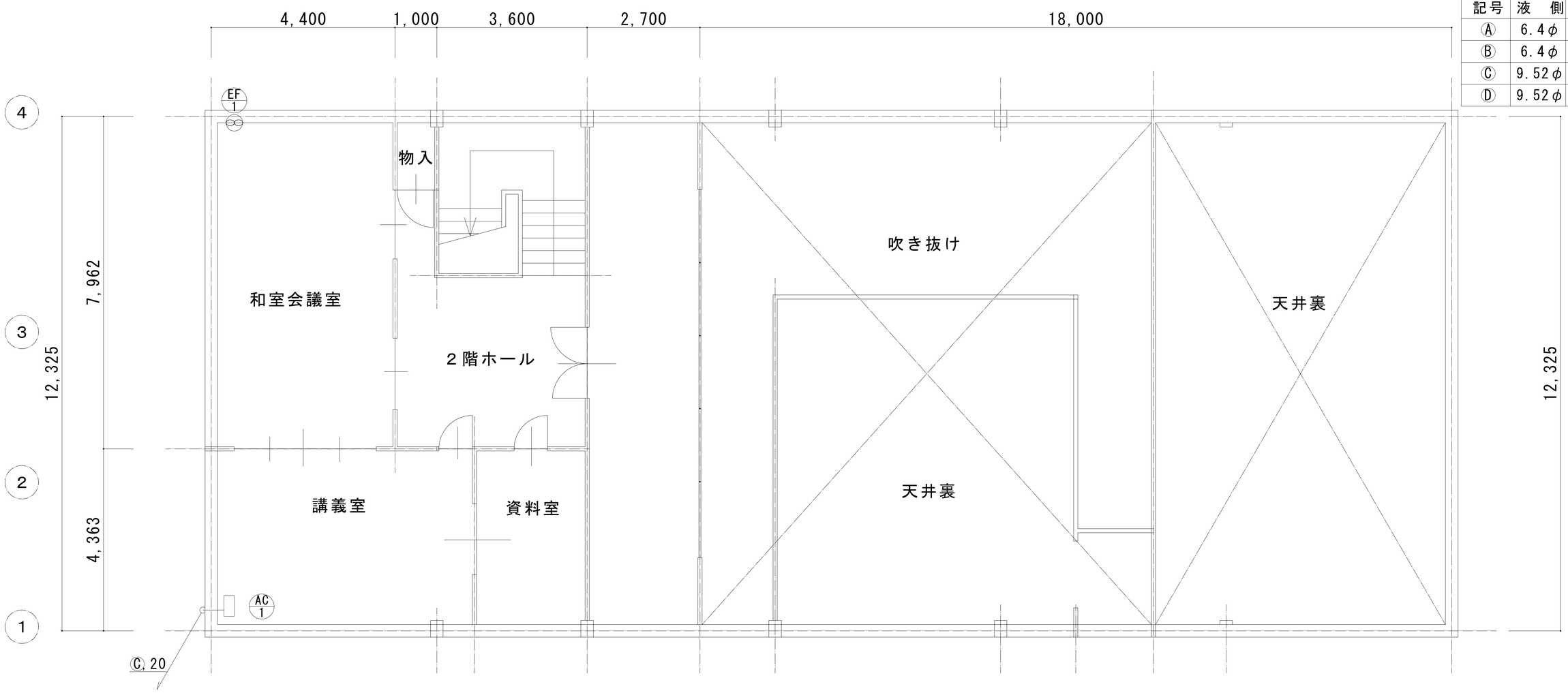

図種	工事名	
MM	旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事	
07	図面名 空調換気設備　2階平面図	A1:S=1/50 A3:S=1/100

熊谷市建設部営繕課

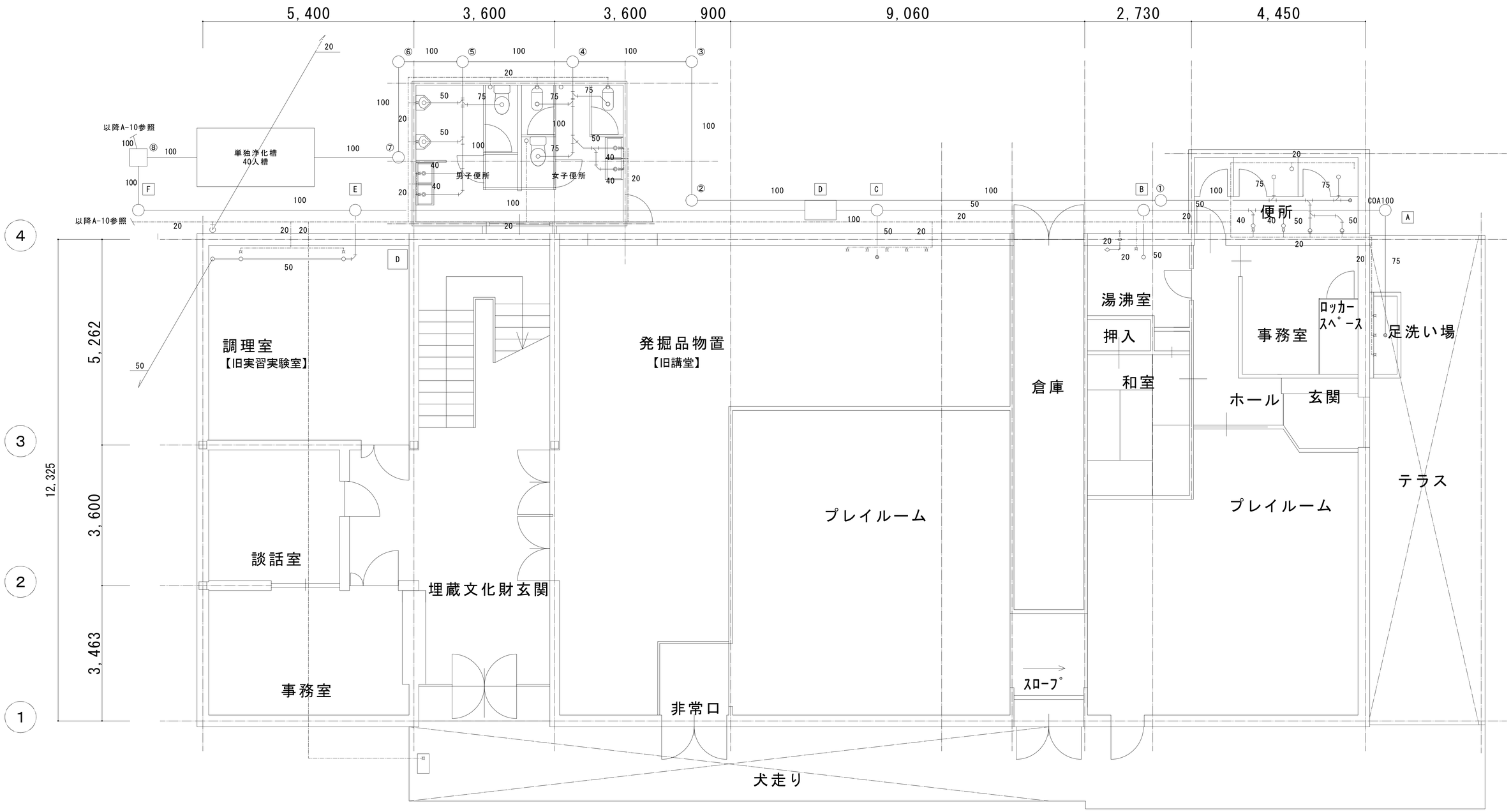

図種	工事名	
MM	旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事	
08	図面名 給排水衛生設備　1階平面図	A1:S=1/50 A3:S=1/100
熊谷市建設部営繕課		

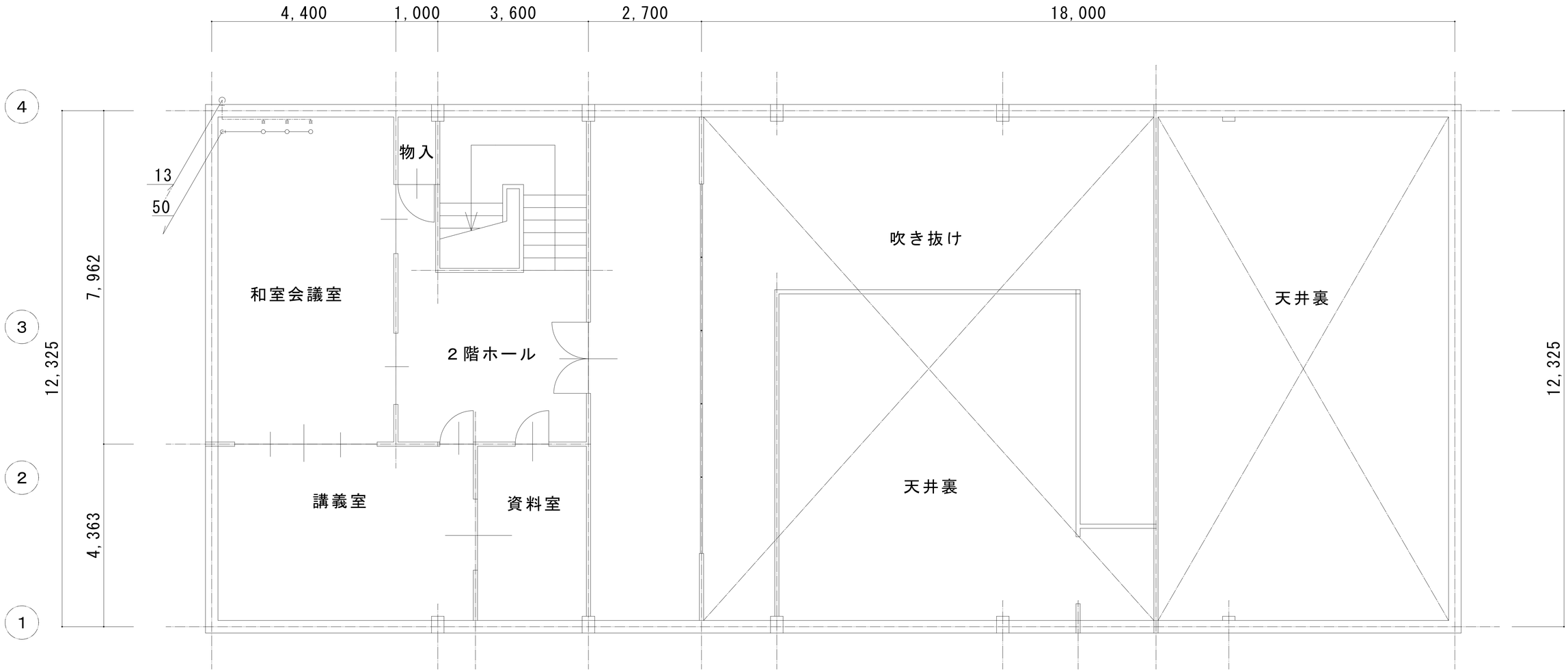

図種	工事名	
MM	旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事	
09	図面名 給排水衛生設備　２階平面図	A1:S=1/50 A3:S=1/100
熊谷市建設部営繕課		

現況

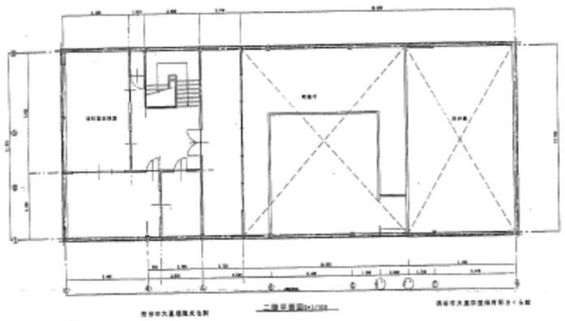

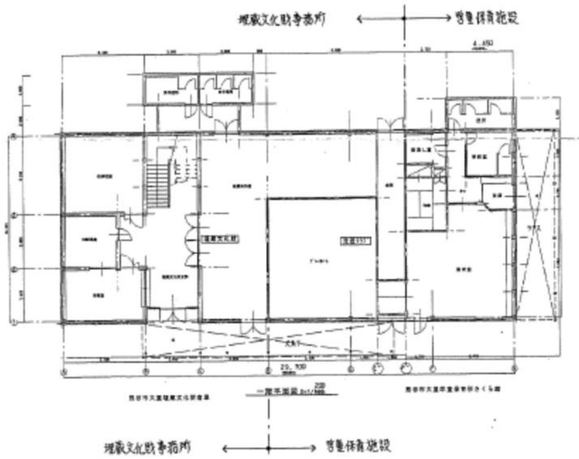

改修後

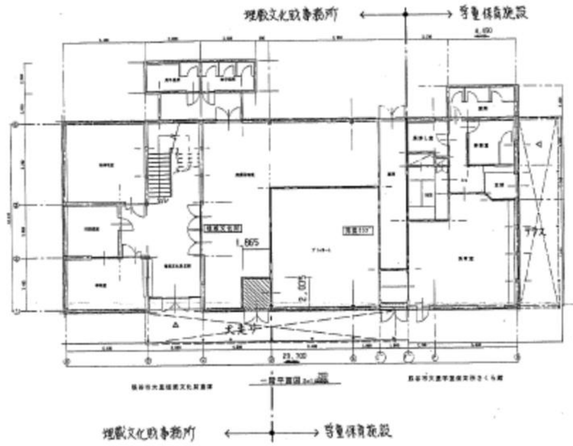

改修部分 [前室]や二方向避難経路としての非常口

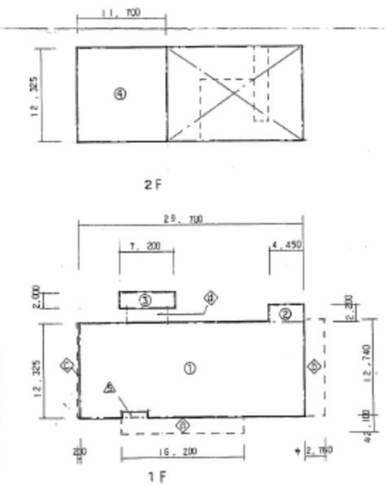

○ 延面積

1 F

①	29,70	× 12,325	=	366,0525
②	4,45	2,20	=	9,79
③	7,20	2,00	=	14,40
−△	3,60	0,80	= △	2,88
小計				387,3625 ←A

2 F

④	11,70	× 12,325	=	144,2025

計 531,565 m²

○ 建築面積

A			=	387,3625
Ⓐ	16,20	× 2,10	=	34,02
Ⓑ	2,76	12,74	=	35,1624
Ⓒ	0,2	12,325	=	2,465
△			=	2,88
Ⓓ	5,40	2,0	=	10,80

計 472,6899 m²

上記のうち、青葉体育施設の面積 (88,5 + 4,2 + 57,6 + 9,79) + 3,8 = 163,89 m²
△ 改修に係るもの

図種	工事名	
KA	旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事	
01	図面名 面積計算表	A1:S=1/200 A3:S=1/400
熊谷市建設部営繕課		

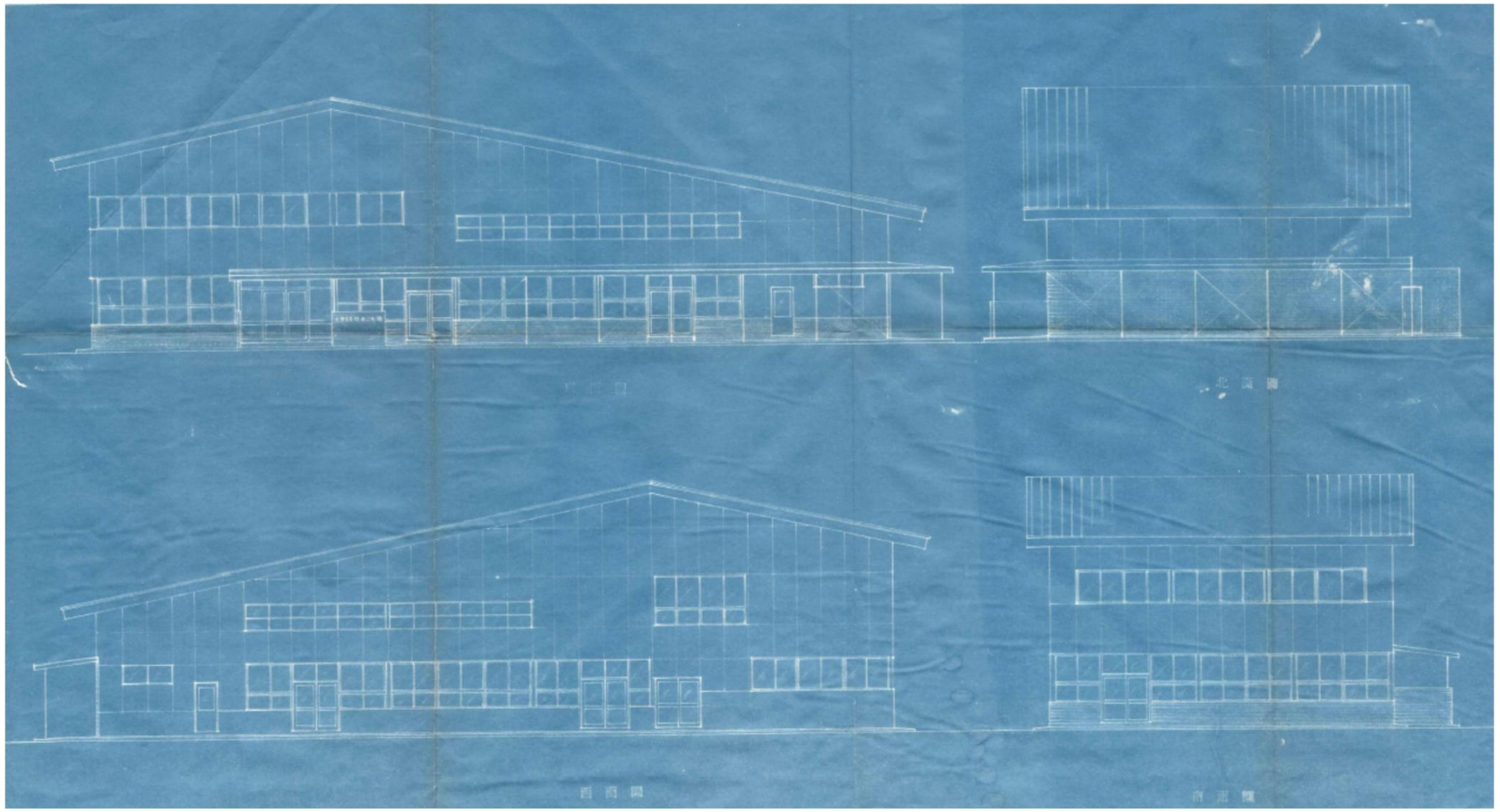

図種	工事名	
KA	旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事	
02	図面名 立面図（建築当初）	A1:S=1/100 A3:S=1/200
熊谷市建設部営繕課		

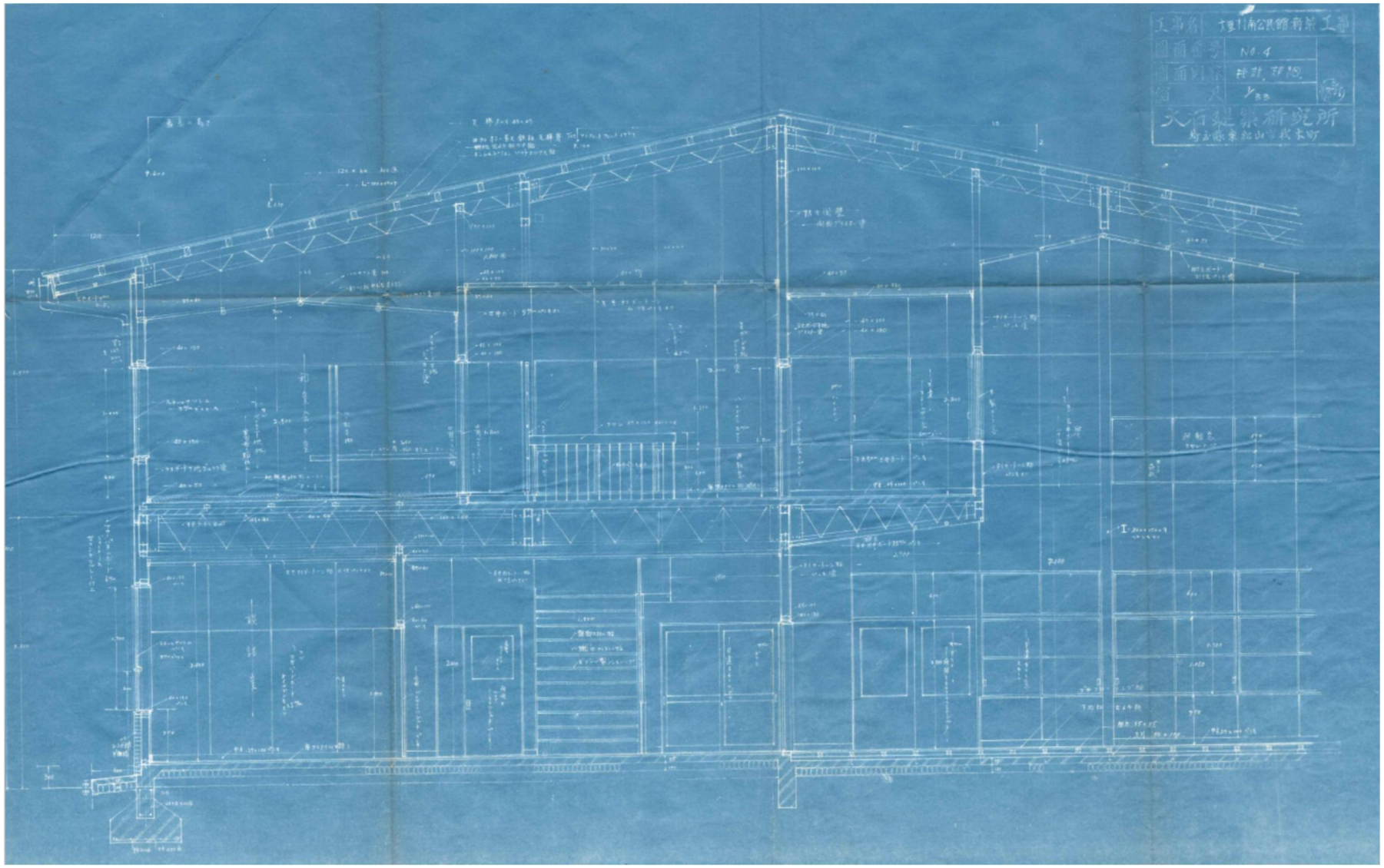

図種	工事名	
KA	旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事	
03	図面名 矩計図①（建築当初）	A1:S=1/33 A3:S=1/66
熊谷市建設部営繕課		

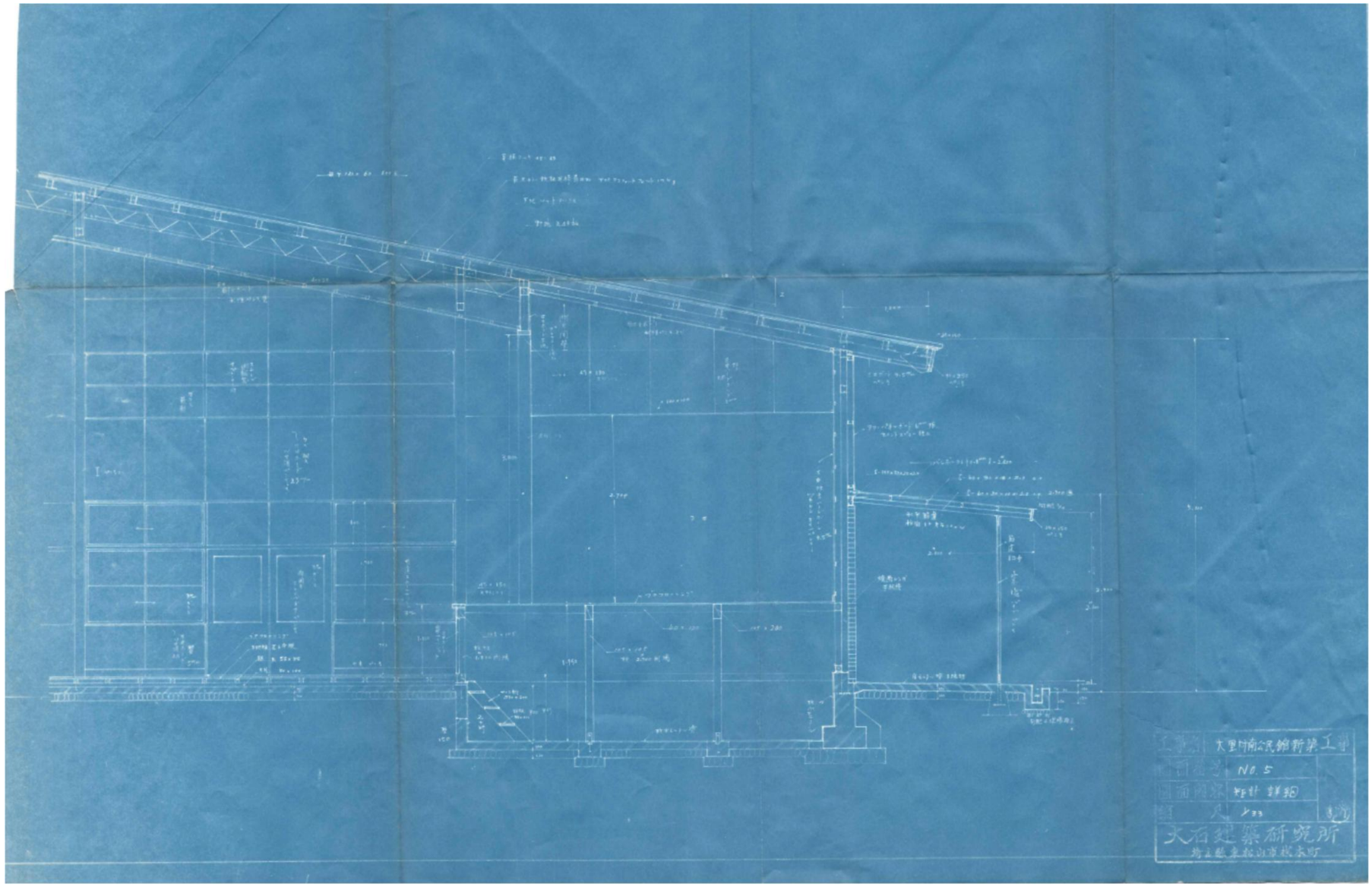

図種	工事名	
KA	旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事	
04	図面名 矩計図②（建築当初）	A1:S=1/33 A3:S=1/66
熊谷市建設部営繕課		

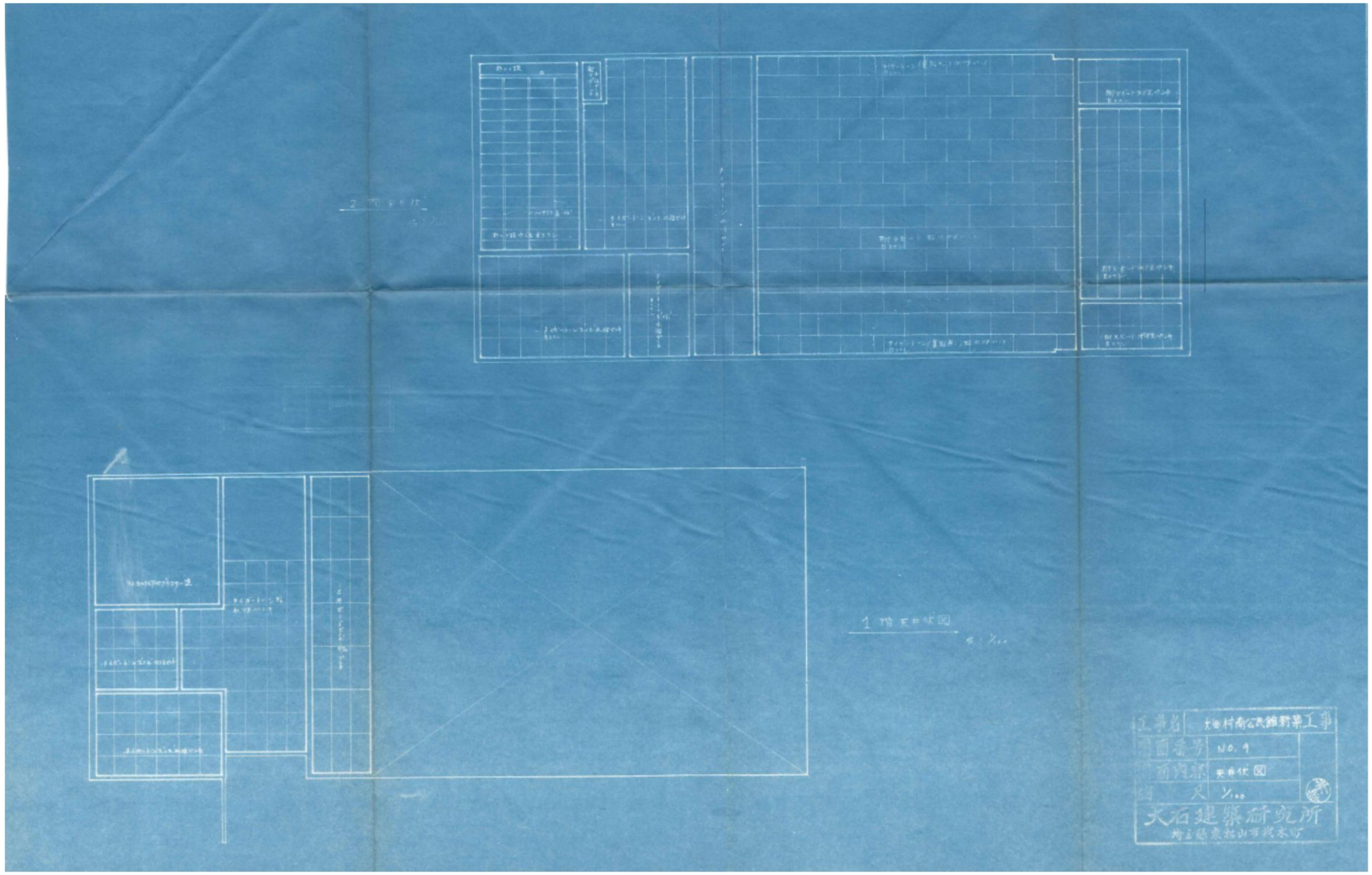

図種	工事名	
KA	旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事	
05	図面名 天井伏図（建築当初）	A1:S=1/100 A3:S=1/200
熊谷市建設部営繕課		

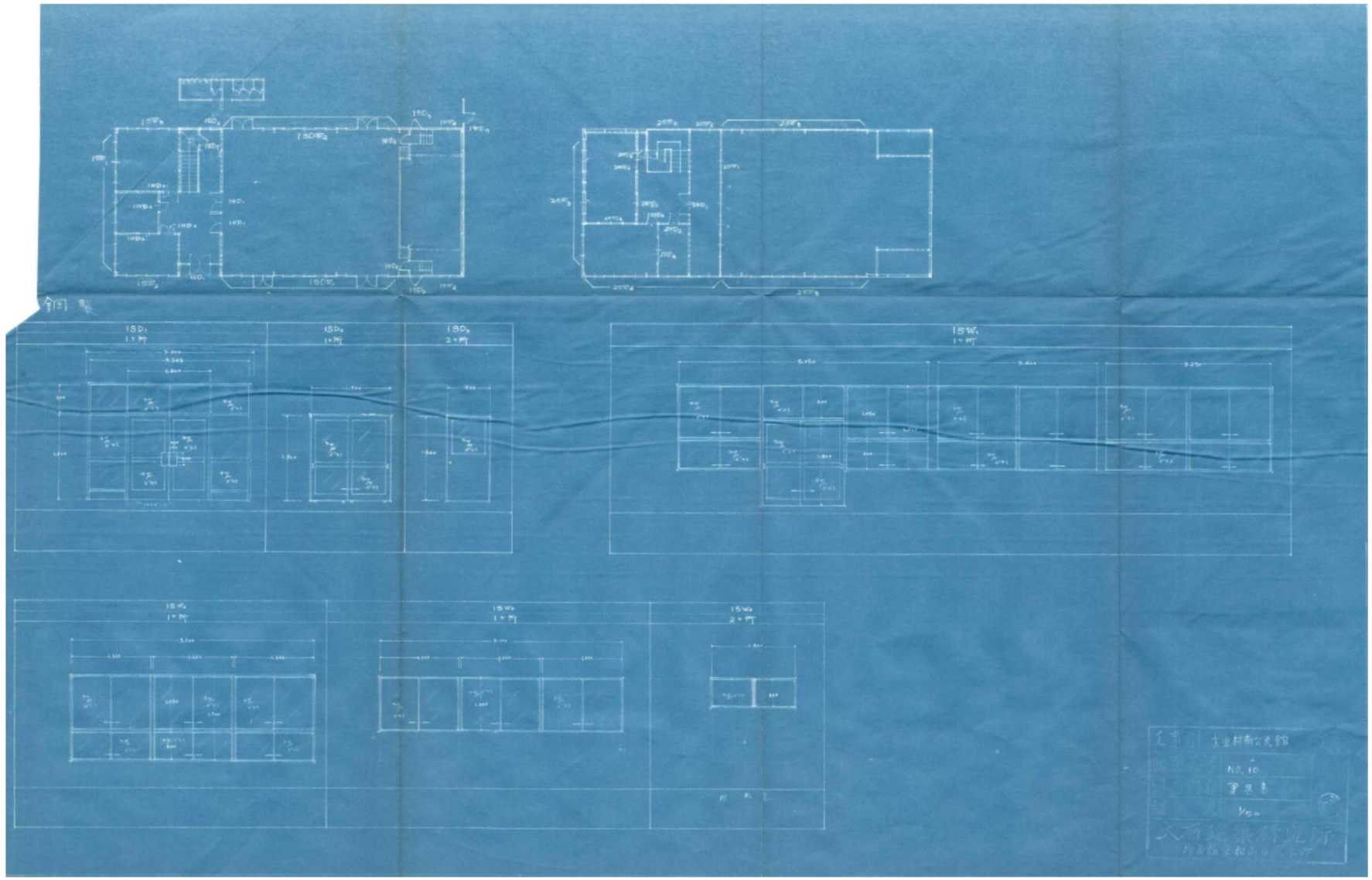

図種	工事名	
KA	旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事	
06	図面名 建具表①（建築当初）	A1:S=1/50 A3:S=1/100
熊谷市建設部営繕課		

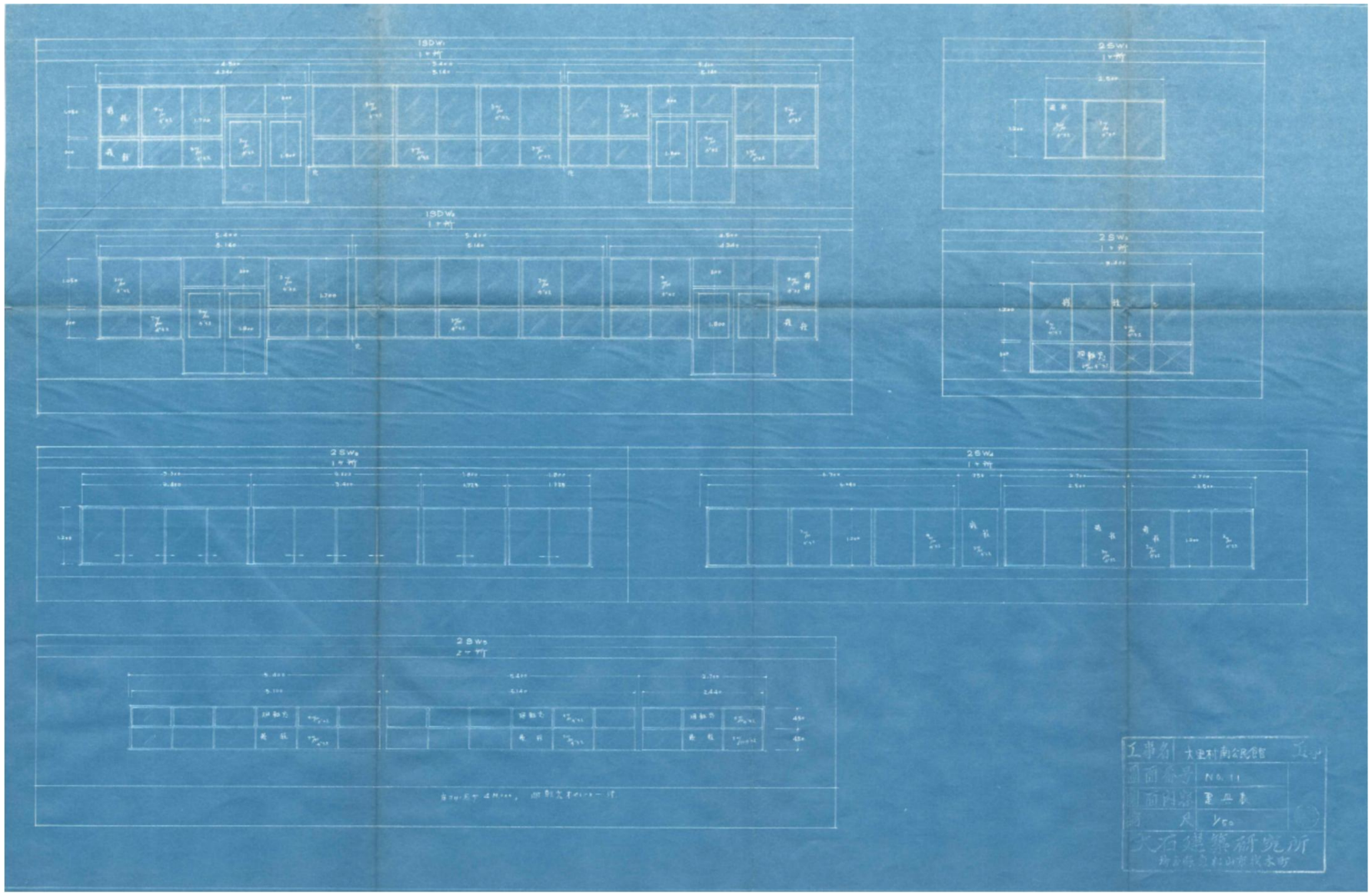

図種	工事名	
KA	旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事	
07	図面名 建具表②（建築当初）	A1:S=1/50 A3:S=1/100

熊谷市建設部営繕課

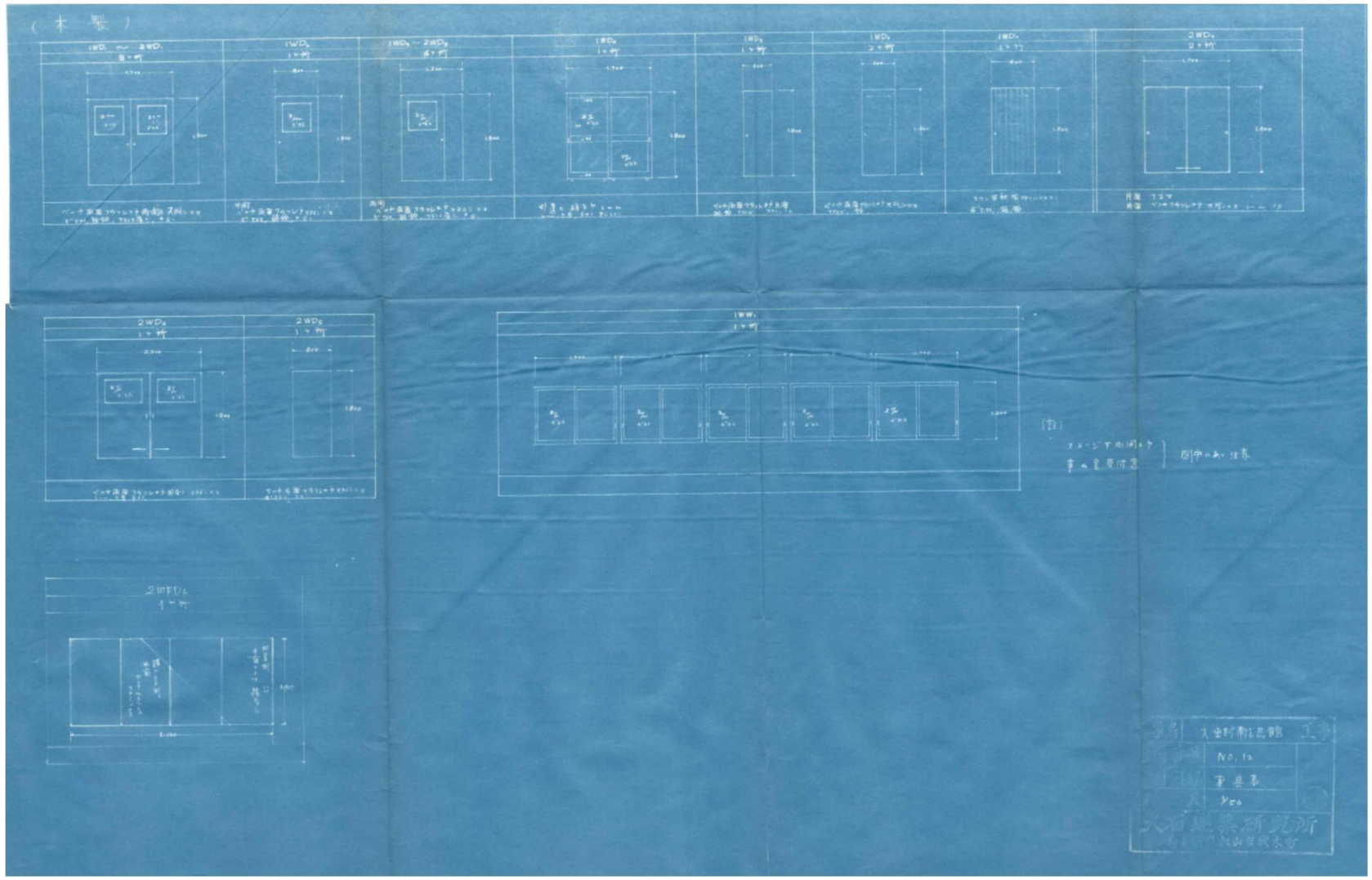

図種	工事名	
KA	旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事	
08	図面名 建具表③（建築当初）	A1：S=1/50 A3：S=1/100
熊谷市建設部営繕課		

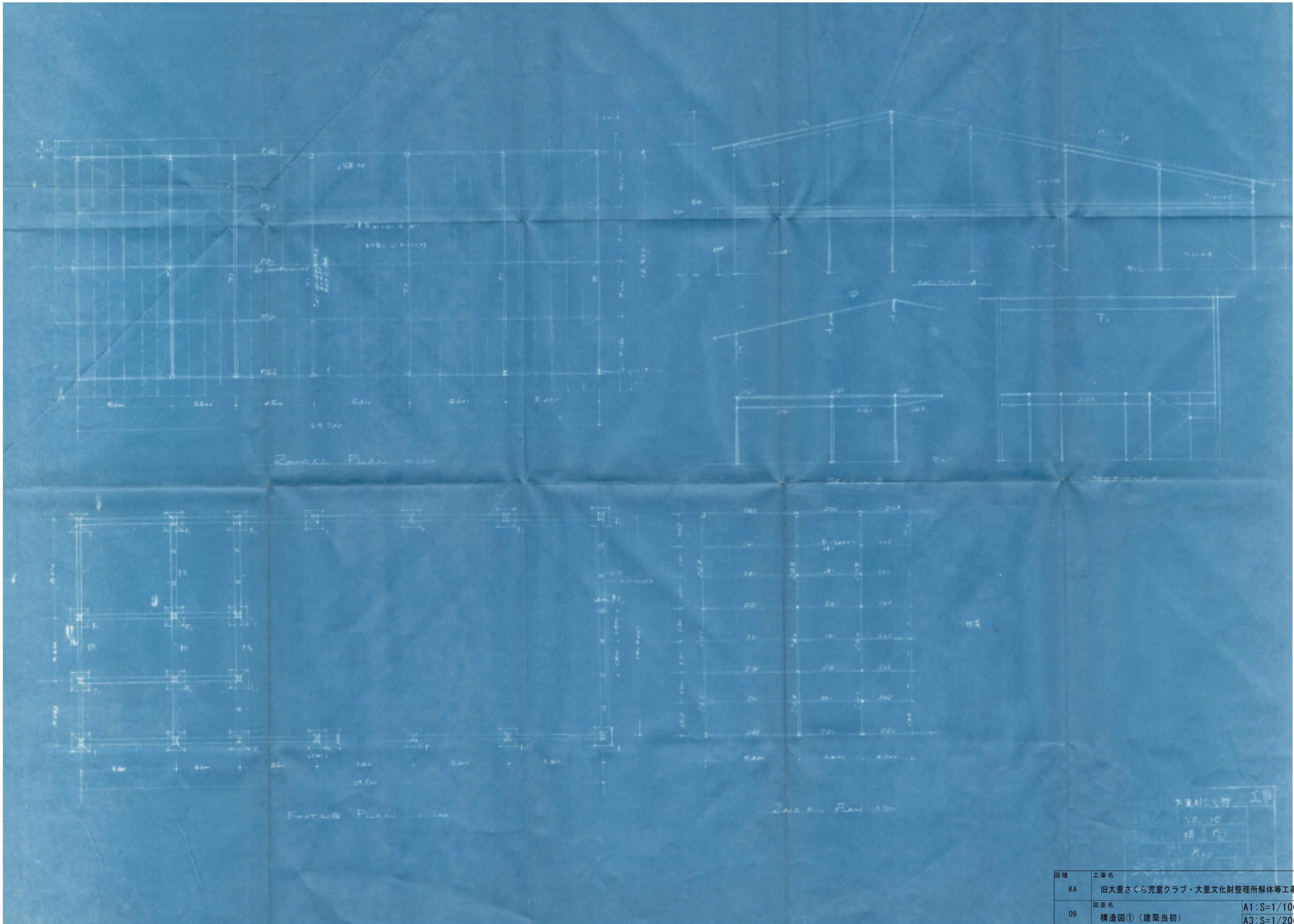

図種	工事名	
KA	旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事	
09	図面名 構造図①（建築当初）	A1:S=1/100 A3:S=1/200

熊谷市建設部営繕課

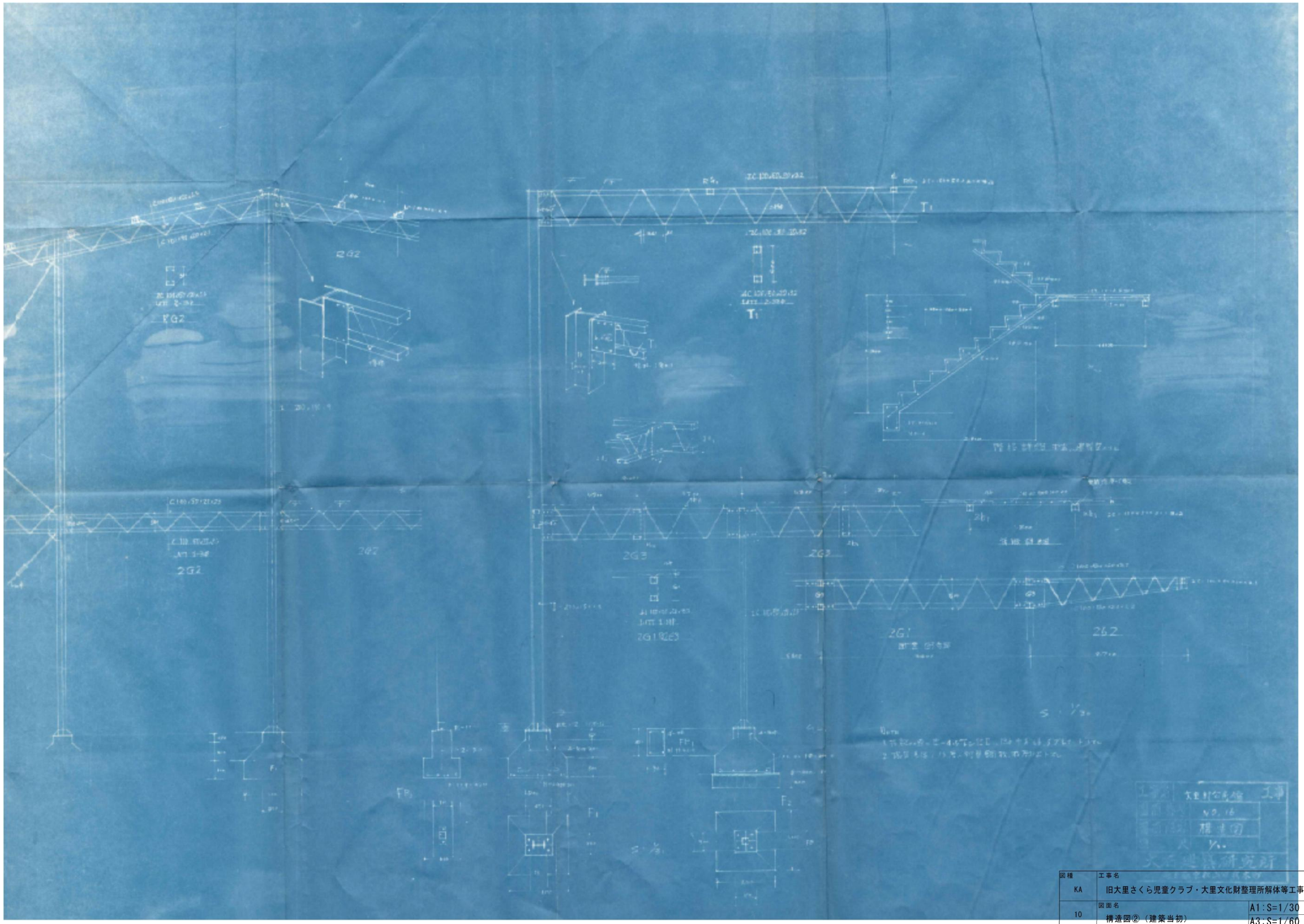

図種	工事名	
KA	旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事	
10	図面名 構造図②（建築当初）	A1:S=1/30 A3:S=1/60

熊谷市建設部営繕課

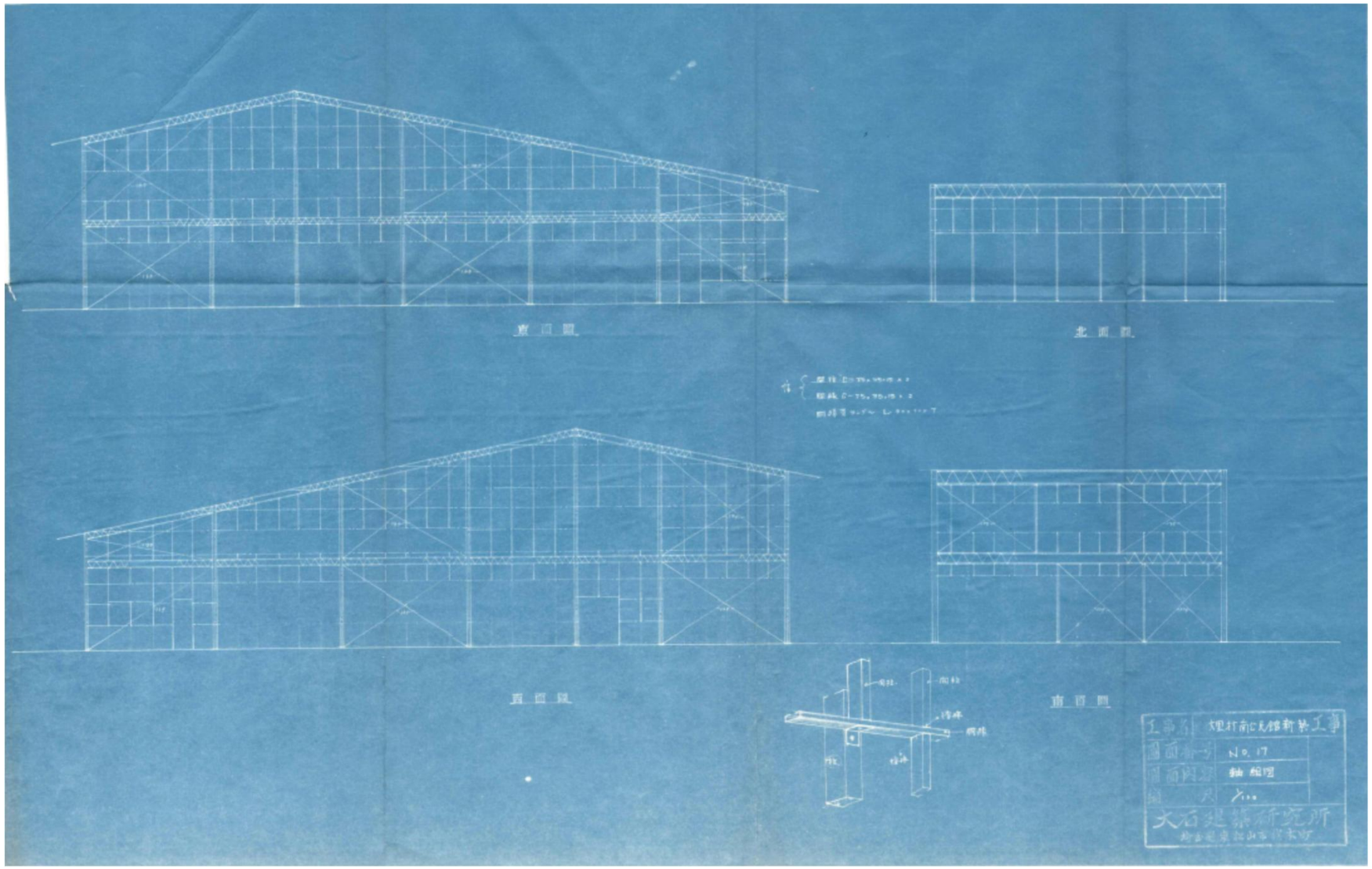

図種	工事名	
KA	旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事	
11	図面名 軸組図（建築当初）	A1:S=1/100 A3:S=1/200
熊谷市建設部営繕課		

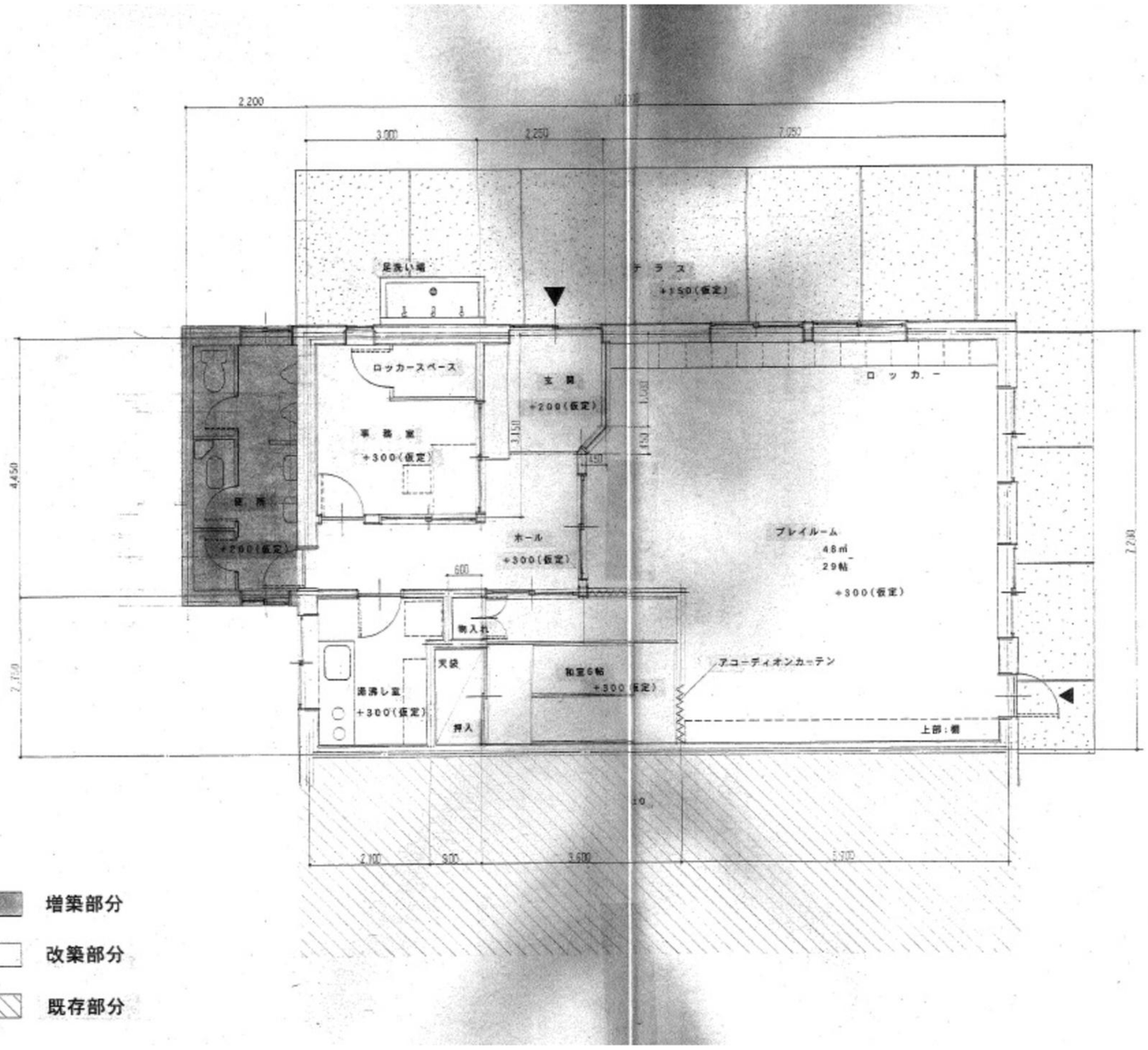

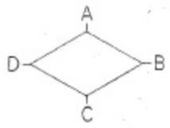

展開表示

図種	工事名	
KA	旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事	
12	図面名 児童クラブ 平面図	A1:S=1/50 A3:S=1/100
熊谷市建設部営繕課		

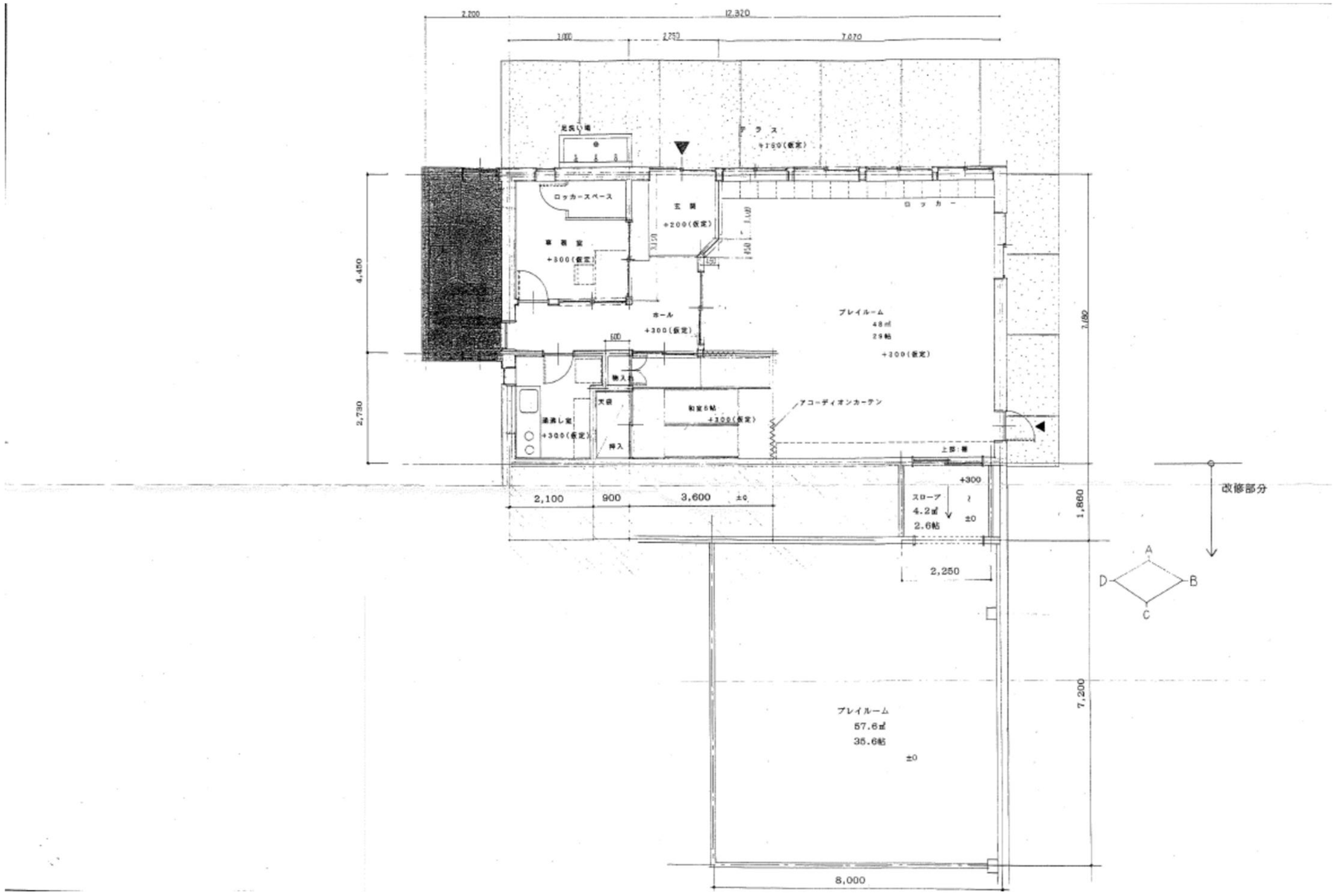

図種	工事名	
KA	旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事	
13	図面名 児童クラブ 平面図（部分改修後）	A1:S=1/60 A3:S=1/120
熊谷市建設部営繕課		

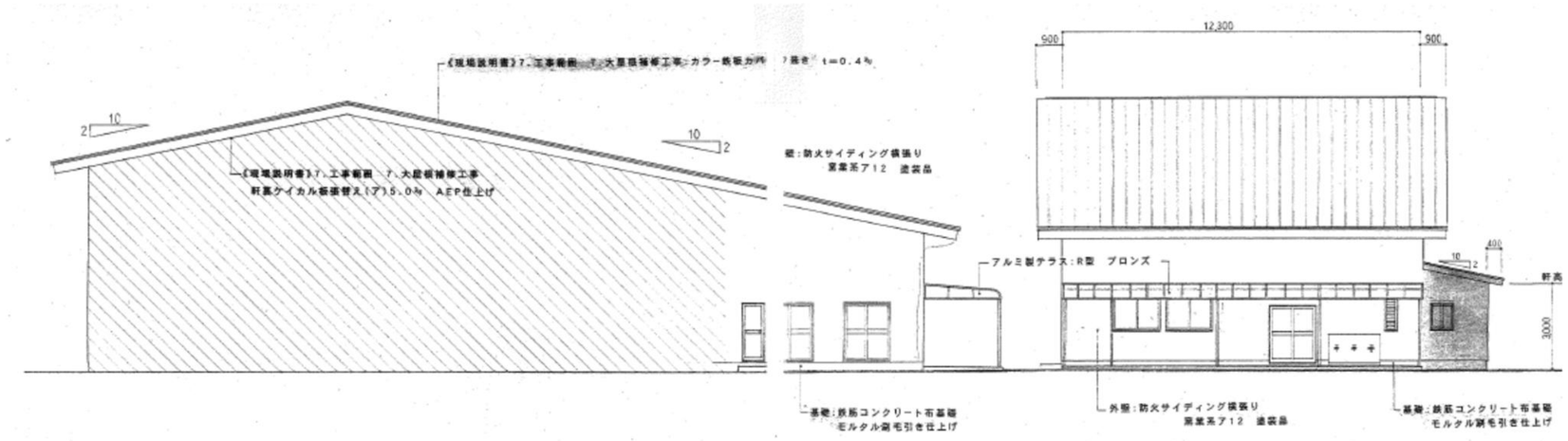

東側立面図

北側立面図

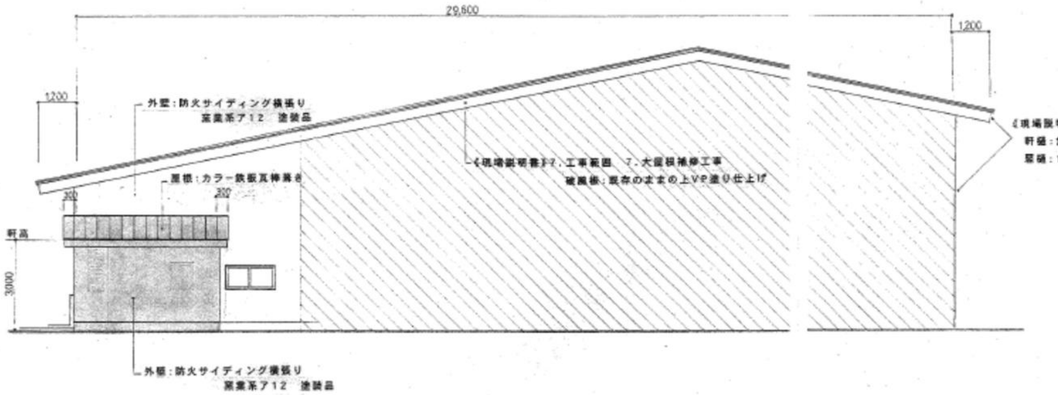

西側立面図

《現場説明書》7.工事範囲　7.大屋根補修工事
軒樋:角型150交換
竪樋:100φ　交換

増築部分

改築部分

既存部分

※《現場説明書》7.工事範囲　7.大屋根補修工事
工事範囲-大屋根:カラー鉄板カバールーフ葺き　t=0.4㎜,
- ケラバ軒先廻縁,軒先雨戸,水上雨戸(エプロン),検処理,等一式.
- 軒裏ケイカル板張替え,AEP塗り仕上げ.
- 破風板:既存のままの上VP塗り仕上げ.
- 軒樋,竪樋,落口,鎖持金物,等一式.

図種	工事名	
KA	旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事	
14	図面名 児童クラブ 立面図	A1:S=1/100 A3:S=1/200
熊谷市建設部営繕課		

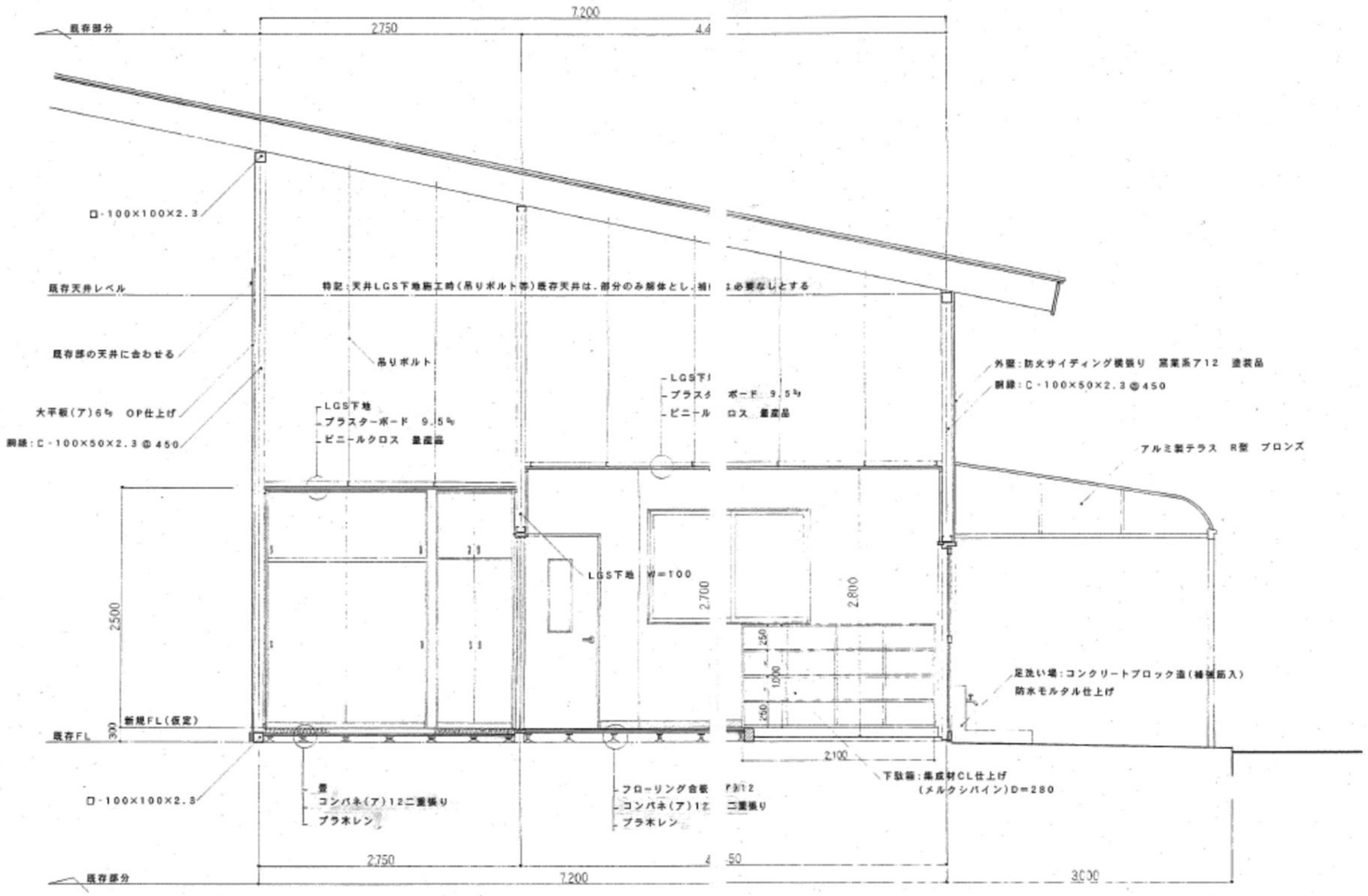

図種	工事名	
KA	旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事	
15	図面名 児童クラブ 矩計図	A1:S=1/30 A3:S=1/60
熊谷市建設部営繕課		

	仕上げ材料
A	ビニールクロス張り　下地：PB7 12.5+LGS下地
B	ジプトーン張度　LGS下地
C	ラワン耐水合板4㎜　LGS下地

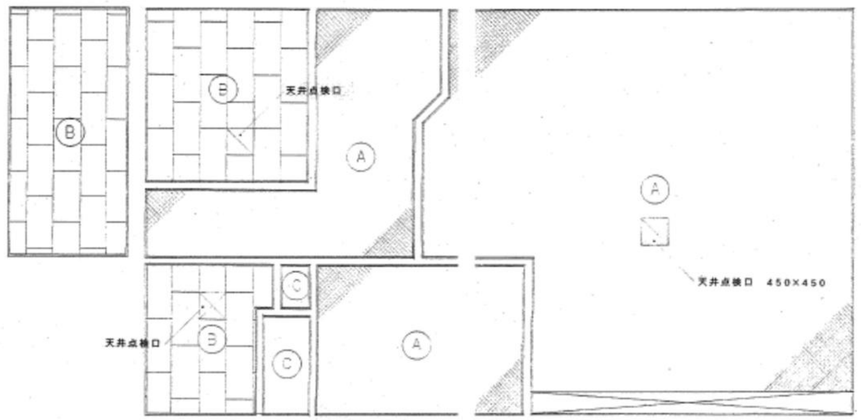

図種	工事名	
KA	旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事	
16	図面名 児童クラブ 天井伏図	A1：S=1/50 A3：S=1/100
熊谷市建設部営繕課		

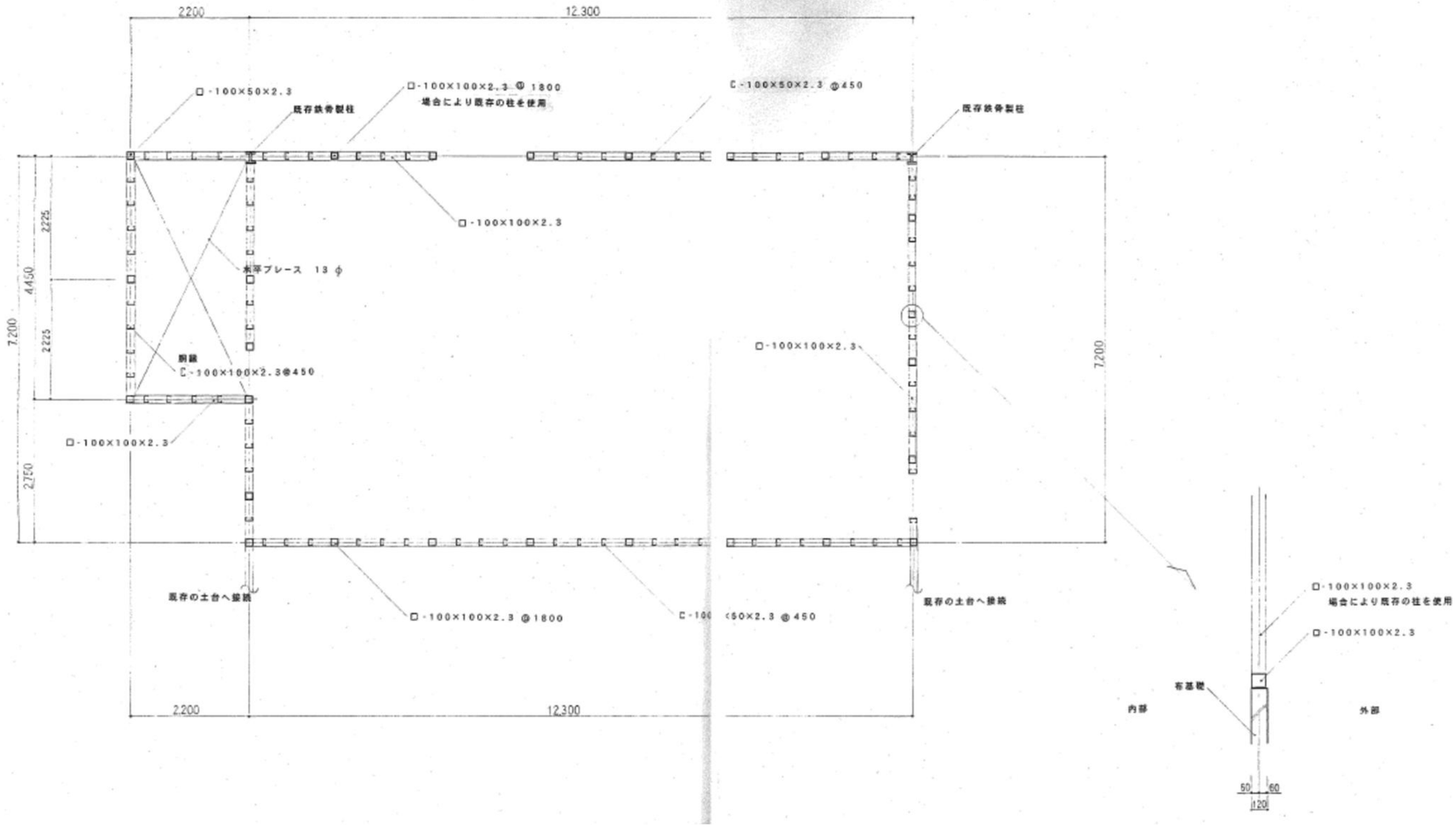

図種	工事名	
KA	旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事	
17	図面名 児童クラブ 鉄骨平面図	A1:S=1/50,20 A3:S=1/100,40
熊谷市建設部営繕課		

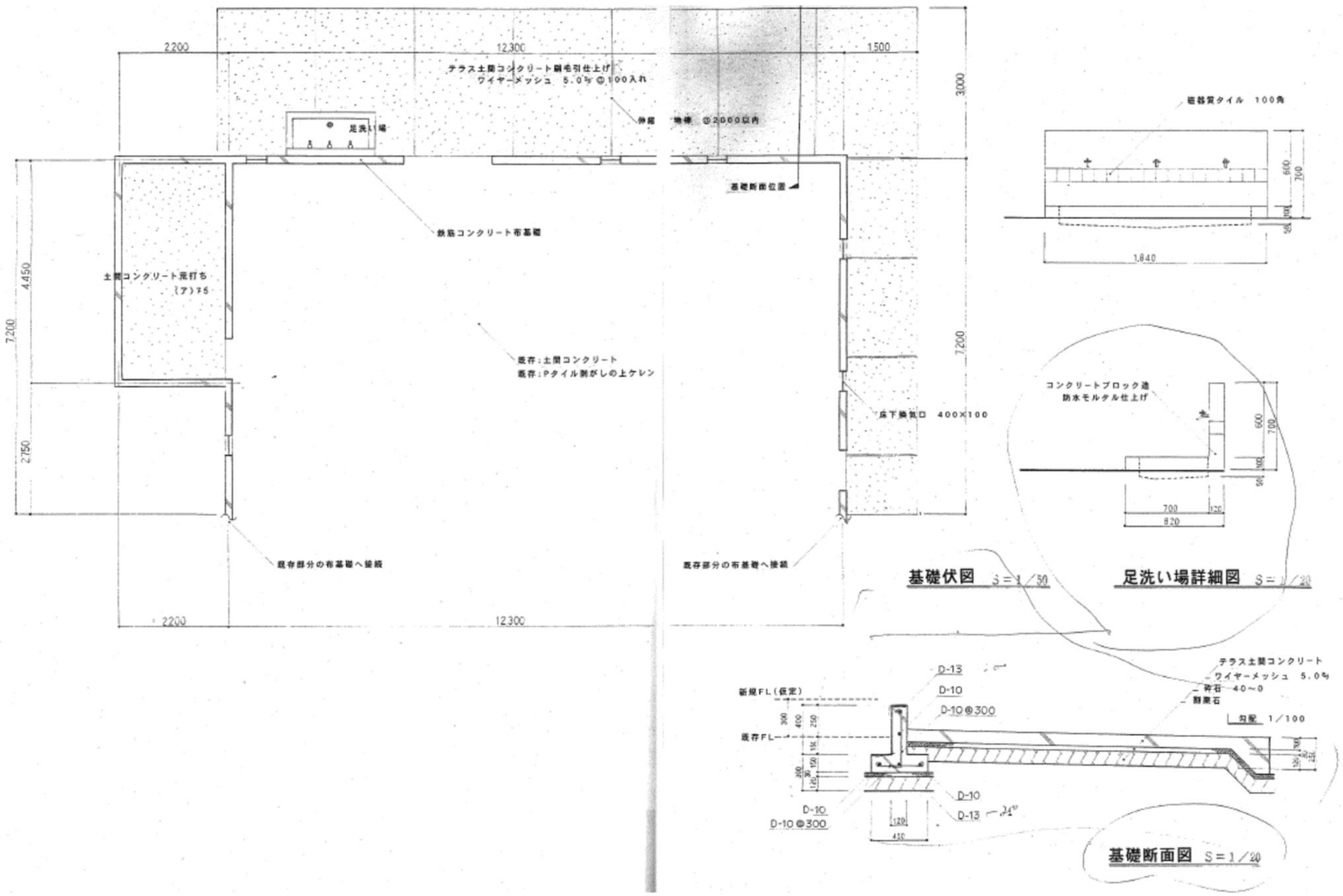

図種	工事名	
KA	旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事	
18	図面名 児童クラブ 基礎伏図・断面図	A1:S=1/50,20 A3:S=1/100,40
熊谷市建設部営繕課		

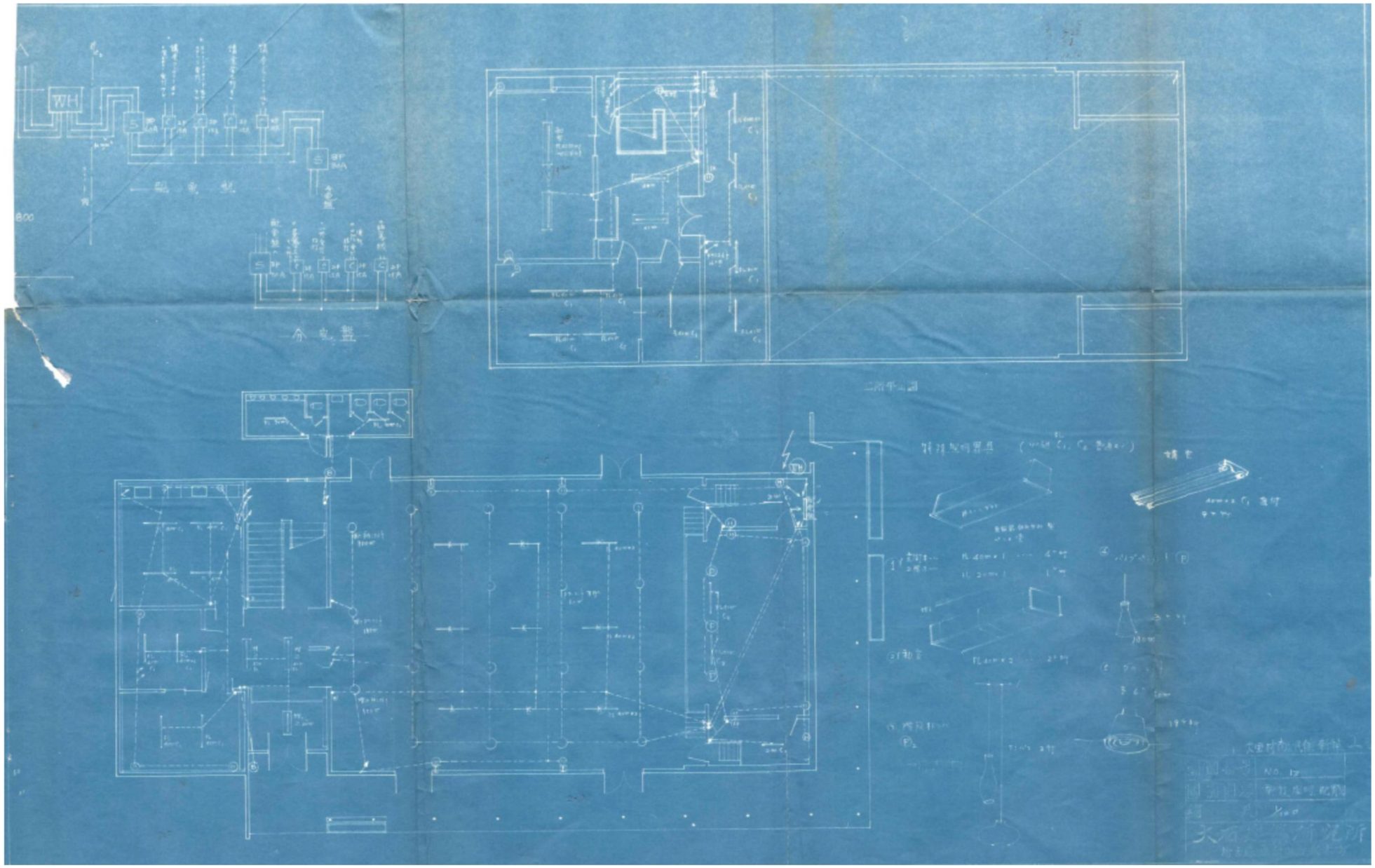

図種	工事名	
KE	旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事	
01	図面名 電灯・照明配線図 姿図（建築当初）	A1:S=1/100 A3:S=1/200
熊谷市建設部営繕課		

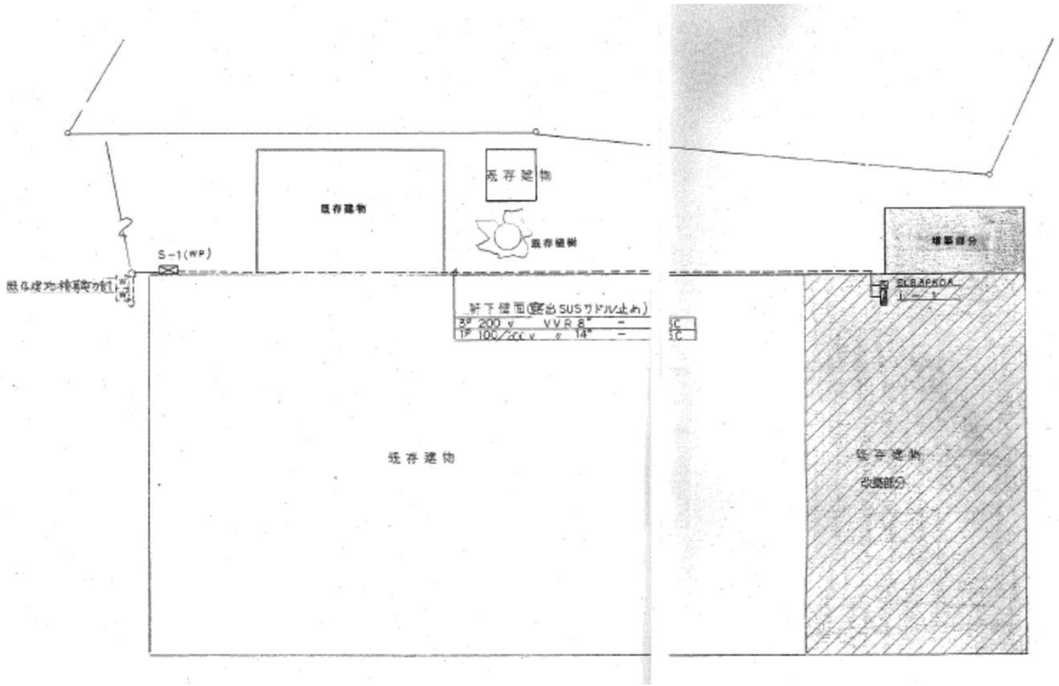

図種	工事名	
KE	旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事	
02	図面名 児童クラブ 電灯配線配置図	A1:S=1/100 A3:S=1/200
熊谷市建設部営繕課		

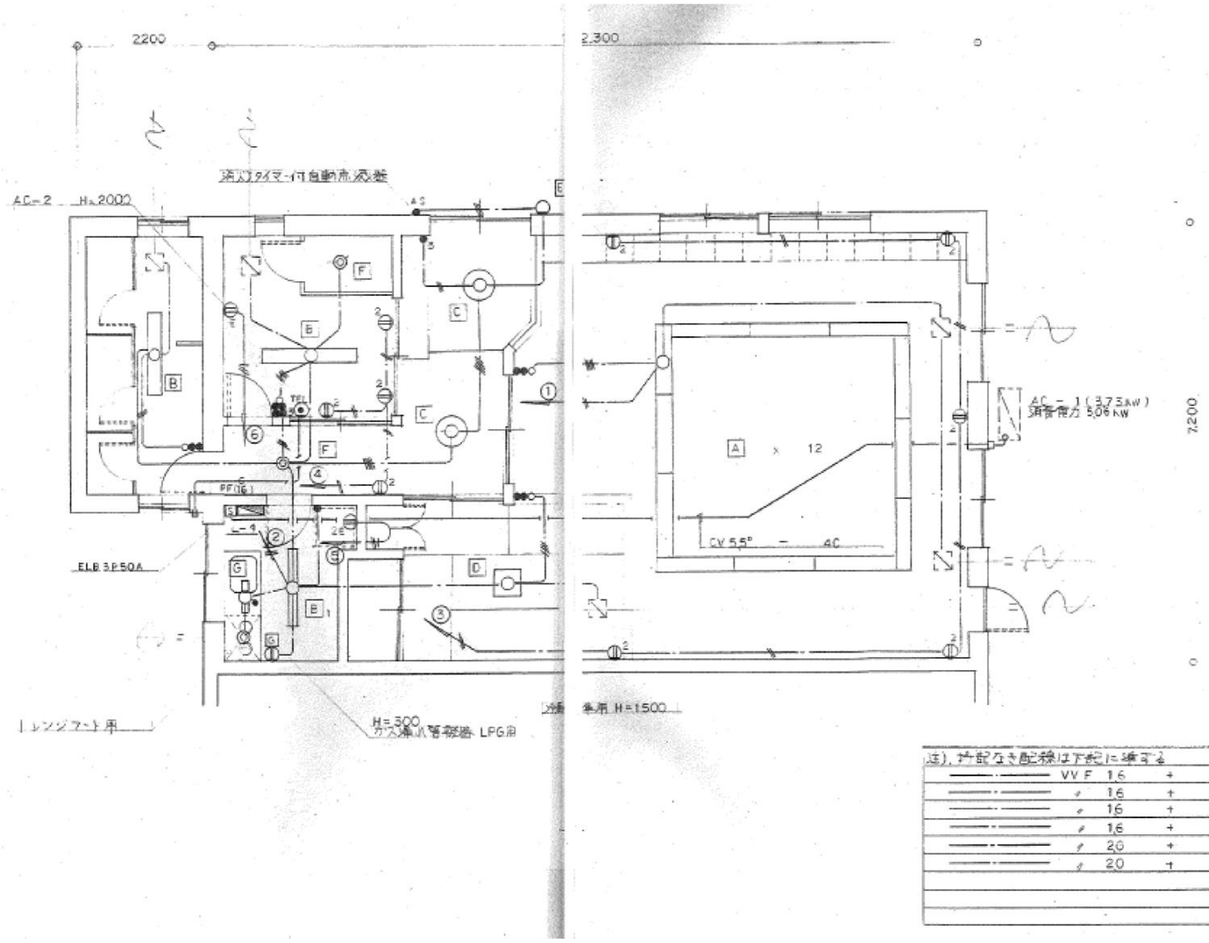

図種	工事名	
KE	旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事	
03	図面名 児童クラブ 電灯・コンセント配線図	A1:S=1/50 A3:S=1/100
熊谷市建設部営繕課		

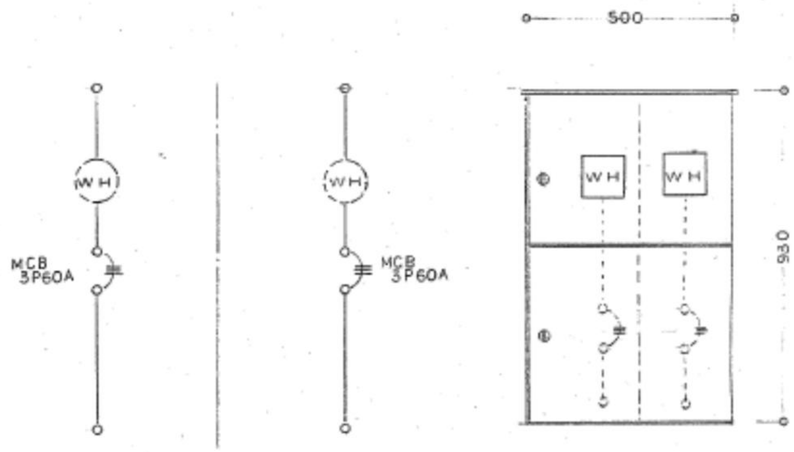

S — 1 WP 樹脂製

参考姿図

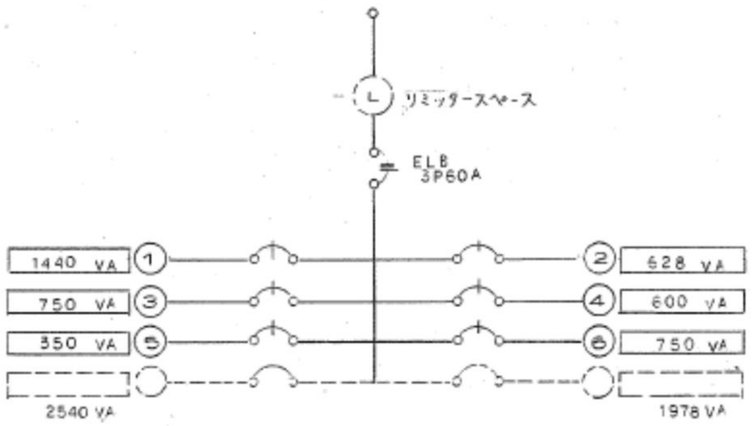

L — 1 樹脂製

A FL 40 W × 2 FRL1-302	B FL 40 W × 2 B_1 FL 40 W × 1 FSS4 - 402 FSS4 - 401	C FCL 30 W × 1 FC 38417 (同当品)
D FL 20 W × 4 FSF4 - 204	E FL 20 W × 1 (WP) FBC 1RP - 201	F FDL 13 W FRS 11 - D131
G FL 20 W × 1 FB 2336 (同当品)		
	同当品以外は公共盗設照明	

図種	工事名	
KE	旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事	
04	図面名 児童クラブ 盤結線図・照明姿図	A1:NO SCALE A3:NO SCALE
熊谷市建設部営繕課		

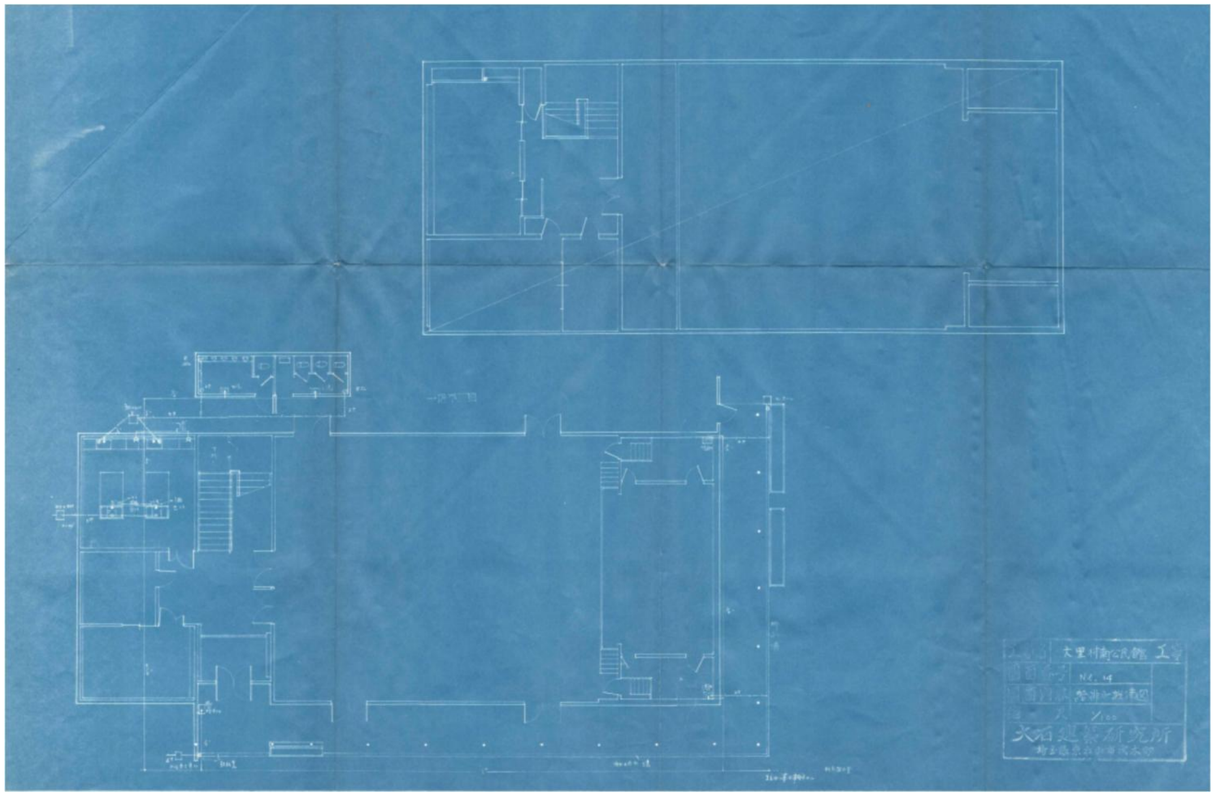

図種	工事名	
KM	旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事	
01	図面名 給排水設備図（建築当初）	A1:S=1/100 A3:S=1/200
熊谷市建設部営繕課		

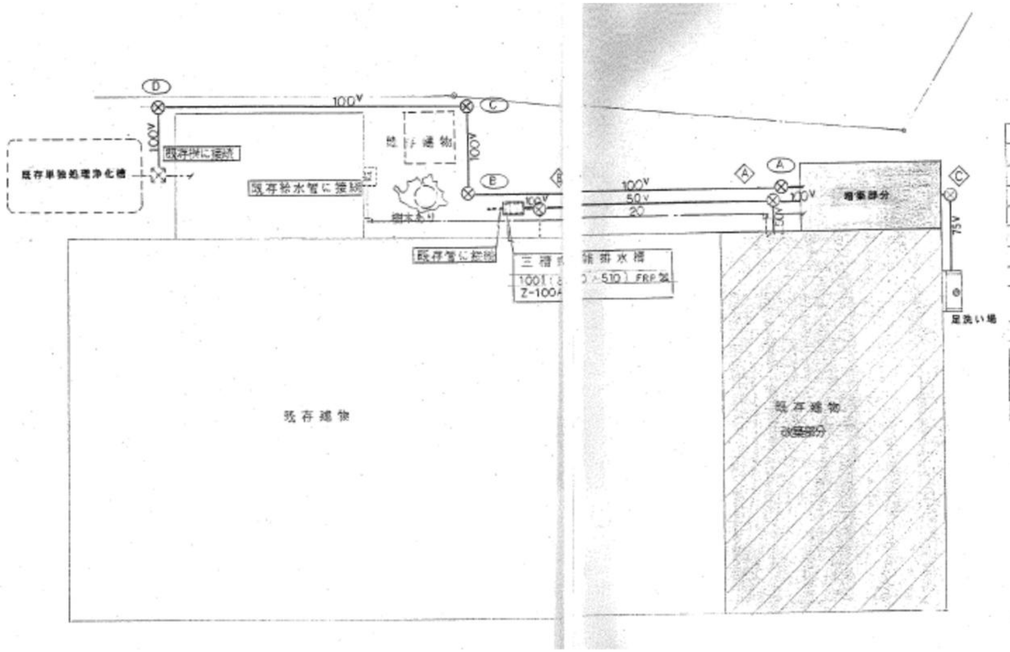

桝リスト

記号	寸法	備考
A	300φ × 300H	防臭蓋 SK-1
B	300φ × 405H	〃 SK-1
C	300φ × 435H	〃 SK-1
D	300φ × 535H	〃 SK-2
A	300φ × 300H	
B	300φ × 380H	
C	300φ × 400H	認蓋め．SUSネット付

撤去．埋め戻しは手堀り

給水管――――硬質塩ビライライニング鋼管（VB.VD）

排水管――――硬質塩化ビニル管

図種	工事名	
KM	旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事	
02	図面名 児童クラブ 給排水衛生設備配置図	A1:1/100 A3:1/200

熊谷市建設部営繕課

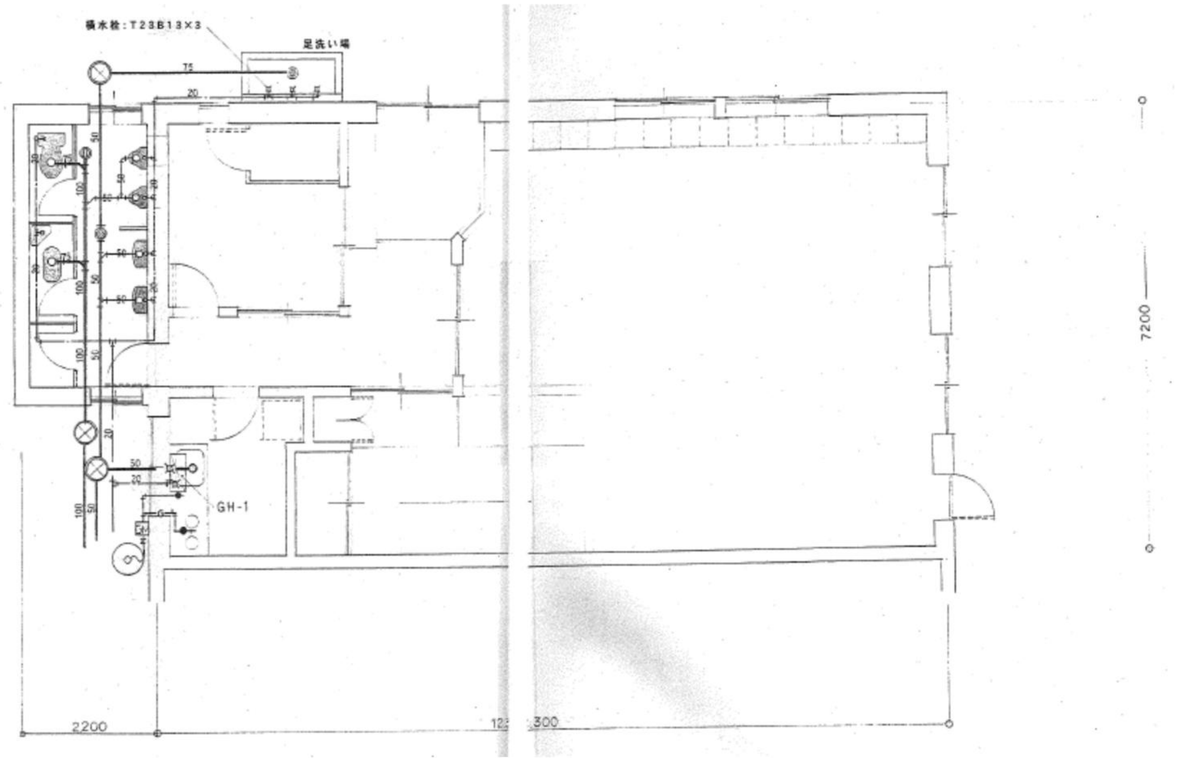

図種	工事名	
KM	旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事	
03	図面名 児童クラブ 給排水衛生設備平面図	A1：1/50 A3：1/100
熊谷市建設部営繕課		

記号	名称	仕様	数量	参考品番	備考
AC－1	エアコン	4方向吹出 天井カセット形、冷房能力 11.2KW 暖房能力 13.2KW 200V COP 3.5KW FAN 0.02KW×2(外)、0.09W(内)、基礎工事共	1	PLH-U125KAG	
AC－2	エアコン	壁掛形、冷房能力 2.0KW 暖房能力 3.0KW 100V COP 0.55KW FAN 18W(外)、18W(内)、基礎工事共	1	MSZ-KS208 W	
F－1	天井埋込換気扇	低騒音タイプ、インテリアパネル、風逆流防止シャッター付、風量 300㎥/h 100V 25W、VC 防虫網付 アルミ製	3	VD-18ZX4-W	
F－2	天井埋込換気扇	低騒音タイプ、インテリアパネル、風逆流防止シャッター付、風量 150㎥/h 100V 14W、VC 防虫網付 アルミ製	1	VD-15ZX4-W	
F－3	天井埋込換気扇	低騒音タイプ、フードスナックボディー、風量 45㎥/h 100V 4.9W VC 防虫網付 アルミ製	1	VD-08ZCC-C	
GH－1	ガス瞬間湯沸し器	5号タイプ。	1	RUS-51FT-1	

名称	仕様	数量	備考
洋風大便器	C420.S17BR.TS517ZSN.TC262N.T53PR75.T53DS.	1	同等品
和風大便器	C750V.S570B.TS750ZS32.TS670FZS.TS571D.T82C32.T56H5.	1	〃
小便器	U308C.TG60PNX.T62-16.T64FWN.	2	〃
紙巻器	TS116MK.	2	〃

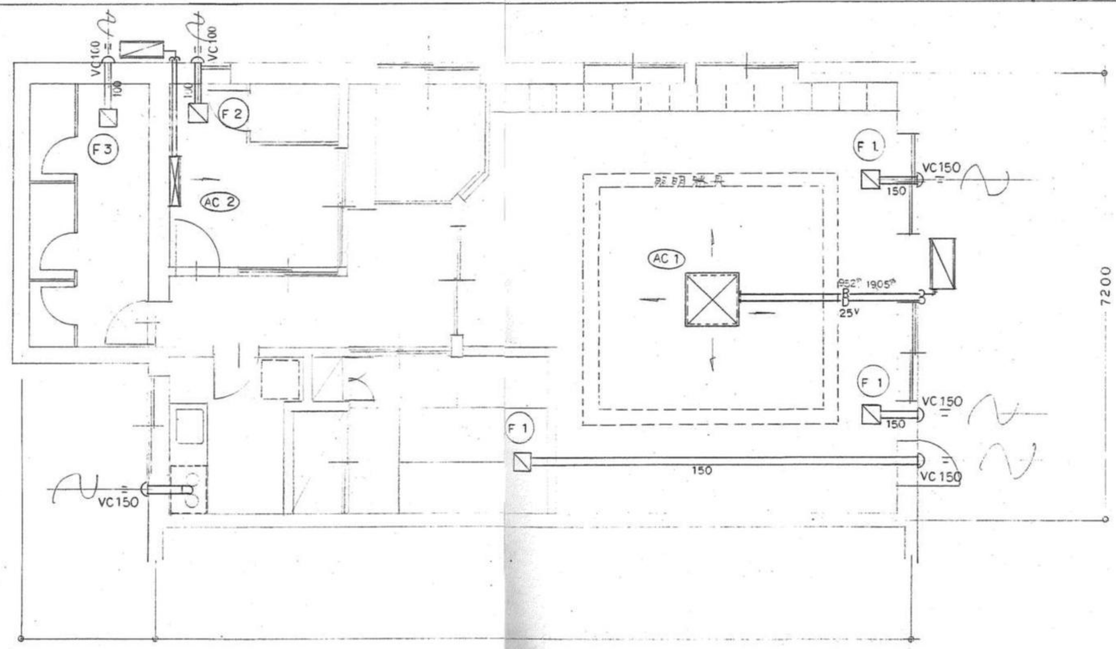

図種	工事名	
KM	旧大里さくら児童クラブ・大里文化財整理所解体等工事	
04	図面名 児童クラブ 空調換気設備平面図・器具リスト	A1:1/50 A3:1/100
熊谷市建設部営繕課		